

西脇市総合計画 後期基本計画 (案)

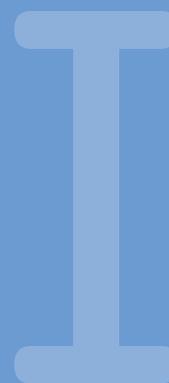
西脇市

<目次>

I	西脇市の概要	3
II	序論	7
	第1章 計画策定の趣旨	8
	第2章 計画の位置付けと期間	9
	第3章 本市を取り巻く社会潮流	10
	第4章 本市の概況	16
	第1節 本市の姿	
	第2節 市民意識	
	第5章 前期基本計画の検証	30
	第1節 前期基本計画における主な取組	
	第2節 まちづくり指標等による評価	
	第3節 政策・施策の見直し	
	第4節 持続可能なまちづくりに向けて	
III	後期基本計画	37
	序章 後期基本計画の構成と体系	38
	第1節 後期基本計画の構成	
	第2節 後期基本計画の体系	
	第3節 後期基本計画の読み方	
	第1章 未来を拓く次世代が育まれるまち	43
	第2章 つながりによる安心とうるおいが実感できるまち	59
	第3章 安全で快適な生活基盤が整うまち	81
	第4章 地域特性を生かした産業とにぎわいがあふれるまち	99
	第5章 生涯活躍・共生社会の実現	113
	第6章 多様な主体による地域自治の確立	129
	第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進	139
IV	まち・ひと・しごと創生総合戦略	151
	第1節 策定の経緯	
	第2節 総合戦略の概要	
	第3節 総合戦略の基本目標と取組方針	
	第4節 総合戦略の具体的な施策	

V	計画の推進	161
第1章	財政推計	162
第2章	分野別計画	164
第3章	進行管理	166
VI	資料編	167
	・ 後期基本計画の政策とSDGsの関係	
	・ 用語説明	

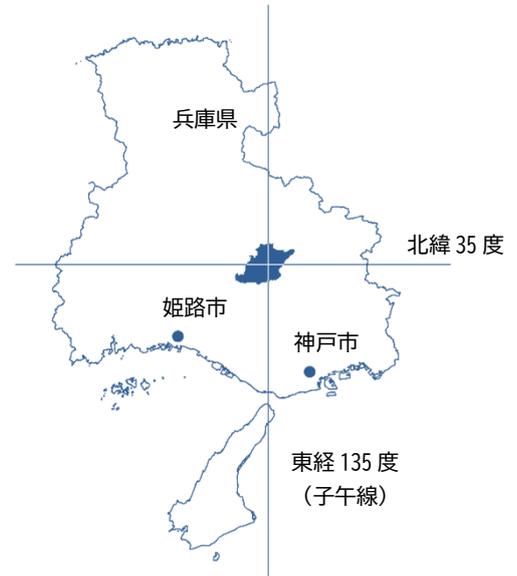
西脇市の概要



<西脇市の概要>

● 西脇市の位置

本市は、兵庫県のほぼ中央部、東経 135 度と北緯 35 度が交差する「日本列島の中心—日本のへそ」に位置しており、阪神都市圏からは 60km 圏内にあります。



● 西脇市のあゆみ

本市では、約 2 万年前（旧石器時代後期）の石器が見つかっており、古くから人々が生活していたことがうかがえます。岡之山山頂に築かれた岡ノ山古墳は、4 世紀初頭における西脇・多可地域で現存する唯一の前方後円墳で、当地域一帯を有力者が支配していたと考えられます。

中世には這田庄、富田庄、比延庄、黒田庄などが存在しており、在地領主により開発が進んだと考えられ、近世においては、農村集落が点在しており、早くから綿作が行われ、江戸時代後期には農閑期の副業として綿織物が作られるようになりました。

明治期の廃藩置県後、明治 22（1889）年の町村制施行に伴い、多可郡津万村ほか 5 村が誕生しました。「播州織」の繁栄とともに、現在の西脇地区を中心に市街地が形成され、大正 6（1917）年に津万村が町制施行し西脇町となり、昭和 27（1952）年に西脇町、日野村、重春村、比延庄村の 1 町 3 村が合併し、北播磨地域で最も早く市制施行しました。昭和 29（1954）年には西脇市が加西郡芳田村を編入し、播磨内陸地域の拠点都市として発展を遂げてきました。

また、黒田庄村は、昭和 35（1960）年に町制施行し黒田庄町となりました。

そして、平成 17（2005）年 10 月に、地理的、歴史的、経済的につながりが深い西脇市と黒田庄町が新設合併し、新「西脇市」が誕生しました。

現在の西脇市は、これまでの歴史的な成り立ちなどを踏まえて、8 つの地区で構成されており、それぞれの地区ごとに特性を生かしたまちづくりを進めています。



● 市章

2つの「シ」を図案化して「ニシ」を表し、市内を流れる2つの川（加古川、杉原川）の合流地にひらける西脇市の飛躍と調和を象徴しています。



● 市民憲章

わたしたちの西脇市は、豊かな自然の中で、これまでの歴史・伝統・文化を大切にしながら、織物を産業の中心として栄えてきました。

わたしたちは先人たちのたゆみない努力によって築かれたこのまちを受け継ぎ、次の世代の人々が誇りと愛着を持てるふるさとにするために、新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

このまちで暮らすすべての人が、自然を愛し、互いに思いやり、支えあいながら、喜びと生きがいを実感できるよう、心豊かで魅力あふれるまちをつくるために、ここに市民憲章を定めます。

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

● 西脇市歌

作詞 中川安一/作曲 村山貞雄

- (1番) 朝日ひたさす 比也の谷 映ゆる鈴堀 伊夜の丘
みどりに光る 都麻の野や 秋は黄金の 実を結ぶ
伸びる西脇 展けわが市
- (2番) 加古の高瀬に 立つにじの かけはしにおう 綾にしき
ゆたかに染めて 織るところ のぼる煙も 雲に入る
伸びる西脇 展けわが市
- (3番) 多可の峰々 咲く花と きおい立つ日ぞ はずみある
われらの歩み すこやかに 手に手とりつつ いざゆかん
伸びる西脇 展けわが市

● 市の木



さくら

● 市の花



しばざくら

序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の位置付けと期間

第3章 本市を取り巻く社会潮流

第4章 本市の概況

第5章 前期基本計画の検証



第1章 計画策定の趣旨

本市では、令和元（2019）年度から令和12（2030）年度までの12年間を計画期間とする第2次西脇市総合計画を策定し、基本構想において「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」を将来像として掲げるとともに、その実現に向けて、前期基本計画で示す施策の展開方針等に基づいて、各分野で計画的なまちづくりを推進してきました。

一方で、計画策定後も、より一層進行する人口減少と少子高齢化、厳しさを増す地方財政、増加傾向にある異常気象など、社会環境の変化は続いており、加えて、令和2（2020）年以降に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、新しい生活様式の普及やデジタル技術の進展など、社会の変化を加速させました。

本市においても、人口減少等に伴う人口構造の変化、増加傾向にある社会保障費、公共施設や社会基盤の老朽化、感染症や物価高騰の影響を受ける地域経済、近い将来発生が予見される大規模自然災害など、地域課題は厳しさを増しています。

こうした中、本市が将来にわたって持続可能なまちとして発展し続けていくためには、社会の変化に即した対応、将来を見据えたまちづくりを推進していく必要があり、令和6（2024）年度で前期基本計画の計画期間が終了することなども踏まえ、令和7（2025）年度を初年度とする第2次西脇市総合計画・後期基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定します。

第2章 計画の位置付けと期間

西脇市総合計画は、西脇市自治基本条例の規定に基づいて策定する「本市の最上位計画」であり、「基本構想」「基本計画」「行動計画」の3階層で構成します。

本計画は、このうち「基本計画」となるものであり、基本構想と合わせてまちづくりの方向性を示し、本市の分野別計画や施策・事業の基礎となるものです。

基本構想

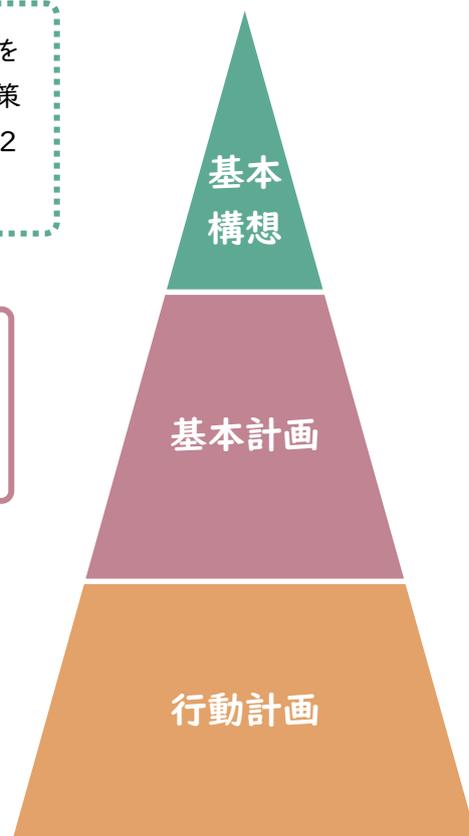
長期的な展望の下、将来における本市の目指すべき姿を明らかにするとともに、その将来像を実現するための政策展開の基本的な方向性を示します。平成31(2019)年2月に市議会で議決されています。

基本計画

基本構想を踏まえ、その実現に向けた施策の展開方針を示すとともに、効果的な計画行政を展開するために、具体的な目標や施策を明らかにします。

行動計画

基本計画に定めた施策について、財政的な見通しを踏まえ、取組の具体的な内容を体系的にとりまとめます。行動計画は本計画とは別に作成します。



■ 計画期間

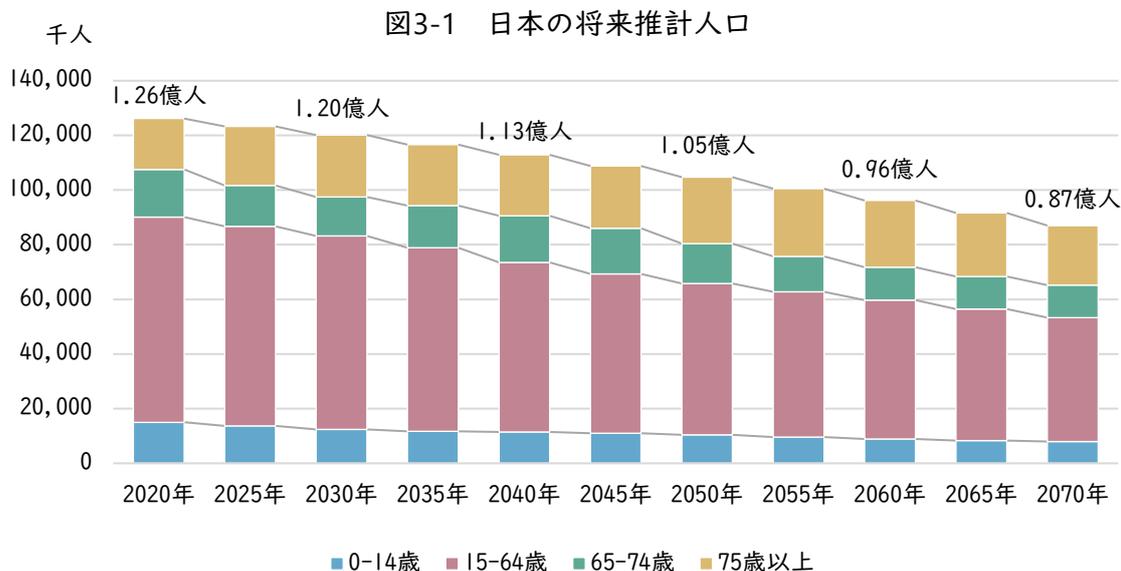
H31年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022	R5年度 2023	R6年度 2024	R7年度 2025	R8年度 2026	R9年度 2027	R10年度 2028	R11年度 2029	R12年度 2030
基本構想											
前期基本計画						後期基本計画					

第3章 本市を取り巻く社会潮流

本市を取り巻く主な社会潮流について、次のとおり整理します。

I 人口減少、少子高齢化に伴う人口構造の変化

- 我が国の総人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に転じており、令和 5（2023）年には 1 億 2,435 万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 9（2027）年に高齢化率が 3 割に、令和 38（2056）年には総人口が 1 億人を下回ると見込まれ、人口減少と高齢化が同時に進行します。また、令和 12（2030）年には単身世帯が 2,000 万世帯を超え、このうち 75 歳以上の世帯は 500 万世帯に達すると見込まれています。
- 我が国の出生数は、平成 28（2016）年に初めて 100 万人を割り込んで以降、急速に減少しており、令和 5（2023）年には 72.7 万人、合計特殊出生率は 1.20 と過去最低を更新しました。こうした状況を踏まえ、政府では令和 12（2030）年までが少子化を反転させるラストチャンスとして、こども未来戦略等を策定し、少子化対策を推進していくこととしています。
- 人口の東京一極集中が課題となっている社会動態については、コロナ禍で首都圏周辺地域を中心に改善が見られましたが、現在では首都圏への人口集中が再び加速しており、関西圏においても大阪府への人口集中が進んでいます。
- 特に地方都市では、少子化の進行と都市部への人口流出が相まって、64 歳以下の人口及び人口割合が今後も着実に低下していく見込みであり、産業や地域活動の担い手不足、生活関連サービスの縮小などが懸念されます。また、税収の減少に伴って、現在の社会保障制度や行政サービス水準の維持が困難になるなど、様々な分野で大きな影響が生じる可能性があります。こうしたことを念頭に、人口減少や高齢化の進行を前提としたまちづくりの展開や少子化抑制の取組が求められます。



2 経済環境と働く環境の変化

- 日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2（2020）年4－6月期を底として大幅に落ち込んだ後、感染症の動向により一進一退を繰り返しながらも、徐々に経済社会活動の正常化が進みました。一方、令和4（2022）年2月にはロシアによるウクライナ侵攻があり、また米欧におけるコロナ禍からの回復もあって、世界的な物価上昇が生じ、我が国においても40年ぶりの物価上昇など大きな変化が生じています。
- 雇用情勢については、リーマンショック以降上昇を続けていた有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しました。近年は再び上昇傾向にありますが、コロナ禍以前の水準には至っていません。一方、外国人労働者については、コロナ禍で増加スピードに歯止めがかかったものの、人手不足を背景に再び増加傾向となっています。また、コロナ禍で感染予防を念頭に置いた行動が求められた結果としてオンライン環境が急速に普及し、リモートワークにみられるような、場所を問わない新たな働き方が広まりつつあります。
- 中小企業が地域経済の中心となる地方都市においては、人手不足や労働生産性の伸び悩み、後継者不足等を背景とした厳しい状況が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により状況はさらに悪化し、地域経済を支える地域産業の活力向上が喫緊の課題となっています。こうした状況の中にあって、今後も生産性の向上や多様な働き方を可能にする働き方改革の取組など、一人ひとりが安心して働くことができる環境づくりが求められています。

図3-2 労働生産性の国際比較

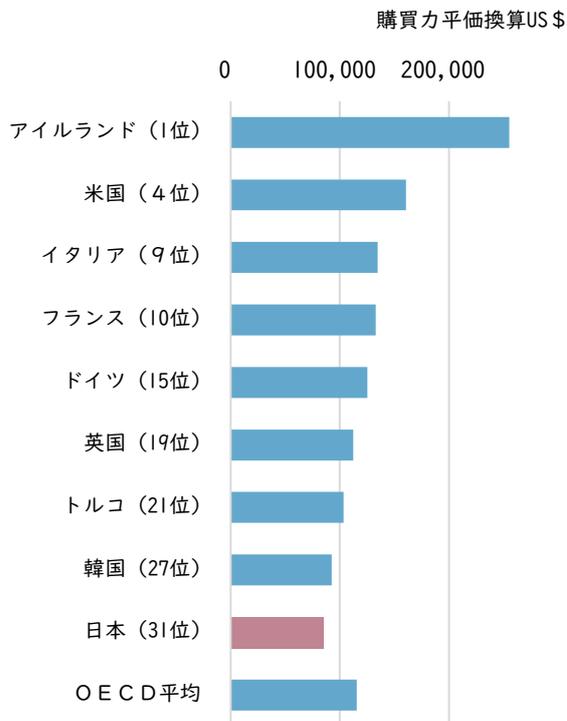
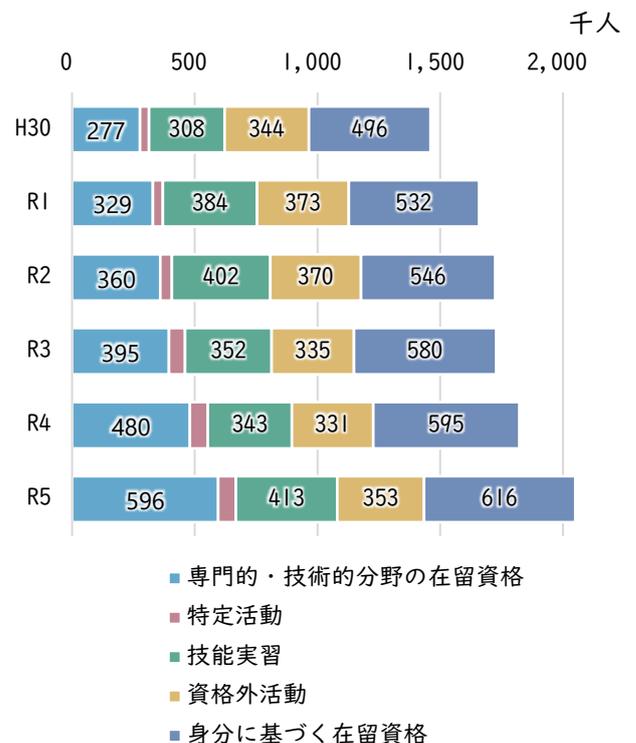


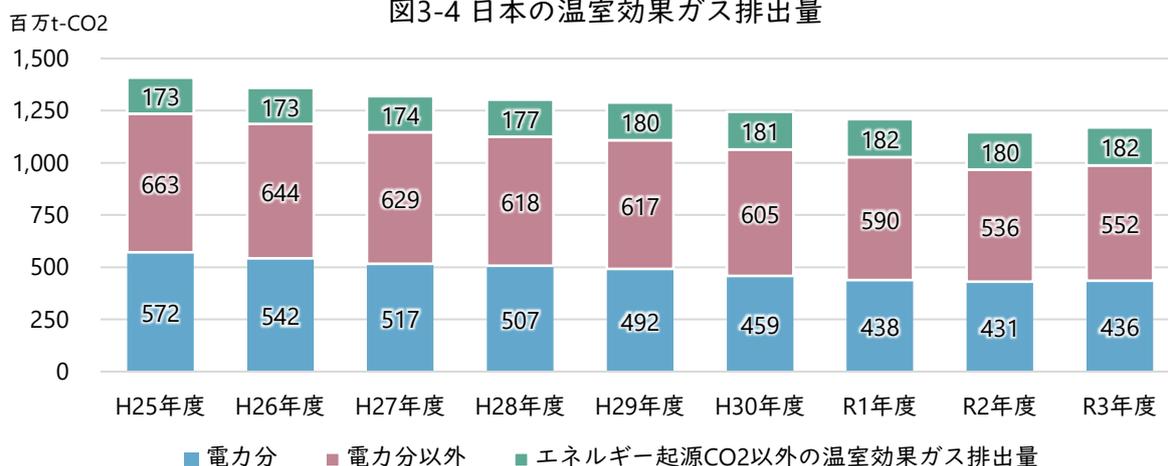
図3-3 外国人労働者数



3 安全・安心を脅かすリスクの高まり

- 化石燃料の大量消費や世界的な人口増加等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加しており、国際機関からは「令和5（2023）年の世界の平均気温は観測史上最も高い」と発表されました。地球温暖化は、生態系や生物多様性、食料や健康など、世界中の様々な分野に影響を及ぼす問題です。こうしたことを踏まえ、我が国では「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、世界の脱炭素を主導し、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図り、将来世代への責務を果たすとしています。
- 地球温暖化などを背景に激甚化・頻発化している豪雨災害や、近い将来に発生が予見されている南海トラフ地震など、自然災害に対するリスクが高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、今後いつ発生するか分からない新たな感染症に対して、平時から備えておくことの必要性を強く示しました。
- 自然災害だけでなく、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生や交通事故など、様々な分野における危険への意識も高まっており、危機管理体制の充実と犯罪や事故のない安全・安心な社会づくりが求められています。

図3-4 日本の温室効果ガス排出量



4 広域交通ネットワークの充実と課題

- 県内では、令和7（2025）年に東播磨南北道路が、令和8（2026）年には国道175号東播磨丹波連絡道路（西脇北バイパス）が開通予定であり、東播磨地域からの道路交通ネットワークが強化されます。また、神戸空港では、令和7（2025）年度に国際チャーター便の運航開始・国内線発着枠の拡大が予定されており、国内外との交流活性化が期待されます。
- 令和6（2024）年4月に自動車運転業務に対し時間外労働の上限規制等が適用され、今後運転手不足が深刻化すると見込まれており、物流だけではなくバス・タクシーなどの公共交通の運行にも影響を及ぼすことが懸念されます。
- JR各社は、地方部で進行する人口減少・少子化に加えて、コロナ禍で通勤・出張利用、観光利用などが減少し経営状況が悪化したことなどから、輸送密度が2,000人/日未満の線区の収支を公開しました。JR西日本からも県内4路線を含む17路線30区間が対象路線として公開され、鉄道路線の維持存続が課題となっています。

5 情報通信技術の急速な普及と新たな展開

- ICTの発達と情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活や経済活動、サービス、社会の仕組みなどが大きく変化しており、特に近年はAIの活用が急速に進んでいます。人々の行動様式を非接触・非対面へと促した新型コロナウイルス感染症の感染拡大も社会全体のデジタル化を後押ししました。医療や福祉、教育、働き方、行政運営など、様々な分野において、より便利で効率的になる社会である「Society 5.0」への移行が期待されています。
- こうしたことを受け、国においては、令和3（2021）年9月にデジタル社会形成基本法を施行し、デジタル庁を設置しました。全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、デジタルの力を活用しつつ、地域特性を生かしながら、社会課題の解決や魅力向上の取組を進めていくこととしています。
- 地方においても、AIやRPAなどの新たな技術を活用して、社会の課題解決や変革を進める自治体DXが進められているところであり、ICTを最大限に活用し利便性を高め、質の高い行政サービスを提供していくことと合わせて、あらゆる世代が様々な情報手段により利便性を享受できる、障壁のない情報活用の環境づくりが求められています。

図3-5 スマートフォン等の
利用状況

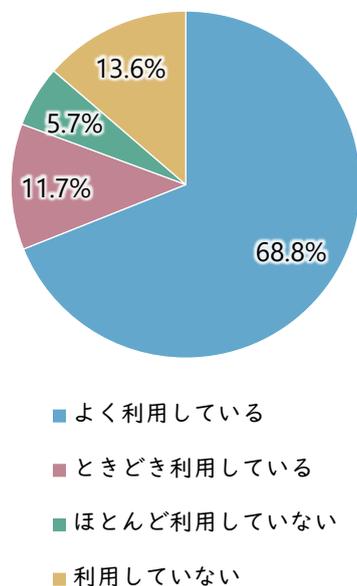
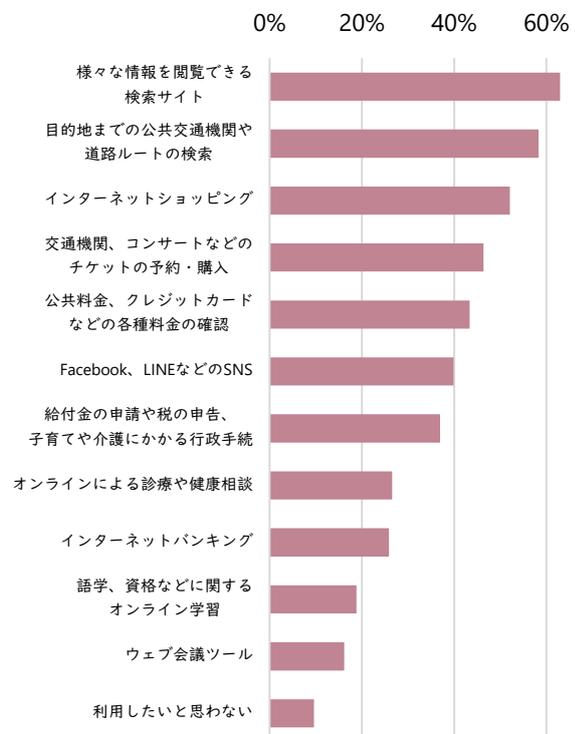


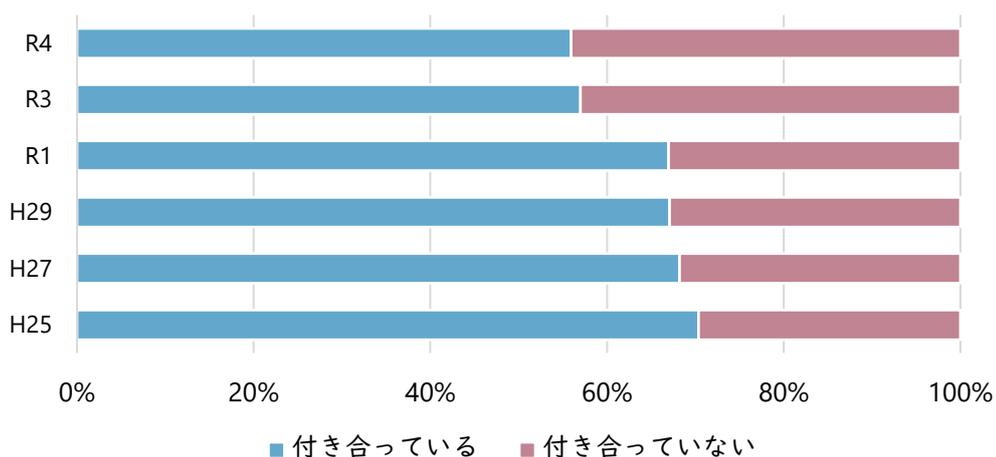
図3-6 スマートフォン等で
利用したいサービス



6 価値観の多様化と地域コミュニティの変化

- 価値観やライフスタイルが変容する中、多様性に富んだ社会が重要との意識が広がっている一方で、日本社会では社会的なマイノリティに対する差別や偏見があると感じる方が多いとの報告がなされています。少子高齢化により労働力人口が減少していく日本では、性別や国籍、文化・習慣、障害の有無などにかかわらず、誰もが尊厳ある個人として尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を互いに認め合い、安心して生活し、地域でともに支え合いながら活躍できる環境づくりが求められています。
- 価値観やライフスタイルの多様化が広がることで、自分らしい生き方を選択しやすい社会、より暮らしやすい社会になり得る一方で、地域コミュニティに関わる機会や時間が減少し、地域における人と人のつながりが希薄化することが懸念されます。高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加が見込まれることなどを踏まえ、近隣の助け合いなど地域のつながりを基盤とした取組の推進、地域活動の新たな担い手の発掘・育成とともに、共通の価値観に基づくコミュニティの活動支援など、従来の地域活動を越えた新たな活動の展開が求められます。

図3-7 地域での付き合いの程度



7 厳しさを増す地方行財政運営

- 我が国の地方行財政は、人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の停滞に伴い、税収をはじめとした歳入が減少傾向となります。一方で、社会保障費の増加、多様化・複雑化する社会課題への対応、老朽化したインフラ・施設の更新などに加え、人口減少・少子化対策などの都市間競争が激しさを増しており、歳出は増加傾向にあります。
- 地方自治体の持続可能性を確保するため、より効率的な行財政運営が求められており、行財政改革や自治体間の連携などを進め、限られた資源を有効に活用する取組が必要となっています。

8 持続可能な開発目標（SDGs）の展開

- 地球規模で人やモノ、資本が流動する社会では、経済危機や気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や貧困・格差・保健等の社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼしています。こうした状況を踏まえ、平成 27（2015）年 9 月に国連サミットにおいて、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。
- 2030 アジェンダは、「誰一人取り残さない」社会を目指し、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的な取組として作成され、この中で「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が掲げられています。SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和 12（2030）年を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、持続可能な社会の実現に向けて、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが望まれています。



■ 出典

- 図 3-1 国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（令和 5（2023）年推計）（出生中位・死亡中位）
- 図 3-2 公益財団法人日本生産性本部 労働生産性の国際比較 2023（OECD加盟国での比較）
- 図 3-3 厚生労働省 外国人雇用状況・外国人労働者数（在留資格別）
- 図 3-4 経済産業省資源エネルギー庁 HP（日本の温室効果ガス排出量の算定結果（環境省）を基に作成）
- 図 3-5・図 3-6 内閣府 情報通信機器の利活用に関する世論調査
- 図 3-7 内閣府 社会意識に関する世論調査

第4章 本市の概況

第1節 本市の姿

1 地勢・交通

本市は、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあり、南流する加古川などの河川沿いの平野部を200～600mの山地や丘陵が囲んでいます。面積は132.44km²となっていますが、可住地は市域全体の29%にとどまっております。限られた平野部に集落や農地が形成されています。

阪神都市圏からは60km圏内にあり、本市の南側の中国自動車道や広域幹線道路国道175号、JR加古川線などにより阪神都市圏と接続しています。



2 人口・世帯

国勢調査によると、平成7（1995）年以降、本市は人口減少の局面を迎えており、令和2（2020）年の人口は38,673人、世帯数は15,167世帯、世帯当たり人員は2.55人となっています。世帯数は増加傾向にありますが、核家族化、高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加、三世帯同居世帯の減少などを背景に、世帯当たり人員は低下傾向が続いています。

14歳以下人口は、減少傾向に歯止めがかからず、昭和60（1985）年と比較すると、55%減少しています。15歳～64歳人口は、平成7（1995）年以降減少傾向が顕著で、この25年間で32%減少しています。65歳以上人口は一貫して増加してきましたが、増加数は鈍化しつつあります。近年は特に75歳以上人口の伸びが大きくなっており、この25年間で2倍以上に増加しています。

図4-1 人口・世帯の推移（西脇市）

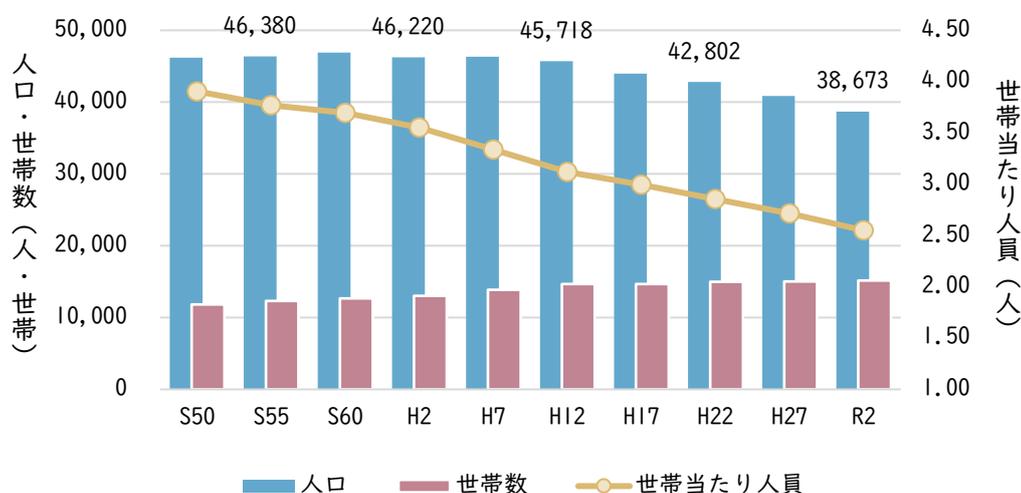
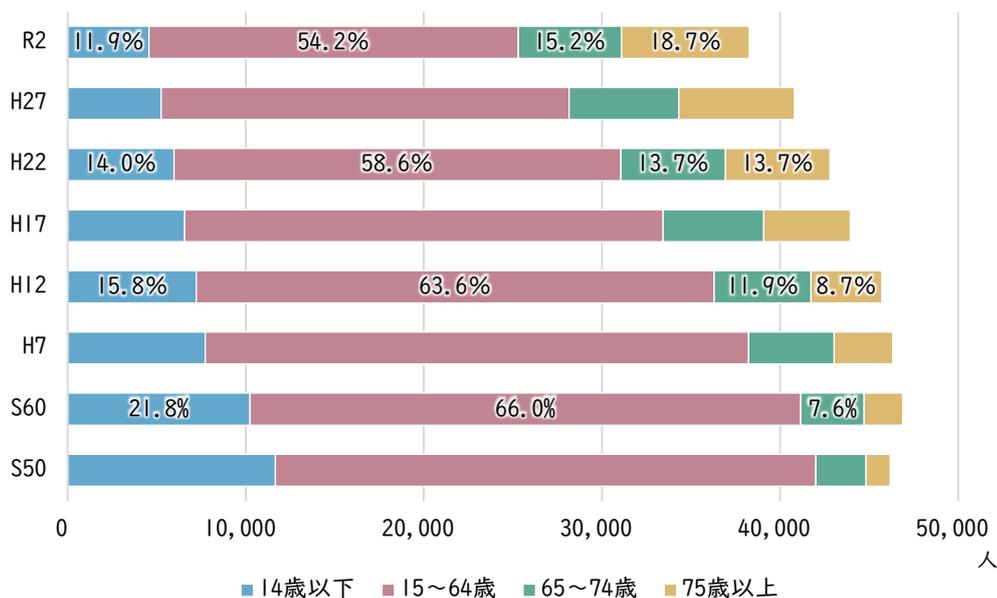


図4-2 年齢4区分別の人口構成（西脇市）



3 人口動態

本市は三大都市圏の一つである関西圏に属しますが、人口動態については他の地方圏と同様、好景気時には転出超過が増加し、景気後退局面や大規模災害発生時には転出超過が減少するという傾向にあります。近年は、景気後退局面であっても転出超過が常態化する中、外国人住民の動向による影響が大きくなっています。

出生数は、平成 29（2017）年以降、減少幅が拡大しましたが、近年は微減傾向で令和 5（2023）年度は 181 人となりました。出生数減少の背景には、若年女性人口の急激な減少や未婚率の上昇があり、今後、合計特殊出生率が改善したとしても、出生数の回復は見込みにくい状況です。

市内に居住する外国人は、平成 30（2018）年前後から増加傾向にありましたが、コロナ禍の入国制限等で一時的に大きく減少しました。近年は再び増加傾向にあり、令和 5（2023）年度末で 716 人、総人口に占める割合は 1.9%となっています。近隣自治体と比較すると外国人数、総人口に占める割合ともに少なくなっています。

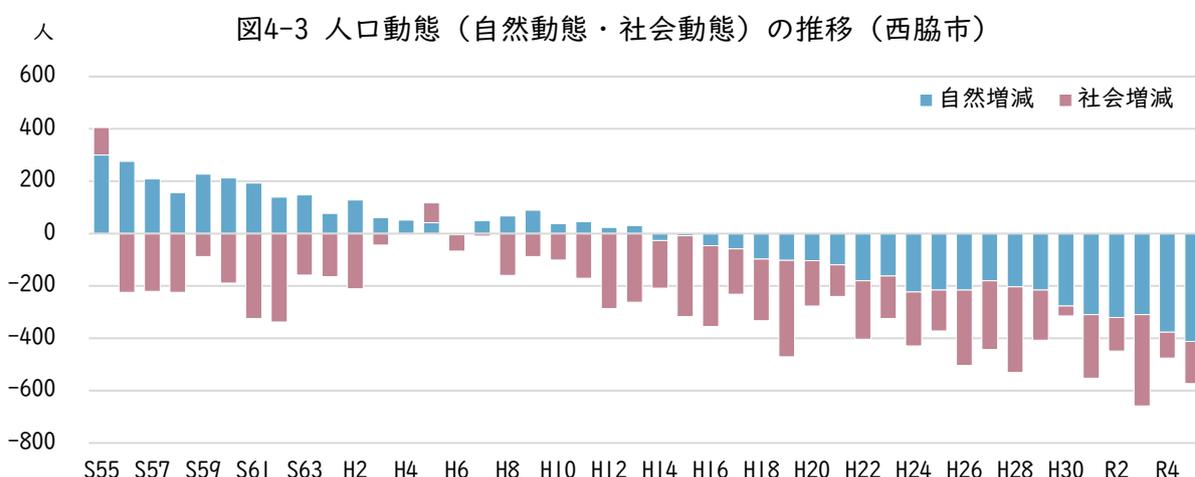
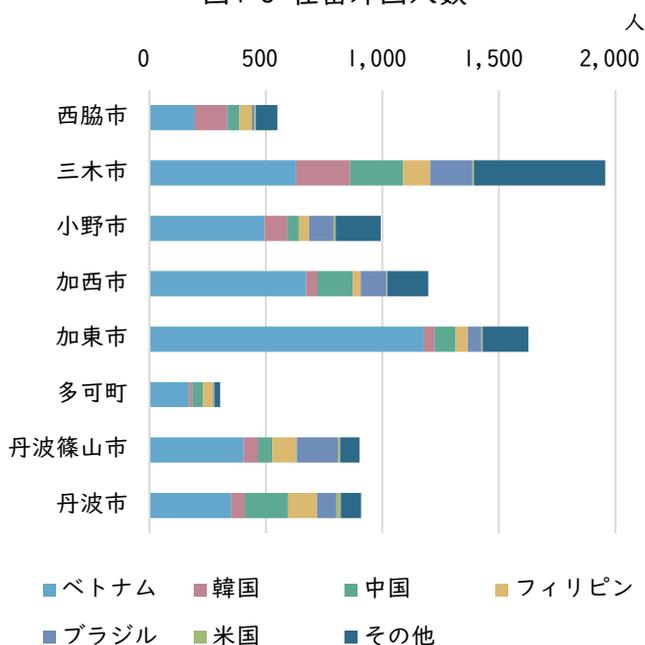


図4-4 合計特殊出生率

	出生率
西脇市	1.42
三木市	1.32
小野市	1.40
加西市	1.28
加東市	1.58
多可町	1.29
兵庫県	1.38
全国	1.33

図4-5 在留外国人数



4 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が算定した本市の将来推計人口では、令和2（2020）年と比較して、令和12（2030）年に約5,000人、令和22（2040）年に約10,000人減少する見込みで、3万人を割り込むことが予想されています。

0～14歳人口は、令和12（2030）年に約3,100人となる見込みで、平成27（2015）年の約5,200人からおおむね4割減となり、その後は緩やかに減少すると見込まれています。

65歳以上人口は、令和2（2020）年の約13,000人がピークとなっており、今後は微減傾向になると見込まれますが、0～64歳人口の減少に歯止めがかからないため、高齢化率は上昇し続けます。高齢化率は、令和2（2020）年では約33%（約3人に1人）となっていますが、令和17（2035）年には40%に達する見込みです。また、75歳以上人口は、令和12（2030）年ごろまで増加する見込みであり、総人口に占める割合は24%に達すると予想されています。

図4-6 将来推計人口（西脇市）

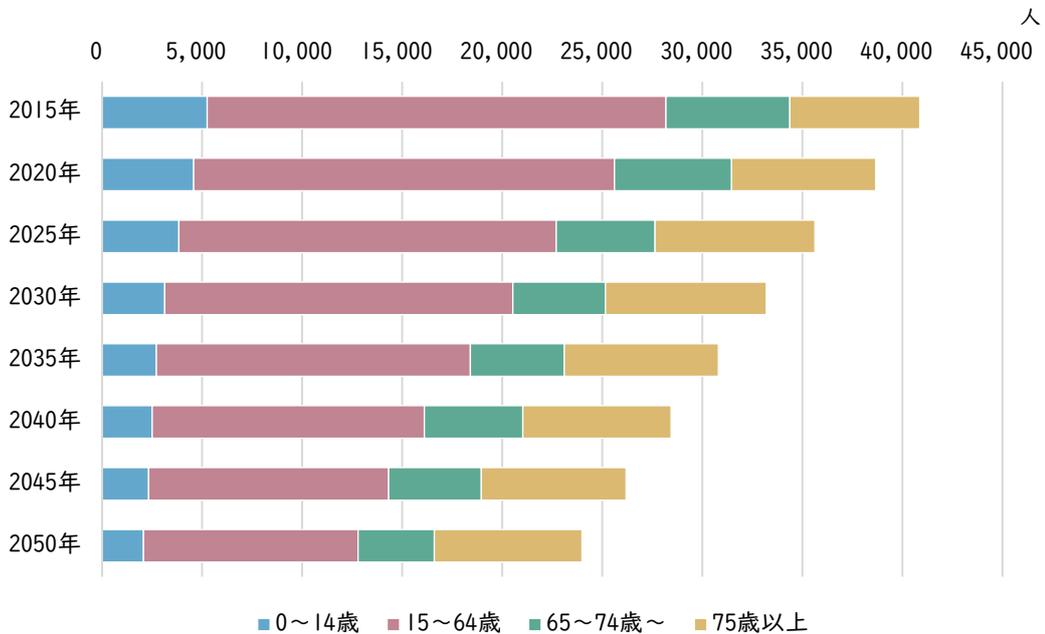


図4-7 14歳以下の将来推計人口

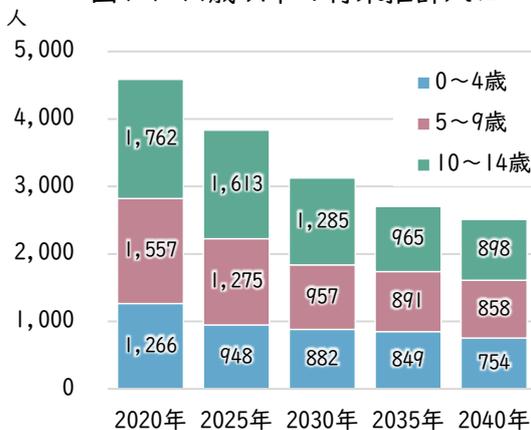


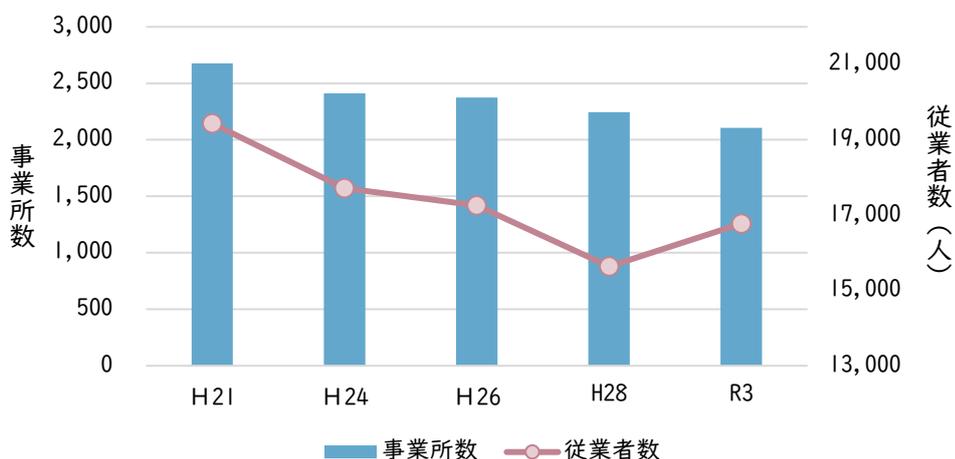
図4-8 75歳以上の将来推計人口



5 事業所数・従業者数

本市では、平成 24（2012）年に事業所数が 2,412 事業所、従業者数が 17,718 人であったものが、令和 3（2021）年にはそれぞれ 2,107 事業所（▲12.6%）、16,772 人（▲5.3%）に減少しています。産業大分類の従業者数で変化をみると、同期間で「製造業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」などで減少数が大きくなっている一方で、「医療、福祉」では大きく増加しています。

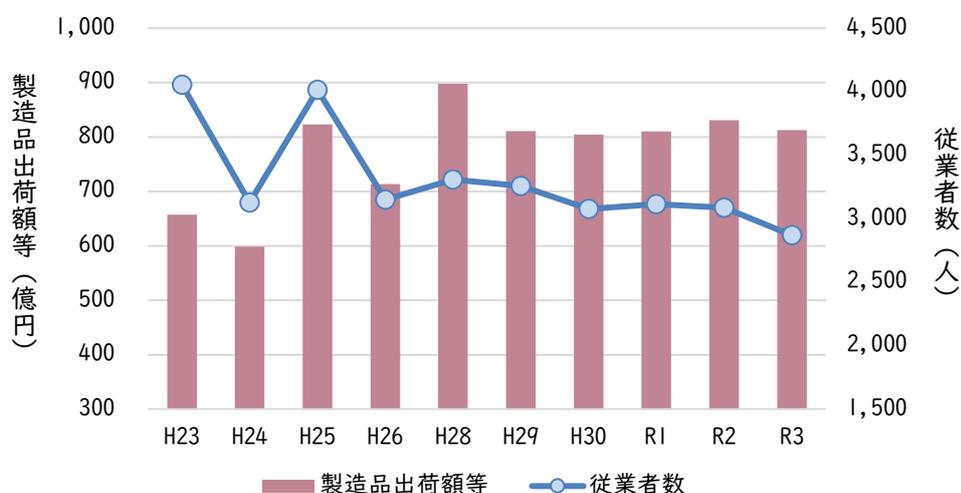
図4-9 事業所数と従業者数の推移（西脇市）



6 製造業

本市の製造品出荷額等は、半導体製造工場の縮小・撤退の影響を大きく受けましたが、近年は食料品製造業、金属製品製造業の誘致などにより、800 億円前後で推移しています。本市の基幹産業である播州織は、コロナ禍での外出自粛などの影響を受け、令和 2（2020）年以降さらに生産規模が縮小しており、昭和後期の最盛期と比較すると、生産数量は約 30 分の 1、生産金額は約 11 分の 1 にまで減少しています。

図4-10 製造業の状況（西脇市）

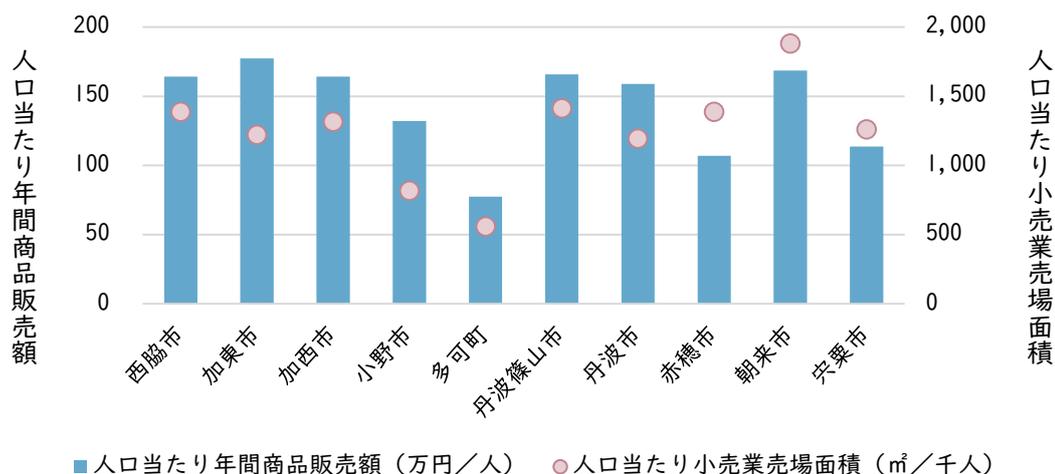


7 商業

年間商品販売額（小売業）は、平成 25（2013）年の大型商業施設の撤退以降、おおむね横ばいで推移しています。また、近年、中心市街地にスーパーを誘致するとともに、ドラッグストアなどが立地したことで、小売業売場面積はやや増加しました。

大型商業施設の撤退や人口減少、地場産業の低迷などを背景に、本市の商業集積地としての優位性は低下傾向にありましたが、人口当たりで比較すると、依然として近隣・類似団体と同水準又はやや上回っている状況にあります。

図4-11 年間商品販売額・小売業売場面積（近隣・類似団体）



8 農業・観光

本市の農業の状況を平成 12（2000）年と令和 2（2020）年で比較すると、農家数は 34%、販売農家数は 47%減少しており、経営耕地面積も 16%減少しています。農業従事者の高齢化なども進行しており、耕作放棄地の増加などが懸念されます。また、観光入込客数は、平成 27（2015）年度以降、おおむね横ばいで推移していましたが、近年はコロナ禍の外出自粛などの影響により、大幅に減少しました。

図4-12 経営耕地総面積
(販売農家・西脇市)

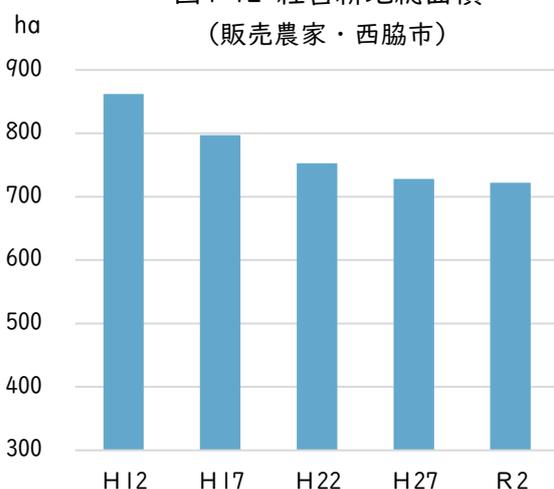
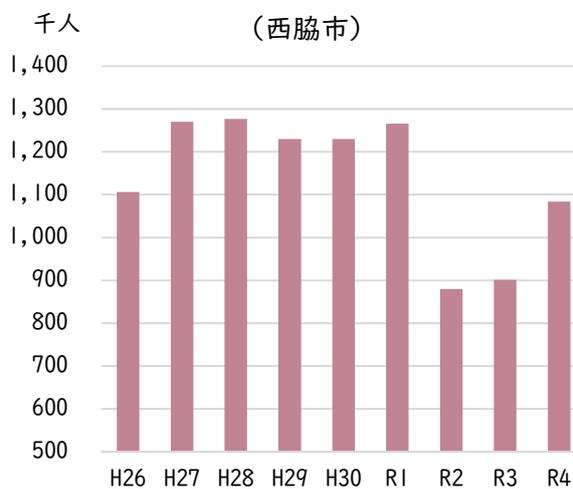


図4-13 観光入込客数
(西脇市)



9 就業

全国の有効求人倍率は、バブル期の平成2（1990）年に1.43を記録した後、長く低迷していましたが、近年は生産年齢人口の減少などを背景に上昇傾向にあり、平成30（2018）年度にはバブル期を大きく超える1.62となりました。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく低下しましたが1を下回ることなく、再び上昇傾向にあります。ハローワーク西協管内の有効求人倍率は、コロナ禍以前は1.79とかなり高い水準にありました。ここ数年は国の水準をわずかに下回っていますが、依然として県全体の数値を上回って推移しています。

本市の就業者数は、平成7（1995）年から令和2（2020）年にかけて、男性で35%減少しましたが、女性では19%減少にとどまっています。生産年齢人口が減少する中、女性の就業率が高まったことが要因となっています。

図4-14 有効求人倍率の推移

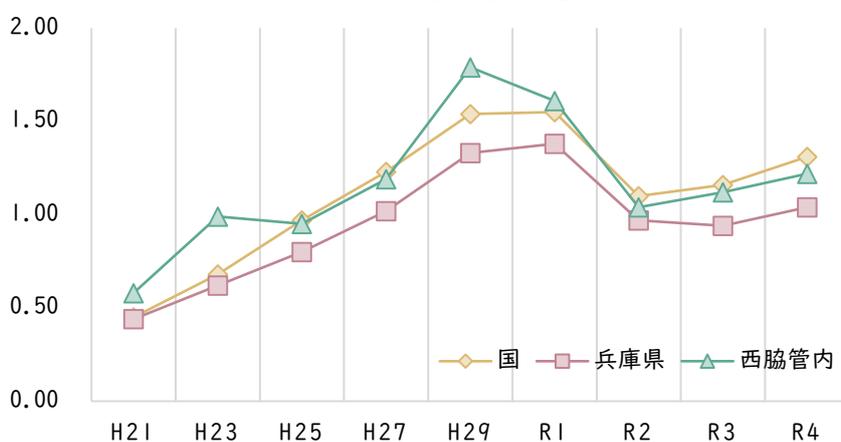
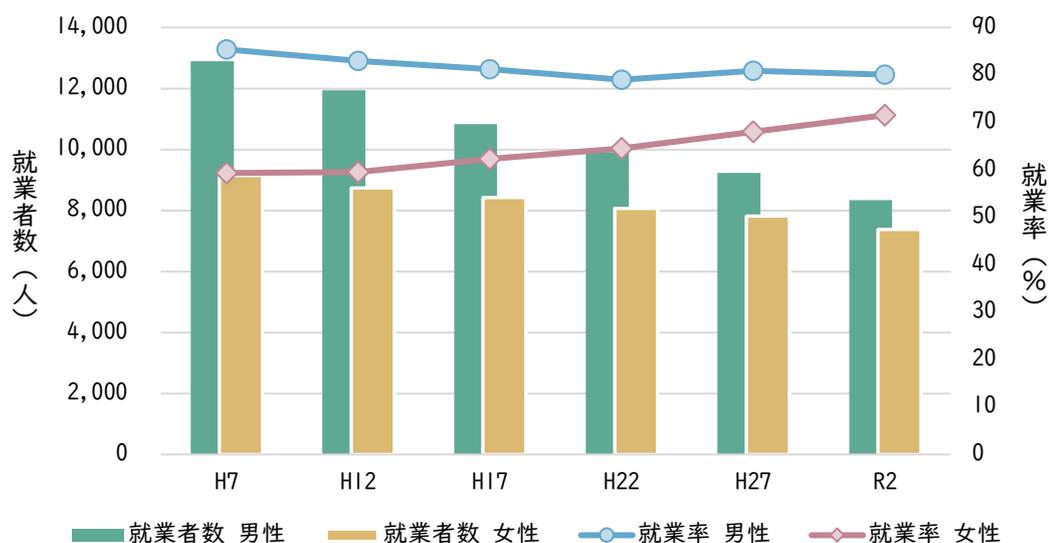


図4-15 男女別（15-64歳）の就業者数・就業率（西協市）



10 交通安全・防犯

市内で発生した交通事故（人身事故）発生件数及びそれに伴う傷者数は、平成 27（2015）年以降、減少傾向が続いています。直近で最少となった令和 3（2021）年と平成 23（2011）年と比較すると、交通事故発生件数・傷者数ともに約 5 分の 1 まで減少しています。

市内で発生した刑法犯認知件数は減少傾向にあり、令和 4（2022）年は 130 件となっています。令和 2～4（2020～2022）年の刑法犯認知件数の平均について、人口千人当たりの数値を算出すると、本市は 4.4 件となり、北播磨 5 市の中では加西市に次いで少なくなっています。

図4-16 交通事故の状況（西脇市）

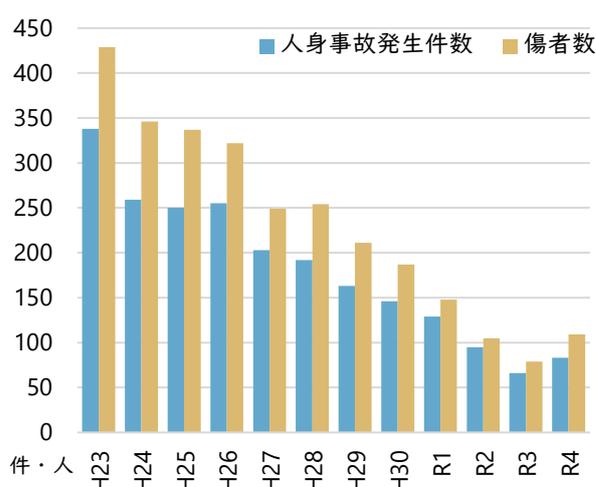
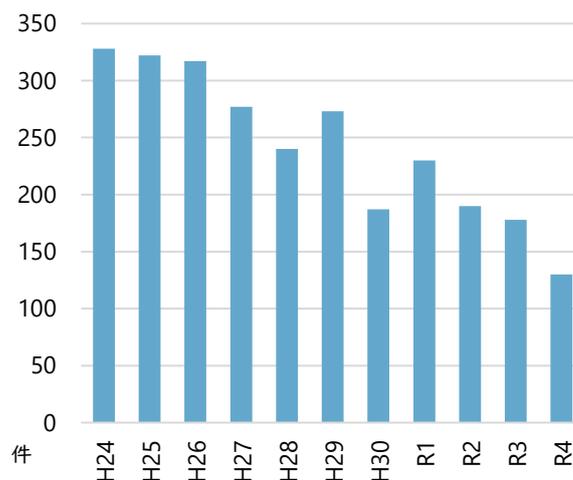


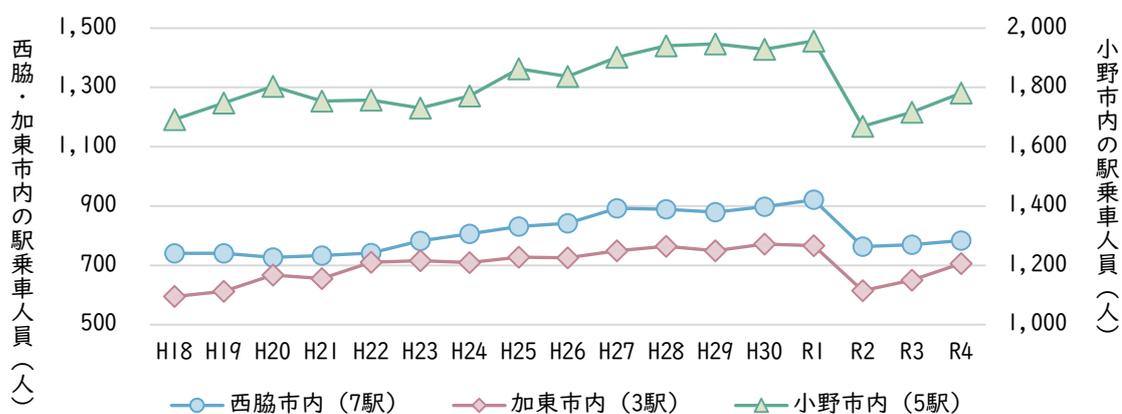
図4-17 刑法犯認知件数（西脇市）



11 鉄道

西脇市内の駅の乗車人員について、平成 22（2010）年度と令和元（2019）年度を比較すると、定期利用が増加したことなどにより、24%の増加となっています。コロナ禍の外出自粛やテレワーク等の普及に伴い令和 2（2020）年度の乗車人員は大きく減少したものの、令和 3（2021）年度以降は回復傾向にあります。

図4-18 J R加古川線乗車人員（一日平均）



12 歳入・歳出決算額

本市の歳入決算額は、近年は 220 億円前後で推移しています。合併直後の平成 18（2006）年度と令和 5（2023）年度を比較すると、地方税が 7.7 億円程度減少した一方で、地方交付税が 21.6 億円増加しています。令和 5（2023）年度では、歳入決算額の内訳は、地方税が 22%、地方交付税が 30%、地方消費税交付金が 4%、国庫支出金が 14%、地方債が 1%となっています。

歳出決算額は、平成 18（2006）年度は約 163 億円でしたが、年々増加しており、近年は 210 億円あまりで推移しています。民生費は、高齢化の進行や子育て施策の充実などを受けて増加傾向にあり、平成 18（2006）年度に 37.7 億円であった民生費は令和 5（2023）年度には 70 億円となり、2 倍近くにまで増加しています。

なお、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響などにより、歳入・歳出ともに大きく増加しています。

図4-19 普通会計における歳入の推移

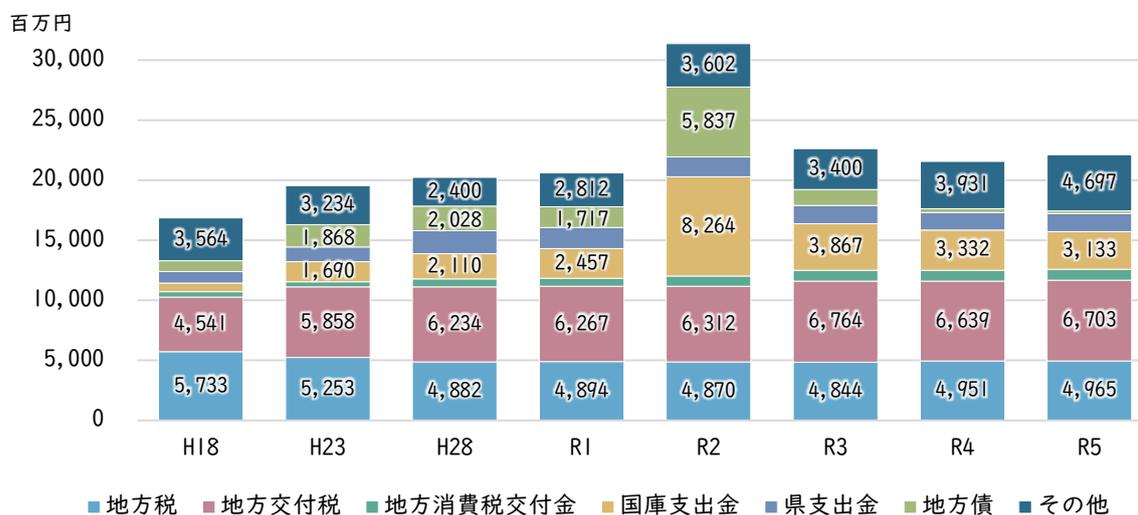
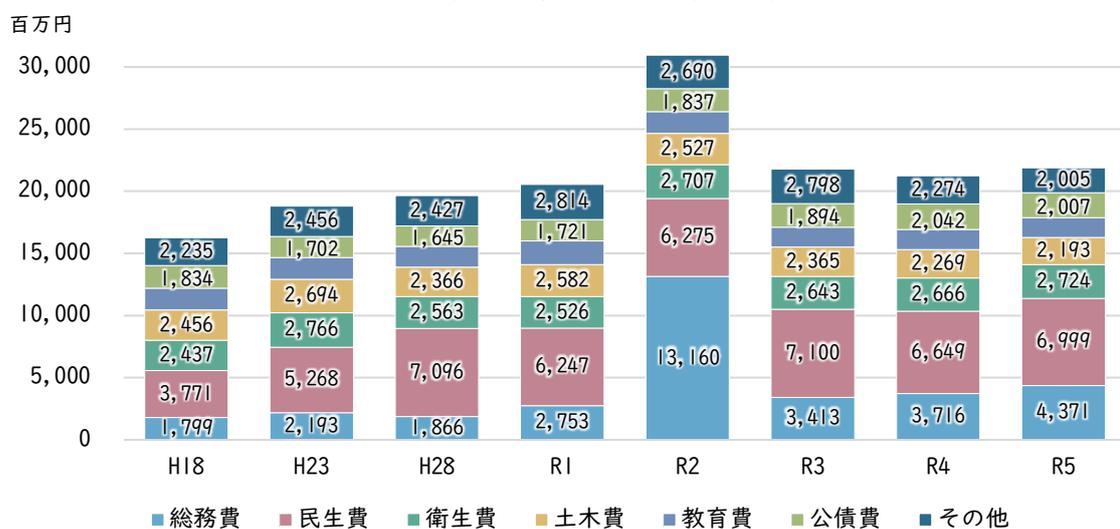


図4-20 普通会計における歳出の推移



第2節 市民意識

本計画の策定に当たり実施したアンケート調査について、次のとおり整理します。

I 定住意向

本市への定住意向は、市内での転居希望者、特に考えていない者を含めて約88%となっており、高年齢層ほど定住意向が高い傾向にあります。定住意向の理由は「住環境」「まちへの愛着」「防災・治安」などの回答割合が多く、転出意向の理由としては「通勤・通学」の事情、「買い物」「レジャー」の不足などが多く挙げられています。

高校生では、「定住意向」「転出意向」「分からない」がおおむね3分の1ずつとなっています。

図4-20 年代別の定住意向

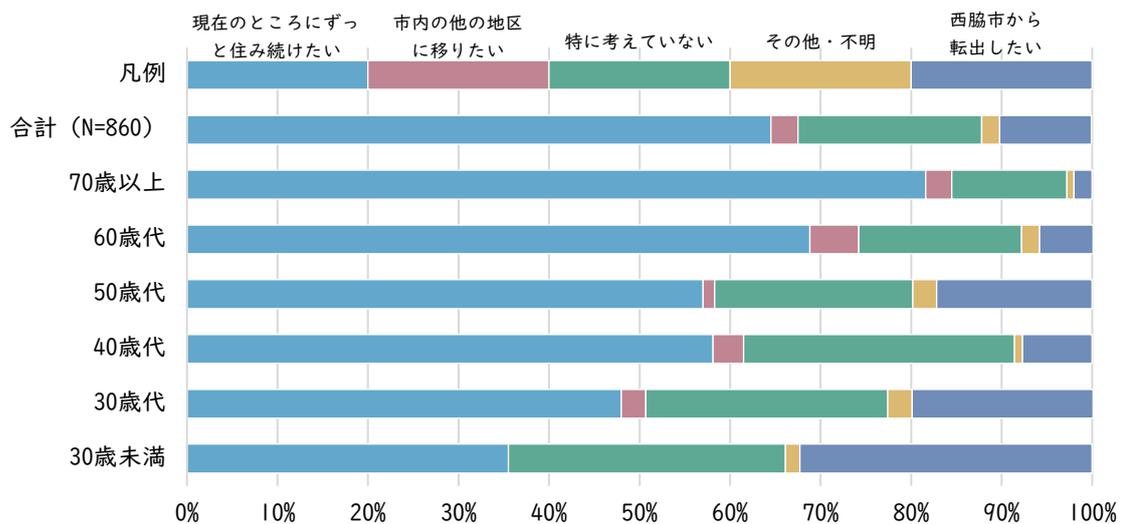
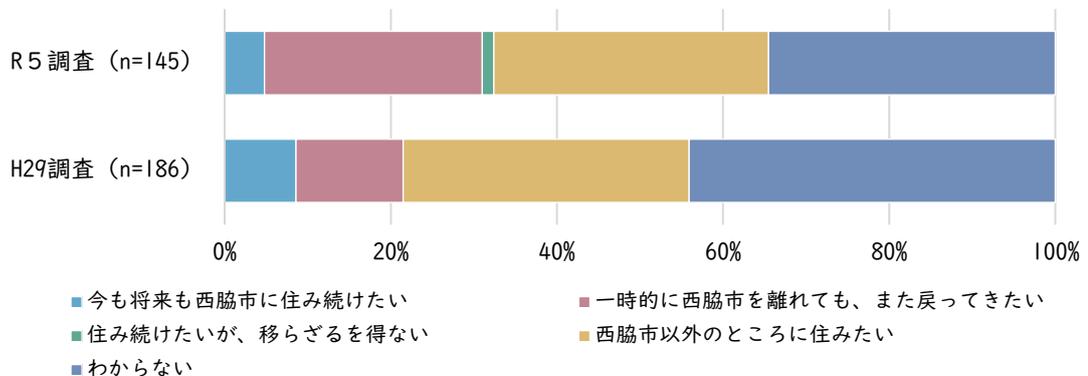


図4-21 高校生の定住意向



2 地域への愛着

地域への愛着については、本市では平成 30（2018）年度以降上昇傾向にあり、63.1%の方が「感じる・まあ感じる」と回答しています。同内容の調査を実施している県を上回る水準となっており、特に北播磨地域と比較すると約 11 ポイント高くなっています。

市内在住の高校生に対して、本市を好きか聞いたところ、「好き・まあまあ好き」と回答する割合が 88%となりました。平成 29（2017）年度に実施した同内容の調査と比較して、8 ポイント高くなっています。

図4-22 地域への愛着（県との比較）

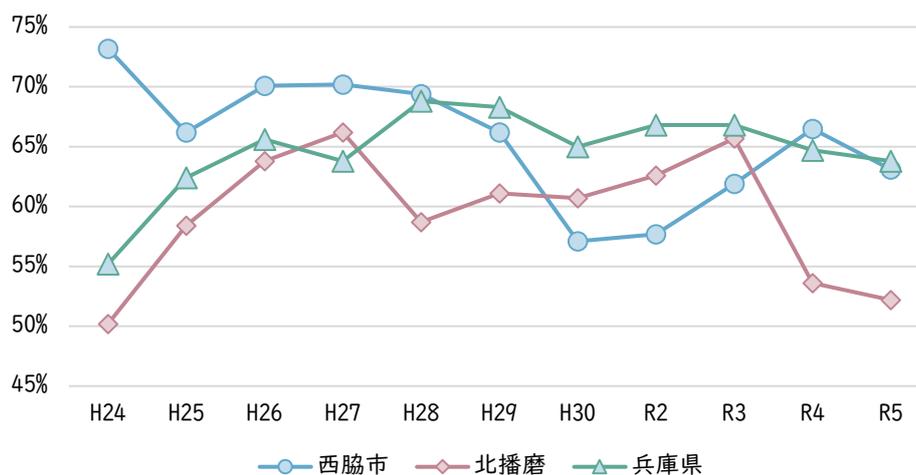
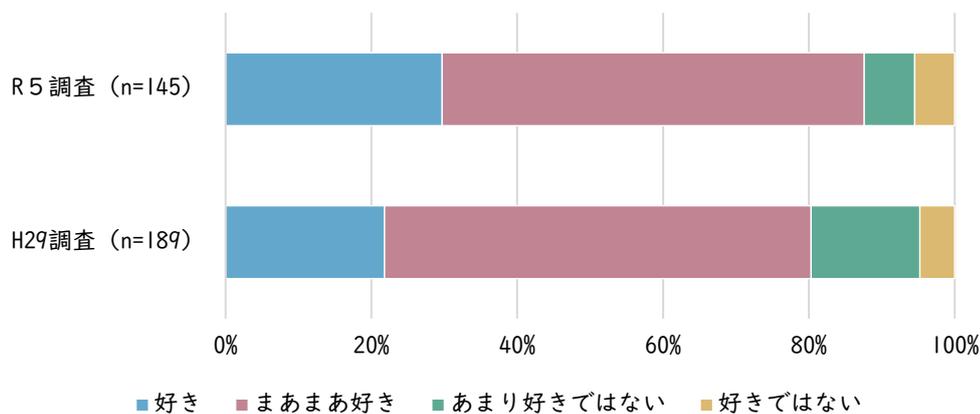


図4-23 地域への愛着（高校生）

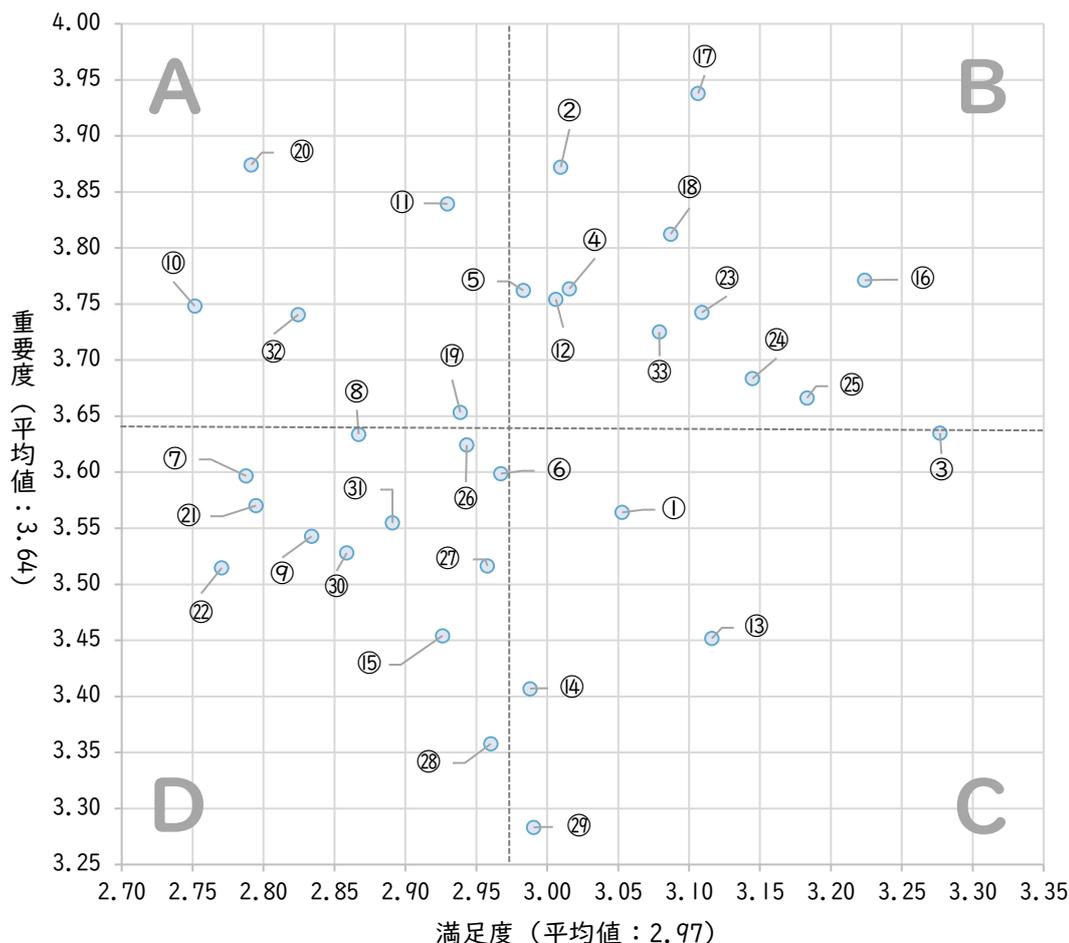


3 まちづくり

(1) 重要度・満足度の散布図

まちづくりの分野を33に区分し、「現在の満足度」と「今後の重要度」を5段階で評価いただきました。（「満足・高い」を5点、「普通」を3点、「不満・低い」を1点として合計し、回答数で除して算出した数値を相対的に比較して散布図で表示）

「満足度：**高**×重要度：**高**」のBゾーンには「安全・安心・命」「身近なインフラ」「少子高齢化」に関するものが、「満足度：**低**×重要度：**高**」のAゾーンには「産業創出・勤労者福祉」「公共交通」「学校教育・幼児教育」などが位置しています。



<まちづくりの分野>

① 地域福祉	⑫ 地域教育・青少年健全育成	⑲ 上水道
② 医療・社会保障	⑬ 生涯学習	⑳ 下水道・生活排水
③ 保健・健康づくり	⑭ 文化芸術・スポーツ	㉑ ごみ処理・資源循環
④ 児童福祉・子育て支援	⑮ 人権・男女共同参画・多文化共生	㉒ 環境保全・衛生・自然
⑤ 高齢者福祉・介護保険	⑯ 消防・救急	㉓ 地球環境・環境活動
⑥ 障害者福祉	⑰ 防災・危機管理	㉔ 市民参画・協働
⑦ 商業・工業	⑱ 交通安全・防犯・消費生活	㉕ 市民自治・地域自治
⑧ 観光・交流	⑳ 道路	㉖ 行政経営・マネジメント
⑨ 農業・林業	㉑ 公共交通	㉗ 行財政運営
⑩ 産業創出・勤労者福祉	㉒ 住宅・定住環境	㉘ 人材育成・組織運営
⑪ 学校教育・幼児教育	㉓ 都市計画・土地利用・景観	㉙ 窓口サービス・市民相談

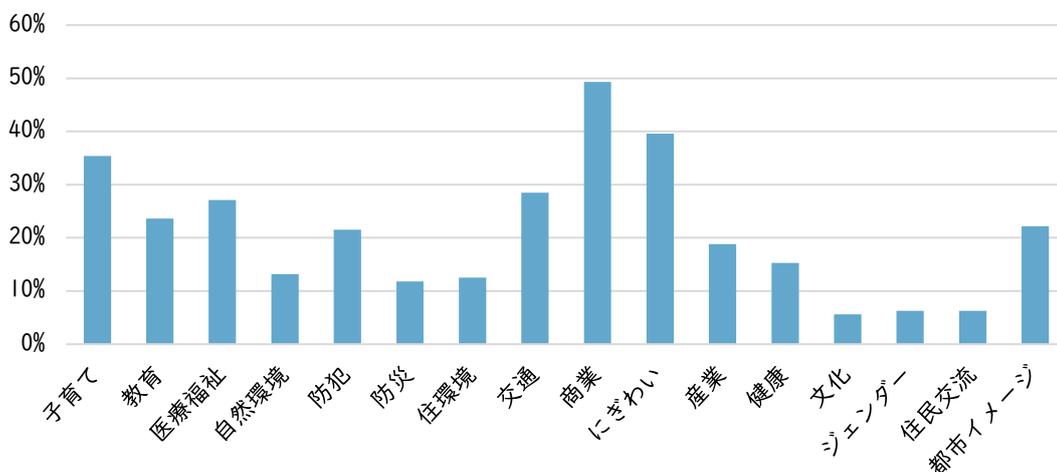
<重要度が高いまちづくり分野>

	全年齢	39歳以下	40～59歳	60歳以上
1	防災・危機管理	児童福祉・子育て支援	防災・危機管理	防災・危機管理
2	医療・社会保障	学校教育・幼児教育	公共交通	公共交通
3	消防・救急	地域教育・青少年健全育成	学校教育・幼児教育	医療・社会保障
4	学校教育・幼児教育	医療・社会保障	医療・社会保障	消防・救急
5	児童福祉・子育て支援	防災・危機管理	産業創出・勤労者福祉	高齢者福祉・介護保険
6	高齢者福祉・介護保険	交通安全・防犯・消費生活	交通安全・防犯・消費生活	交通安全・防犯・消費生活

(2) 高校生が期待するまちづくり

市内在住の高校生に「西脇市として特に力を入れるべきと考える取組」を聞いたところ、「商業」が最も高く49%、次いで「にぎわい」が40%となっており、「都市的な機能の強化」への期待が高くなっています。一方、都市部へのアクセス性と関係する「交通」（29%）よりも「子育て」（35%）の方が高くなっており、また、「医療福祉」も27%と比較的高くなっていることから、福祉的な施策への期待も比較的高くなっています。「自然環境」や「防災」「住環境」などは10%程度となっており、満足度が比較的高いと考えられます。

図4-24 高校生が期待するまちづくり分野



■ 出典

- 図 4-1・図 4-2 国勢調査
- 図 4-3 兵庫県統計書／住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）／西脇市統計書
- 図 4-4 人口動態統計特殊報告「平成 30（2018）年～令和 4（2022）年人口動態保健所・市区町村別統計」
- 図 4-5 令和 3（2021）年兵庫県統計書（令和 3（2021）年 12 月末現在）
- 図 4-6・図 4-7・図 4-8 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」
- 図 4-9 経済センサス
- 図 4-10 西脇市統計書（工業統計調査、経済センサス）
- 図 4-11 令和 3（2021）年経済センサス・活動調査
- 図 4-12 農林業センサス
- 図 4-13 兵庫県観光客動態調査
- 図 4-14 一般職業紹介状況（厚生労働省）／兵庫労働局統計データ
- 図 4-15 国勢調査
- 図 4-16・図 4-17 兵庫県市区町別主要統計指標／兵庫県警察 HP
- 図 4-18 兵庫県統計書
- 図 4-19・図 4-20 西脇市決算カード
- 図 4-20 令和 5 年度総合計画後期基本計画の策定に向けた市民アンケート調査
- 図 4-21 令和 5 年度西脇市高校生アンケート調査
- 図 4-22 西脇市まちづくり市民アンケート／「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査
- 図 4-23・図 4-24 令和 5 年度西脇市高校生アンケート調査

第5章 前期基本計画の検証

第1節 前期基本計画における主な取組

前期基本計画に基づく主な取組を次のとおり整理します。

1 未来を拓く次世代が育まれるまち

- 出産・子育て応援給付金等を活用した子育て世帯等への伴走型支援の実施
- 地域子育て相談機関の設置、はぴいく定期便による子育て世帯見守り体制の強化
- 地域一体での子育て支援を推進する「こどもの笑顔をはぐくむ条例」の制定
- こども医療費無償化、認定こども園等の副食費無償化などの経済的な支援の実施
- 低所得世帯の子どものチャレンジを応援する「こども未来応援事業」の実施
- 認定こども園による就学前教育・保育の質の向上、園小接続カリキュラムの推進
- 児童生徒1人1台のタブレット端末の配備、リーディングDXスクール事業の推進
- 良好な学習環境の実現を目指す「学校学習環境規模適正化推進計画」の策定
- 校務支援システム、連絡網システムの導入等による働き方改革の推進

2 つながりによる安心とうるおいが実感できるまち

- 8050問題などの複合的課題を抱える方を支援する重層的支援体制の構築
- 西脇市立西脇病院におけるコロナ禍の発熱トリージ外来の設置
- 西脇市立西脇病院リハビリテーション病棟の開設、電子カルテシステムの更新
- 母子家庭等医療費給付制度の自己負担額の軽減
- 判断能力が不十分な方の相談支援等を行う「成年後見支援センター」の設置
- 生活支援・介護予防サービスの体制整備を担う生活支援コーディネーターの配置
- 障害者の相談支援に係る地域拠点となる「基幹相談支援センター」の設置
- 消防団員の処遇改善、消防自動車の地元負担の軽減
- 防災行政無線のデジタル化の実施、防災マップの更新・全戸配布

3 安全で快適な生活基盤が整うまち

- 中心市街地の活性化、防災の機能強化等を図る新庁舎・市民交流施設の整備
- 杉原川和田井堰・沖田井堰改築工事の完了、加古川河床掘削の実施
- 地域と連携するハード・ソフト一体的な浸水対策の実施。国土交通大臣賞受賞
- 都市計画道路西脇上戸田線、下戸田工区の完了、上野工区等以西の整備促進
- 国道175号西脇北バイパス（寺内～大伏）部分開通
- 下水道汚水処理区の統合によるコスト削減
- 公共交通の再編（むすブン・めぐリンの導入、均一料金制度の導入）
- 多可町と連携した新ごみ処理施設の整備・着工
- 県下初となる空家等活用促進特別区域（空家特区）の指定（嶋、芳田地区）

4 地域特性を生かした産業とにぎわいがあふれるまち

- 西脇ファッション都市構想の推進（若手デザイナー・縫製工場の誘致）
- 自治体初の劇団四季との連携協定（衣装素材に播州織を供給）
- 中小事業者を対象とした新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策の実施
- 新庁舎・市民交流施設周辺地域における大型商業施設の誘致
- 播州織産地博覧会・オープンファクトリーの開催。ふるさとイベント大賞等の受賞
- 酒米・山田錦産地への酒蔵誘致、金属加工事業者などの企業誘致の推進
- 西脇イチゴの新規就農・生産量の拡大
- 森林環境譲与税を活用した森林保全、県産木材の活用
- 大阪・関西万博に向けた交流促進、ひょうごフィールドパビリオンの認定

5 生涯活躍・共生社会の実現

- いきいきサロンなどの地域の通いの場の活動支援
- 健幸運動教室 Ni-Co、健幸ポイント事業の創設・推進。文部科学大臣賞受賞
- 新型コロナワクチンの集団接種・個別接種の円滑な実施
- 移動式観覧席を有する「オリナスホール」のオープン、劇団四季の公演の開催
- オリンピック・パラリンピックに向けた総合市民センターのリニューアル
- 西脇小学校（旧西脇尋常高等小学校）木造校舎が国の重要文化財に指定
- 審議会委員、防災会議等への女性参画の促進、女性活躍セミナー等の開催
- 各種セミナー（人権教育、女性活躍等）のオンライン・対面のハイブリッド開催
- 西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針の改定

6 多様な主体による地域自治の確立

- 審議会の公募委員の募集・委嘱、各種行政計画等のパブリック・コメントの推進
- 選挙権年齢の引下げを踏まえ、10歳代をはじめとした若年層への主権者教育の実施
- 地域自治協議会の設立支援（4地区設立）、地域一括交付金による活動支援
- 社会課題の解決促進と中心市街地活性化に向けた中間支援事業の実施
- 兵庫県立大学・地域創生人材教育プログラムの共同開講
- わかりやすい広報紙の発行、広報コンクール入賞
- 動画やSNSを活用した行政・地域情報の発信
- 小中学校で市長自らが講師となる「市長ふるさとを語る」特別授業の実施

7 戦略的で持続可能な行政経営の推進

- 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組、SDGs未来都市の選定
- RPA・AI-OCRなどデジタルを活用した業務の効率化
- 地理情報システム（GIS）の導入、デジタル活用基盤の強化
- わかりやすい予算説明書の発行、学校給食センター・調理業務の民間委託の実施
- ふるさと納税の返礼品の充実、令和5（2023）年度寄附受入額12億円達成
- おくやみコーナー・証明書発行コーナーの設置、子育て支援窓口の集約
- 証明書のコンビニ交付の拡充、公共料金のキャッシュレス決済機器の導入
- 聞き取りで職員が申請書を作成する「書かない窓口」の導入
- 新庁舎・市民交流施設が「人間サイズのまちづくり賞」受賞

第2節 まちづくり指標等による評価

まちづくり指標や市民アンケート調査結果などを活用し、令和5（2023）年度に実施した前期基本計画の評価結果を次のとおり整理します。

1 政策指標評価

前期基本計画で定める政策指標について、あらかじめ設定した基準値及び目標値を基本に、直近の実績値の状況から評価しました。

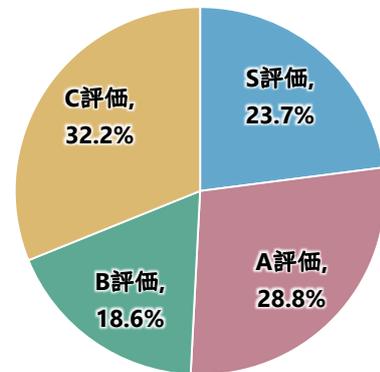
S評価（目標値を達成）は14項目（24%）、A評価（望ましい方向へ推移）は17項目（29%）で、全体の半数以上が望ましい方向へ推移しています。C評価（望ましくない方向へ推移）は19項目で、全体の32%となっています。

■主な高評価指標

- ・子どもの交通事故傷者数
- ・学校が楽しいと感じる児童生徒の割合
- ・女性の就業率（25-44歳）
- ・地域に愛着や誇りを感じる市民の割合
- ・財政調整基金残高

■主な低評価指標

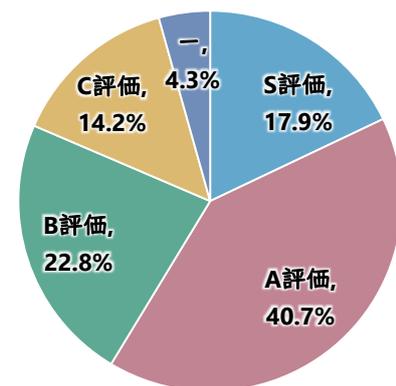
- ・合計特殊出生率
- ・不登校児童生徒の在籍比率
- ・待機児童数
- ・山田錦出荷額
- ・まちづくり活動に参加した市民の割合



2 施策指標評価

前期基本計画で定める施策指標について、あらかじめ設定した基準値及び目標値を基本に、直近の実績値の状況から施策ごとに評価しました。

S評価は29項目（18%）、A評価は66項目（41%）で、6割近くが望ましい方向へ推移しています。C評価は23項目で、全体の14%となっています。



<政策・施策指標の評価項目>

- S評価：目標値を達成
- A評価：望ましい方向へ推移
- B評価：横ばい
- C評価：望ましくない方向へ推移
- ：その他・指標設定なし

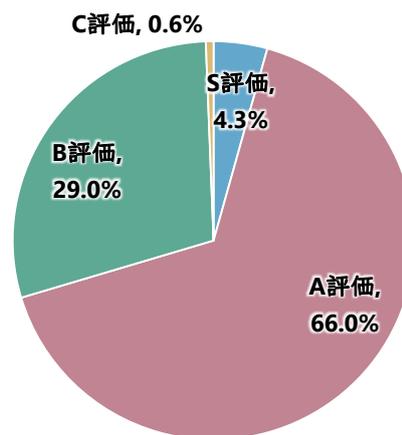
3 主観的評価

前期基本計画で定める162の施策について、「施策指標の達成状況」「施策に対する取組内容」「取組の結果得られた成果」などを施策担当課が総合的に勘案する主観的な評価を実施しました。

施策担当課による主観評価では、全体の3分の2がA評価（107施策）となっており、新型コロナウイルス感染症の影響などで想定した取組・成果が出なかったと評価したものが30%（48施策）となっています。

■主な高評価施策

- ・公共交通ネットワークをつくりま
- ・企業誘致を推進します
- ・有利な財源を獲得・活用します
- ・窓口サービスを充実します



<主観的評価の評価項目>

- S評価：想定以上の成果
- A評価：想定（7～9割）どおりの成果
- B評価：想定以下の成果
- C評価：ほとんど成果なし（取組なし）
- ：その他（次年度以降取組予定等）

4 満足度評価

市民アンケート調査で把握した「33のまちづくり分野に係る満足度」について、令和5（2023）年度調査時の値と平成29（2017）年度調査時の値を比較することにより評価しました。

■満足度が高い主な分野

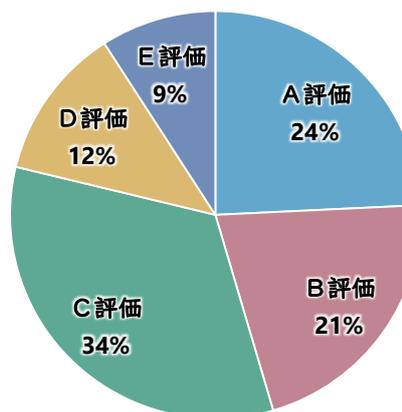
- ・保健・健康づくり
- ・消防・救急
- ・ごみ処理・資源循環
- ・下水道・生活排水
- ・生涯学習

■満足度が高まった主な分野

- ・商業・工業
- ・公共交通
- ・窓口サービス・市民相談
- ・産業創出・勤労者福祉
- ・道路

■満足度が下がった主な分野

- ・上水道
- ・下水道・生活排水
- ・消防・救急



<主観的評価の評価項目>

- A評価：0.1ポイント以上アップ
- B評価：0.05～0.09ポイントアップ
- C評価：横ばい
- D評価：0.05～0.09ポイントダウン
- E評価：0.1ポイント以上ダウン

第3節 政策・施策の見直し

西脇市総合計画・基本構想において整理した本市の主要な課題については、本計画においても引き続き課題解決に向けて取り組む必要があることから、基本政策及び推進方策を継承して推進することとします。

また、政策・施策については、本市を取り巻く社会潮流、本市の概況、市民意識、前期基本計画の取組・成果等を総合的に勘案し、次のとおり一部を見直します。

	前期基本計画	後期基本計画
政策	46	44
施策	162	156

第4節 持続可能なまちづくりに向けて

SDGs（持続可能な開発目標）は、貧困や紛争、気候変動、感染症など数多くの課題を克服し、人類がこの地球で暮らし続けられる「持続可能な世界」の実現を目指した国際的な目標で、平成27（2015）年に国連サミットで採択されました。17のゴール、169のターゲットから構成されており、これらの実現に向けて、世界各国が様々な取組を展開しています。

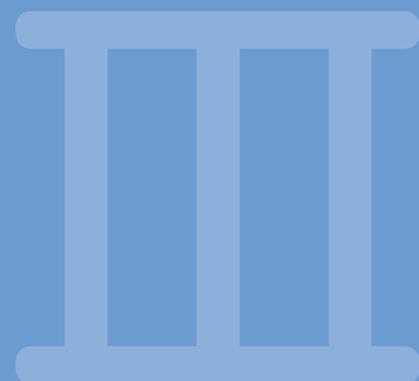
我が国においても、平成28（2016）年12月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

SDGsは、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しており、そのために「多様な主体によるパートナーシップ」や「経済・社会・環境の調和がとれた取組」を重視しています。こうしたSDGsの考え方は、多様な主体と連携・協力しながら、社会・環境問題の解決や地域経済の振興などにバランスよく取り組み、住民福祉の向上と持続可能な地域づくりを目指す地方自治体と方向性を同じくしています。

本市においては、総合計画をSDGs達成のために自治体レベルで取り組んでいくための指針としても位置付けており、国際社会全体の目標となるSDGsのゴールとはスケールが異なるものの、総合計画に定める各政策を着実に展開していくことが「持続可能なまちづくり」の実現、そしてSDGsの目標達成にもつながると捉えており、基本計画で定める各政策に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合計画とSDGsを一体的に推進していきます。

後期基本計画

- 序章 後期基本計画の構成と体系
- 第1章 未来を拓く次世代が育まれるまち
- 第2章 つながりによる安心と
うるおいが実感できるまち
- 第3章 安全で快適な生活基盤が整うまち
- 第4章 地域特性を生かした産業と
にぎわいがあふれるまち
- 第5章 生涯活躍・共生社会の実現
- 第6章 多様な主体による
地域自治の確立
- 第7章 戦略的で持続可能な
行政経営の推進



序 章 後期基本計画の構成と体系

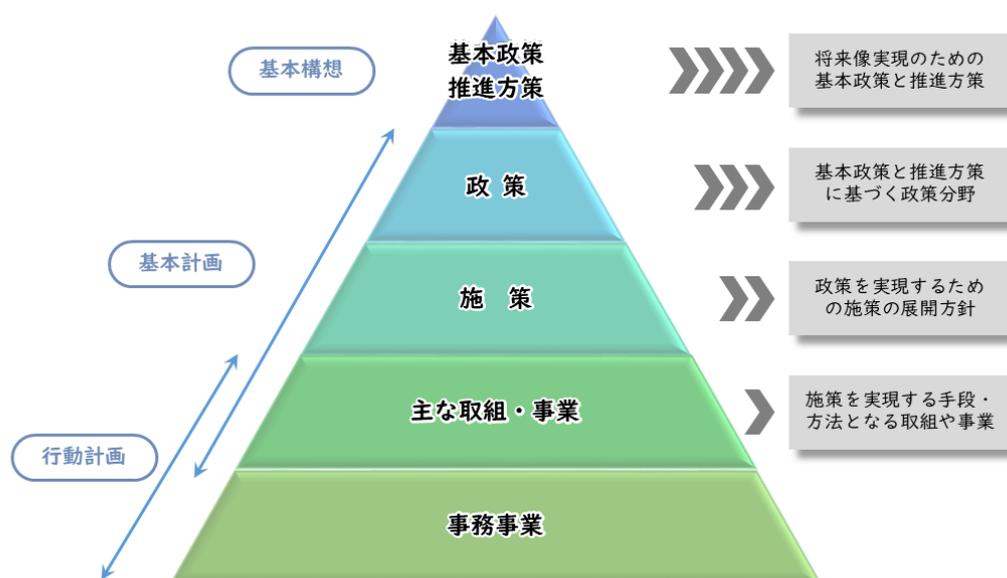
第1節 後期基本計画の構成

本市では、長期的な展望の下、将来における本市の目指すべき姿を明らかにし、その実現に向けた政策展開の基本的な方向性を示すため、市議会の議決（平成 31（2019）年2月）を得て西脇市総合計画・基本構想を策定しました。

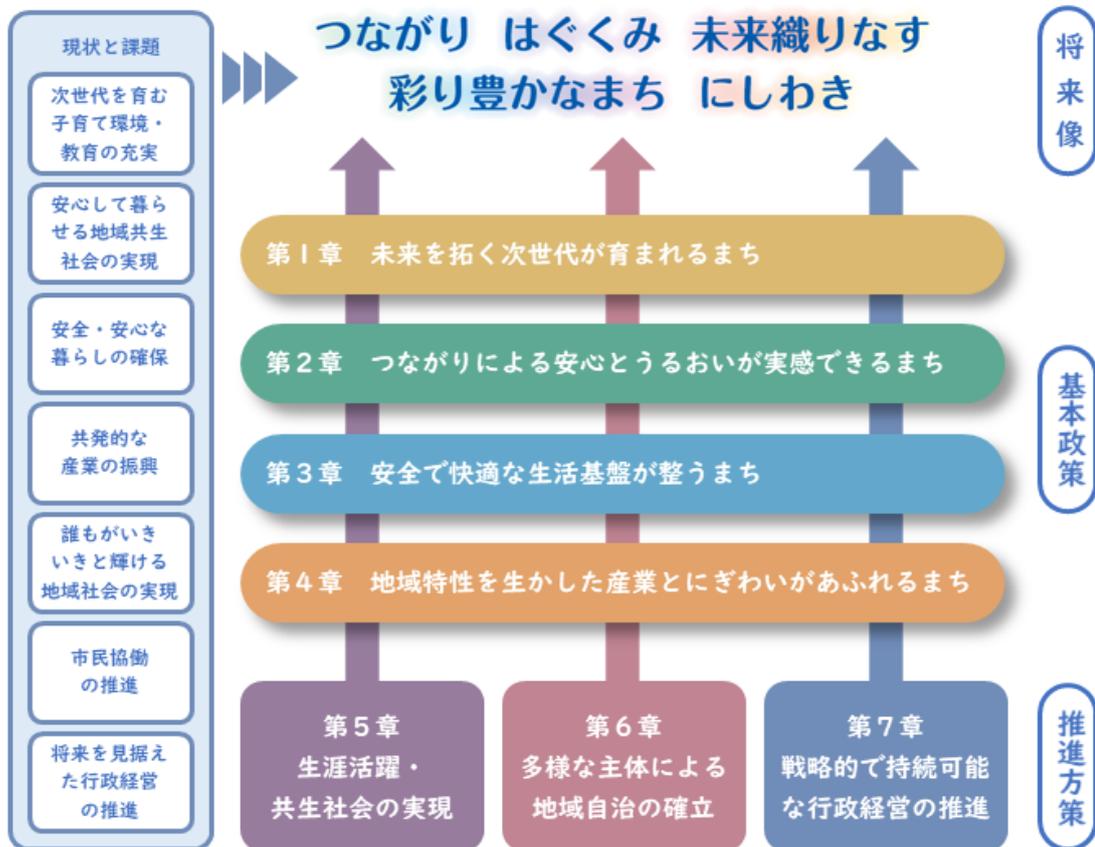
基本構想では、本市が抱える課題等を整理した上で本市が目指す「将来像」を掲げるとともに、将来像を実現する4つの基本政策と基本政策の展開を加速する3つの推進方策を定めています。

本計画では、基本構想で定める基本政策及び推進方策の実現に向けた「政策」、当該政策を推進していくための「施策及びその展開方針」、施策を形成する「主な取組・事業」などとともに、効果的な計画行政の展開に向けた具体的な目標等を定めることで、将来像を実現していくための手段・方法を示します。

■ 後期基本計画の構成



■ 基本構想の概要



第2節 後期基本計画の体系

本計画は、基本構想に定める基本政策及び推進方策に対し、それぞれ次の政策を位置付けて構成します。

第1章 未来を拓く次世代が育まれるまち

- | | |
|-----|---------------------|
| 政策1 | 結婚・妊娠・出産の希望の実現を支援する |
| 政策2 | 子育てにやさしい環境をつくる |
| 政策3 | 地域とともに子どもを守る |
| 政策4 | 就学前教育と保育を充実する |
| 政策5 | 学校教育を充実する |
| 政策6 | 教育を支える環境を整える |

第2章 つながりによる安心とうるおいが実感できるまち

- | | |
|------|------------------|
| 政策1 | 地域福祉を充実する |
| 政策2 | 地域医療を守る |
| 政策3 | 市立西脇病院の機能を強化する |
| 政策4 | 高齢者福祉を充実する |
| 政策5 | 障害者福祉を充実する |
| 政策6 | 社会保障制度を適正に運営する |
| 政策7 | 社会的な自立を支援する |
| 政策8 | 環境にやさしい市民生活を進める |
| 政策9 | 地域の防災力を高める |
| 政策10 | 犯罪・事故に遭わない地域をつくる |

第3章 安全で快適な生活基盤が整うまち

- | | |
|-----|---------------|
| 政策1 | 防災基盤を整備する |
| 政策2 | 道路を整備する |
| 政策3 | 公共交通を守る |
| 政策4 | 水道供給と汚水処理を行う |
| 政策5 | 生活環境を守る |
| 政策6 | 計画的な都市づくりを進める |
| 政策7 | 快適な住まいづくりを進める |

第4章 地域特性を生かした産業とにぎわいがあふれるまち

政策1 地域に根ざした商工業を振興する

政策2 農林業の基盤を強化する

政策3 魅力ある農畜産物を生産する

政策4 観光・交流を振興する

政策5 新たな産業を創出する

政策6 就業環境を整える

第5章 生涯活躍・共生社会の実現

政策1 健康づくり習慣の定着を進める

政策2 自然に健康になれる地域づくりを進める

政策3 生涯学習を充実する

政策4 文化芸術・スポーツを振興する

政策5 男女がともに輝く社会を実現する

政策6 人権文化を創造する

第6章 多様な主体による地域自治の確立

政策1 参画と協働のまちづくりを進める

政策2 持続可能なコミュニティをつくる

政策3 開かれた市政を行う

政策4 西脇への関心を高める

第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進

政策1 行政資源の有効活用を図る

政策2 持続可能な財政運営を行う

政策3 機能的な組織運営を行う

政策4 行政事務を適正に執行する

政策5 分かりやすく利便性の高い窓口業務を行う

政策Ⅰ 結婚・妊娠・出産の希望の実現を支援する



目指す姿

- 結婚や妊娠・出産について、多様な価値観が尊重されるとともに、一人ひとりの希望がかなえられる地域社会になっています。

現状と課題

- 第16回出生動向基本調査（以下「出生動向調査」といいます。）によると、「いずれ結婚するつもり」と回答する18～34歳の未婚者の割合は、前回調査と比べて低下しています。また、結婚意思のある25～34歳の未婚者に「結婚できない理由」を聞いたところ、「適当な相手に巡り合わない」が最も多く、「結婚資金が足りない」「異性とうまく付き合えない」などの回答割合も多くなっています。こうした課題を背景に、国全体で未婚率は上昇しており、本市も同様の傾向にあることから、結婚は個人の自由であることを前提としながら、その希望の実現に向けて、出会いの機会の創出や結婚の後押しとなる支援を行う必要があります。
- 妊産婦は、様々な不安や負担を抱え心身のバランスを崩しやすい状況にあります。国の調査では、約10人に1人が産後うつ病の可能性があるとされており、特に外出・交流に制約が多かったコロナ禍で産後うつが大きく増加したとの報告もあります。また、出生児の10人に1人が低出生体重となっており、低出生体重児の割合が増加する要因として、妊娠前のやせ、妊娠中の喫煙・飲酒などがあるとされています。安心して出産に臨めるよう、適切な受診の勧奨や健康づくりの支援・啓発を行うとともに、出産後1年までの母子等に対し、心身のケアと育児のサポートを行う産後ケアを進めていくことが必要です。
- 出生動向調査では、「理想の数の子どもを持たない理由」として「欲しいができない」と回答する割合は23.9%に上っており、本市においても、母子健康手帳交付時の調査で、10%以上の方が「不妊治療の経験がある」と回答しています。令和4（2022）年度から不妊治療に対して保険適用が開始されたものの、高額な治療費、治療と仕事との両立などで課題があるとされており、妊娠・出産の希望の実現を支援する取組が必要となります。
- 本市が実施した高校生アンケートでは、将来、子どもを持つことを肯定的に捉えている割合は男性67%、女性58%となっており、同種の全国調査と比較してやや低い水準となっています。一方、国の調査では、9割以上の夫婦が子どもを持ちたいと考えていながら、「年齢」や「健康」を理由にあきらめる人が多くなっています。自身が希望する未来を適切に選択できるよう、若い世代に命の大切さやライフデザインの必要性を伝える取組を進めるとともに、女性やカップルを対象に将来の妊娠に向けた健康づくりを促すプレコンセプションケアなどに取り組んでいく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
合計特殊出生率	1.17	↑	1.35

施策の展開

施策1 結婚の希望の実現を支援します

- 結婚を希望する独身男女を対象とした出会いの機会づくりに民間団体等と連携して取り組むとともに、県などが推進するICTを活用したマッチングシステムの普及や利用促進を図ります。
- 経済的な不安を抱える新婚世帯を対象に住居費等を助成し、結婚を後押しします。

主な取組：出会いのパーティーの開催、民間団体等による出会いイベント等の開催支援、結婚新生活支援事業

施策2 妊娠と出産を支援します

- はぴいくサポートセンターを中心に、妊娠期からの切れ目ない伴走型支援と妊娠・出産時の経済的支援を行います。
- 安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の早期かつ継続的な受診の啓発と費用助成を実施するとともに、妊産婦の健康づくり活動を促進します。
- 不妊等に関する医学的知識の普及や相談窓口の周知に取り組むとともに、不妊症の早期発見を促進するための不妊検査や不育症の治療費用の助成を行います。

主な取組：出産・子育て応援給付金の給付、妊婦健康診査費の助成、不妊治療ペア検査費の助成

施策3 家庭や命の大切さを伝えます

- 小中学校と連携して妊娠や出産などの教育や乳幼児との交流事業を行い、命の尊厳や子どもを育むことの大切さを伝えます。
- 将来の健やかな妊娠に向けて、医療機関などと連携しながら、性や生殖に関する正しい知識の普及を図ります。

主な取組：児童と乳幼児のふれあい交流事業、つながる命の授業、ライフデザイン教育

市民に期待される役割

- 妊婦健康診査を早期から継続的に受診し、健康管理に努めます。
- 妊娠や出産などに対する正確な知識を身につけます。
- 身近な人や地域の方は、出産を控えた妊婦を温かく見守り、サポートします。
- 事業者は、妊婦健康診査や不妊治療に係る休暇などを取得しやすい環境づくりに努めます。

政策2 子育てにやさしい環境をつくる



目指す姿

- 子育てを応援し、子どもを見守る地域の中で、子育て家庭が大きな不安や負担なく喜びや楽しさを感じながら子育てし、子どもたちは笑顔で健やかに育っています。

現状と課題

- 我が国では、令和5（2023）年の出生数は72.7万人、合計特殊出生率は1.20といずれも過去最低を更新しており、本市においても、出生数が300人を下回った平成28（2016）年度以降も減少傾向が続いています。こうした中、国においては「こども未来戦略」を策定し、少子化対策を推進することとしていますが、本市としても、子育てしやすい環境づくりをより一層進めていく必要があります。
- 乳幼児の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげていくために乳幼児健診の重要性は高まっています。乳幼児の健やかな成長を支えるため、各種健診の適切な受診を促進・支援する必要があります。また、地域社会の中で、安全・安心に過ごせる環境を確保し、地域とのつながりを築きながら健康で豊かな心を育てていくために、子どもの居場所づくりにも取り組んでいく必要があります。
- 文部科学省の調査によると、発達障害への理解の広がりなどもあり、発達障害と診断される可能性がある児童生徒の割合は増加傾向で、本市でも療育手帳交付者数は15年前と比較して1.7倍に増加しています。こうしたことを背景に、本市の調査では、重要と考える子育て支援施策として「病気や障害などの専門的な支援」が挙げられています。本市では、子育て支援窓口を一元化し、発達支援を含めた相談機能を強化したところですが、ヤングケアラーなどの新たに顕在化した課題などを含めて、相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- また、同調査では、「子育てなどに関する相談場所」などへのニーズが高くなっています。核家族化や少子化が進行する中で、子育ての不安を共有・相談できる相手が少なくなっていることが背景にあると考えられます。本市では妊娠・出産期からのきめ細かな伴走型相談支援、子育てコンシェルジュの配置などを進めていますが、より身近な地域での相談体制の整備など、子育ての不安に寄り添い、サポートする仕組みづくりが必要です。
- 出生動向調査では、希望する子どもの数を実現できない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答する割合が特に高くなっており、本市の同趣旨の調査でも、同じ傾向にあります。一方、都市部や一部の自治体では豊かな財政状況を背景に様々な支援施策が展開されており、住む場所によって格差が生じる、といった課題が顕在化しています。本市としても子育て世帯等への経済的支援を検討・実施するとともに、国全体の少子化対策として国による全国一律的な支援を働き掛けていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
子どもたちが健やかに育っていると感じる市民の割合	74.1%	↑	75.0%

施策の展開

施策1 子どもの健やかな成長を支援します

- 乳幼児健診や各種予防接種等を実施し、成長発達の支援と疾病の予防・早期発見を行うとともに、健診等の機会を捉えた相談、保健指導等を実施します。
- 子どもたちの健やかな心身の成長を促進するため、こどもプラザ等において、健全な遊びや様々なイベント・体験活動等の機会を提供します。
- 子どもたちが自分らしく安心して過ごすことができ、健やかに成長していけるよう、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを進めます。

主な取組：乳幼児健診の実施、聴覚検査費用等の助成、こどもプラザ事業

施策2 支援が必要な子どもをサポートします

- 医療機関、教育機関、福祉事業所をはじめとした関係機関との連携の下、発達に支援が必要な子ども・若者の早期発見に努めるとともに、包括的で効果的な支援を行います。
- ヤングケアラーなど支援を必要としている子ども・若者に対して、関係機関との連携強化により、個々の状況や置かれた環境に応じた支援を行います。

主な取組：療育支援事業、臨床心理士による相談支援、ヤングケアラー等への支援

施策3 孤立しない子育て環境をつくります

- 妊娠や出産、子育てに不安を抱えた子育て家庭が孤立することがないように、情報発信や相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。
- 妊産婦や子育て中の保護者のつながりづくりに向けた交流機会の創出とともに、地域全体で子育てを応援・支援する環境づくりを進めます。

主な取組：妊産婦の交流事業、地域子育て相談機関の設置、地域子育て支援拠点事業

施策4 子育ての経済的な負担を軽減します

- 児童手当の支給やこども医療費等の助成、認定こども園等の副食費の助成など、広く子育て家庭を対象とした経済的支援を進めるとともに、子育て家庭への全国一律の経済的支援に向けて、学校給食費の無償化等の新たな制度の創設を国等に働きかけます。
- 経済的な困難を抱える家庭やひとり親家庭、多子世帯など、特に支援が必要な子育て家庭等に対し、当該環境に応じた支援を行います。

主な取組：こども医療費等・認定こども園等副食費の助成、児童手当・児童扶養手当の支給

市民に期待される役割

- 保護者は生活習慣などの定着や健康管理を行い、責任と愛情をもって子育てをします。
- 地域での子どもの見守りや子育てボランティアなどの子育て支援の活動に参加します。
- 子どもたちは自身の意見や思いを伝え、周囲の人はその思いを受け止めるよう努めます。

政策3 地域とともに子どもを守る



目指す姿

- 子どもの最善の利益が尊重される温かい地域社会の中で、全ての子どもたちが安全で安心して健やかに成長しています。

現状と課題

- 令和4（2022）年度の児童相談所における虐待相談対応件数は約22万件で、過去最高を更新しており、本市においても増加傾向となっています。この背景には、関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度の高まりがあるとされていますが、児童虐待の防止・早期発見に向け、令和3（2021）年度に開設された加東こども家庭センターなどの関係機関との連携体制の強化を図っていく必要があります。
- 令和4（2022）年度の全国のいじめの認知件数は約68万件、いじめの重大事態の件数は923件といずれも過去最多となっています。本市のいじめの認知件数は、積極的な認知を行うことで増加傾向にあり、アンケート調査や相談支援体制の充実、初期段階での対応などに取り組んでいますが、いじめは重大な人権侵害との認識の下、更なる対策の強化を図り、その解消・解決と精神的な支援などに取り組んでいく必要があります。
- 全国の小中学校不登校児童生徒数は約30万人と過去最多となっており、保護者の意識の変化に加えて、コロナ禍で生じた様々な制約が要因とされています。本市では、コロナ禍以前より不登校児童生徒数は増加している状況にあり、専門家による相談・支援体制を強化していますが、不登校の解消とともに多様な学びの機会を確保していく必要があります。
- 我が国の子どもの貧困率は11.5%で9人に1人が該当しており、保護者の所得など家庭の状況によって学力格差が生じているといった研究結果なども示されています。子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、様々な子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。子どもの貧困を解消し貧困の連鎖を断ち切るために、教育・生活面の支援、経済的な支援の充実とともに、関係機関と連携した相談体制の整備、地域で子どもを支える環境づくりを進め、適切な支援に接続していくことが必要です。
- 県内における子どもが関係する交通事故件数は、平成末期と比べて3割程度減少していますが、依然として大切な命が失われる事故が発生しています。また、少年非行人数は減少傾向にあり、コロナ禍でさらに減少しましたが、令和5（2023）年は増加に転じ、特殊詐欺に手を貸す事案なども発生しています。青少年を取り巻く環境の変化や地域の担い手不足などにも対応しながら、地域で子どもを守り育てる取組を継続していく必要があります。
- 「こども基本法」では、子どもの人権の尊重とともに、子どもの社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが掲げられています。本市では、同法と趣旨を同じくすることどもの笑顔をはぐくむ条例を制定し、様々な取組を進めているところですが、法や条例の趣旨を広く周知するとともに、子どもが意見を表明し、その意見が尊重される地域社会づくりを進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
地域で子どもを見守り育てる環境があると感じる市民の割合	42.6%	↑	48.6%

施策の展開

施策1 虐待を未然に防止します

- はぴいくサポートセンターを中心とした切れ目のない支援を通じて、児童虐待等の発生予防・早期発見を進めるとともに、子ども家庭支援員による相談支援を実施します。
- 養育が困難な家庭に対し、必要なサービスを提供し、虐待に陥らないよう支援を行います。
- 児童の適切な安全確保等に向け、児童相談所との情報共有の円滑化を図るなど、関係機関との連携体制を強化します。

主な取組：子ども家庭支援員の配置・相談支援、子育て世帯訪問支援事業、要保護児童対策地域協議会での連携

施策2 いじめ・不登校対策を進めます

- いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る推進体制を整備するとともに、いじめの未然防止、早期発見・対応を関係機関と連携して進めます。
- 児童生徒を取り巻く様々な問題の解決と心のケア、教職員に対する助言等を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置します。
- はればれ教室や校内サポートルームを活用し、個に応じた支援を行うとともに、ICT機器を活用した遠隔授業等の新たな学びの機会づくりを検討します。

主な取組：はればれ教室の実施、スクールカウンセラー等の配置

施策3 子どもの貧困対策を進めます

- 関係機関とのネットワークを強化することで、貧困状態にある子どもの早期発見・早期支援につなげていきます。
- 養育環境の改善に向けた生活支援や、様々な学習・体験活動等の機会が得られる環境づくりを進めるとともに、地域における身近な居場所づくりを進めます。

主な取組：こども未来応援事業、料理・学習支援事業

施策4 犯罪や事故から守ります

- 犯罪や交通事故などから子どもを守るため、関係機関と連携した啓発・訓練、交通安全指導を行うとともに、地域における登下校時などの見守り体制を充実します。
- 青少年の非行を未然に防ぎ、健全な育成を図るため、地域や関係機関と連携し、巡回活動や啓発活動を行います。

主な取組：防犯・交通安全教室の実施、ハーティネス・メンバーズ運動の推進

施策5 子どもの権利・意見を大切にします

- 地域社会全体に子どもの権利に関する理解が広がるよう、こどもの笑顔をはぐくむ条例の

理念等を普及・啓発します。

- 子どもの意見を表明・反映する機会づくりを進めるとともに、児童会生徒会等の特別活動の充実など、子どもの意見を尊重した学校運営と児童生徒の自治的な活動を推進します。

主な取組：こどもの笑顔をはぐくむ条例の推進・啓発、こども会議等の開催、生徒会等の自治的な活動の推進

市民に期待される役割

- 何でも話せる明るい家庭環境を築くとともに、子育てに不安や悩みがあるときは、ひとりで抱え込まず、関係機関などに相談します。
- 地域の子どもに関心を持ち、声掛けや見守り活動、あいさつ運動などに取り組むとともに、子どもの意見を聴き、ともに参画しながら地域づくりを進めます。
- 虐待やいじめが疑われるときは、関係機関に連絡します。

政策4 就学前教育と保育を充実する



目指す姿

- 様々な利用者ニーズに即した就学前教育や保育が受けられ、子どもたちに健やかな心や身体が育まれています。

現状と課題

- 就学前教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに等しく機会を与えて豊かな育ちや学びを保障していく必要があります。本市の就学前教育・保育は、令和4（2022）年度末に公立幼稚園を全て閉園したため、市内の私立認定こども園が中心となってその役割を担っており、幼児教育センターの支援・助言の下、公民連携による質の向上の取組を展開しています。第4期西脇市教育振興基本計画策定に係るアンケート結果においても、就学前の子どもを持つ親で主体性・思考力を伸ばす教育のニーズの高まりがうかがえることから、今後も継続して質の向上に向けた研修・事業等を充実させていく必要があります。
- 令和2（2020）年国勢調査によると、本市の子育て世帯の共働きの割合（末子が6歳未満である夫婦世帯に占める夫婦ともに就業者である世帯の割合）は約65%と、県の数値を大きく上回っており、合わせて、ライフスタイルや就業形態の多様化なども進んでいます。本市では、こうした社会状況の変化を踏まえながら、休日保育や延長保育など、多様な保育ニーズへの対応を進めてきましたが、医療的ケア児の受入れ環境の確保など、新たな課題も生じています。
- 本市では、保育教諭の確保が困難となっており、待機児童が発生しています。このような中、未就園児等を対象としたこども誰でも通園制度が創設されるなど、認定こども園等の利用者が拡大される流れにありますが、一方では、少子化の進行に伴う園児の減少なども想定されています。安定的な就学前教育・保育施設の運営に向け、保育教諭等の人材確保や地域との連携・交流を進めながら、今後のニーズの変化に対応していく必要があります。
- 家庭での保育が困難な小学生を対象に、放課後に保育を行う放課後児童クラブについては、全国各地で待機児童が発生しており、また、認定こども園等の保育時間との相違などから小1の壁と呼ばれる課題も生じています。本市においては、早朝保育や小学6年生までの対象拡大などを実施しており、現在のところ待機児童は発生していませんが、引き続き、保護者等のニーズに対応した保育環境を整備していく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
小学校就学前の教育・保育環境が整っていると感じる市民の割合	65.1%	↑	68.0%
認定こども園待機児童数	5人	↓	0人

施策の展開

施策1 就学前教育・保育の質を高めます

- 就学前教育・保育カリキュラムに基づき、各園の特徴を生かしながら、子ども一人ひとりを大切にした質の高い就学前教育・保育を推進し、生きる力の基礎を育みます。
- 就学前教育・保育の質の向上に向け、就学前教育・保育の質の向上推進委員会による第三者評価や、幼児教育センターによる課題別研修・現場交流事業等の充実を図ります。
- 園小接続カリキュラム、園小交流訪問等により、認定こども園・小学校それぞれの教育の相互理解を図り、園小の円滑な接続を進めます。

主な取組：第三者評価の実施、園小接続カリキュラムの本格運用

施策2 就学前教育・保育施設の運営を支援します

- 延長保育・一時預かり、病児保育、障害児保育など、多様なニーズに対応する保育の提供やこども誰でも通園の実施を支援します。
- 認定こども園による保育教諭等の処遇改善や業務の効率化を支援するとともに、人材確保に向けた取組を支援します。
- 少子化に伴う園児数の減少に対応した保育体制を構築するとともに、認定こども園による持続可能な運営に向けた取組を支援します。
- 定期的な確認監査を実施するとともに、適切な情報提供・指導を行い、適正な運営を支援します。

主な取組：人材確保の取組支援、認定こども園等への財政支援

施策3 放課後の居場所をつくります

- 仕事・子育ての両立と子どもの健全な育成を図るため、放課後の居場所となる放課後児童クラブを運営するとともに、より効果的な運営手法を検討します。
- 放課後児童クラブの利用ニーズの増加・多様化を踏まえた環境整備を進めます。
- 放課後の時間などを活用し、地域の人材と連携した体験的学習を進めます。

主な取組：放課後児童クラブの運営及び運営手法の検討、放課後子ども教室の開催

市民に期待される役割

- 各家庭において、子どもが基本的な生活習慣や社会規範を身につけるようにします。
- 保護者は、認定こども園の運営に協力します。
- 放課後児童クラブの運営や地域での体験活動など、子どもの放課後の活動や地域での見守りに協力します。

政策5 学校教育を充実する



目指す姿

- 子どもたちが意欲的に学習に取り組む中で確かな学力と豊かな心、健やかな体が生まれ、多様な人々と協働しながら主体的に未来を切り拓ける力が培われています。

現状と課題

- グローバル化や科学技術等の急速な進展、多発する自然災害、少子化・人口減少の進行など、社会が大きく変化し課題が多様化・複雑化する中、令和5（2023）年に第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。当該計画では、活力あふれる社会を実現していくため、将来を見据えた持続可能な地域社会の創り手を育成していくことが必要としており、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができる人材、自らの個性・能力を伸ばし、Society 5.0時代に必要な資質・能力などを備えた人材の育成を求めています。
- こうした国の方向性を踏まえつつ、本市でも、令和5（2023）年度に第4期西脇市教育振興基本計画を策定しました。基本理念として掲げる「人間磨きの教育」～ふるさとを愛しにしわきの未来織りなす人づくり～の実現に向け、0歳から15歳までにおける学校段階間の連携の下、子どもたちの個々の状況を踏まえながら、学びに向かう力や確かな学力など、新しい時代に求められる能力などを育成していく必要があります。また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、幸せや豊かさを感じられる地域社会の実現に向けて、教育が果たす役割も大きくなっており、心身の健康はもちろんのこと、他者とのつながりや関わりの中で自己肯定感、利他性、社会貢献意識などを高めていくことが必要です。
- Society 5.0時代への対応、個別最適な学びと協働的な学びの効果的な推進に向けて、ICT活用の重要性が高まっており、本市では、コロナ禍において児童生徒の1人1台端末を実現し、文部科学省の支援制度なども活用しながら先進的な取組を進めています。その成果の横展開を図り、児童生徒の情報活用能力と教職員の指導力の更なる向上を図っていくことが必要です。
- 我が国の教職員は、教科指導や生徒指導、部活指導などを一体的に行っており、その教育方法は国際的にも高く評価されていますが、負担も大きいと指摘されています。また、「令和の日本型学校教育」の実施や様々な課題を抱える児童生徒や家庭への対応など、教職員が向き合う課題は山積しています。こうした状況を踏まえ、教職員の資質向上を図るとともに、業務の効率化をはじめとする働き方改革を一層推進し、安心して本務に集中し、子どもに向き合うことができる環境づくりを進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
「学校に行くのが楽しい」と回答した児童の割合	89.9%	↗	89.9%
「学校に行くのが楽しい」と回答した生徒の割合	82.7%	↑	85.7%

施策の展開

施策1 確かな学力を育みます

- 新たな時代に必要な資質・能力の育成に向けて、学力調査等による課題の把握・分析、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善・実践研究の実施、成果検証などの効果的な展開を図るカリキュラム・マネジメントを推進します。
- 小学校35人学級や小学校高学年における教科担任制を推進し、個に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導を行います。
- 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、外国人指導助手（ALT）の配置、学習到達度の調査・分析など、英語力と学習意欲の向上に向けた取組を進めます。
- 1人1台端末の計画的更新をはじめとしたICT環境等の整備を進めるとともに、端末を用いた効果的な実践事例の創出・普及を図ります。
- デジタル教科書・教材、学習支援ソフトの活用を推進することで、児童生徒の情報活用能力の育成と、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

主な取組：にしわき学力向上事業、英語教育推進事業、中学校区連携教育の推進、情報教育機器整備事業、拠点研究校の指定、ICT支援員の配置

施策2 豊かな心と健やかな体を育みます

- 道徳教育、人権教育等の推進や地域における特別活動、アクティブ・ラーニングなどを通じて、生きる力につながる非認知能力の向上、地域社会に参画する態度の育成と規範意識の醸成を図ります。
- 体育の授業や保健指導などを通じて、健康づくりの大切さや運動することの楽しさを感じながら体力の向上を図ります。
- 地域の歴史や文化などに触れ、体験する教育を推進し、ふるさと意識の醸成を図ります。

主な取組：キャリア教育・道徳教育の充実、子どもの体育・スポーツ活動推進事業

施策3 教職員の資質向上・働き方改革を進めます

- 教職員の資質・指導力向上に向けて、外国語教育や情報教育などの新たな教育課題に対応した研修を進めるとともに、教職員の適切な評価・処遇等への反映を行います。
- 教職員の勤務時間に関する意識改革や処遇改善を図るとともに、校内支援員や地域団体等との連携・分担体制の構築を図ります。
- 業務負担軽減に向けた校務のICT化や教育データの分析・利活用などに取り組みます。

主な取組：個別最適な教職員研修の実施、学校指導・事務体制の強化

市民に期待される役割

- 児童生徒は、学ぶ意欲と友達への思いやりを持って、学校生活を過ごします。
- 学校教育への関心を高めるとともに、学校ボランティアや課外活動等への協力などにより、教育環境の向上に向けた手助けをします。

政策 6 教育を支える環境を整える



目指す姿

- 学校、家庭、地域の連携により家庭や地域の教育力が高まるとともに、安全・安心で持続可能な教育環境の中で、質の高い教育が行われています。

現状と課題

- 令和 5（2023）年度の市内小中学校の児童生徒数は小学校 1,795 人、中学校 988 人となっており、10 年前と比較してそれぞれ 19.4%、23.5%減少しています。また、同年度の出生数は 181 人となっており、今後ますます児童生徒数の減少が進む見込みです。子どもの人数が減少すると、学級数の減少・学級規模の縮小につながるとともに、集団活動・学校行事・部活動等の実施が困難となるなど、学習活動や学校運営に様々な影響が生じます。このため、学校規模の適正化及び学校の適正配置を推進し、人口減少社会や時代の変化に伴う教育課題に対応できる教育環境を整えていく必要があります。
- 本市の小中学校の学校施設は、築 30 年以上を経過した建物が 8 割以上を占めており、大規模改修等の必要性が高まっています。このため、小中学校統合の方針と整合を図りながら計画的に施設整備を進めるとともに、社会の変化に対応した教育を推進するための設備・備品などの充実を図っていく必要があります。
- 本市では、平成 25（2013）年度に学校給食センターを新たに整備し、アレルギー対応を開始するなど、安全・安心な給食の提供を進めてきました。一方、偏食などによる学校給食の食べ残しや、地域の特色を生かした学校給食を提供するための市内農産物の安定的な供給など、子どもの食を取り巻く課題は多様化しています。児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、健やかな成長と体力の向上につながられるよう、生きた教材である学校給食を活用した教育を展開していくことが重要です。また、近年顕在化している物価高騰といった新たな課題への対応も進めていく必要があります。
- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、また、地域においてもコミュニティの希薄化や家庭の孤立などが懸念されています。こうした状況の中、豊かな人間性を培い生きる力を備えた子どもを育てためには、家庭、地域、学校がパートナーとして連携・協働し、地域総掛かりによる教育を実現していくことが重要となります。
- 我が国が批准する子どもの権利条約において、教育を受ける権利が定められています。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、経済的な状況や障害の有無、文化的・言語的背景などにかかわらず、多様な観点からのニーズに対応しながら教育機会を確保していくことが求められます。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
小中学校では、子どもたちが学習する教育環境が整っていると感じる市民の割合	58.2%	↑	60.0%

施策の展開

施策1 学習環境規模の適正化を進めます

- 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画に基づき、将来にわたって持続可能な小中学校の学習環境規模の適正化・適正配置を推進します。
- 学校統合に係る具体的協議を行う開校準備委員会を設置・運営するとともに、開校後は、新たな学校に通う児童生徒への通学の支援等を実施します。

主な取組：開校準備委員会の設置・運営、遠距離通学者への支援、小中一貫教育等の研究

施策2 安全・安心で質の高い教育環境を整備します

- 学校施設の適切な維持管理と老朽化した学校施設の計画的かつ効率的な改修・長寿命化を推進するとともに、プール設備について複数校での共同利用や民間施設の活用などを検討します。
- 西脇南中学校区の統合小学校として活用する西脇市立重春小学校校舎の改築を進めます。
- 学校における危機管理体制の強化に向け、自然災害や犯罪などを想定した危機管理マニュアル等の更新や訓練などを進めます。

主な取組：学校教育施設長寿命化計画の改定・推進、危機管理マニュアルの更新

施策3 安全・安心でおいしい学校給食を提供します

- 栄養バランスがあり、アレルギーにも配慮した安全・安心な給食を提供するとともに、安定的な提供に向けて施設・設備の計画的な維持更新や受益者負担の見直し等を行います。
- 食に関する知識の普及と望ましい食生活の実践・定着に向けた食育を推進します。

主な取組：児童生徒に対する食育の推進、地場産食材の利用推進

施策4 家庭や地域と連携します

- 学校評価等の実施・公表やオープンスクールの開催など、地域に開かれた学校運営を推進します。
- 学校・家庭・地域が連携して子どもの学びや成長を支えるため、PTCA活動等を支援するとともに、コミュニティ・スクールの設置を推進します。
- 地域のスポーツ・文化団体等と連携し、中学校部活動の地域展開に向けた環境整備を進めます。

主な取組：コミュニティ・スクールの設置、部活動の地域展開の推進

施策5 適切な教育機会を確保します

- 経済的な課題を抱える児童生徒の保護者に対して、義務教育に係る費用の一部助成などを

行います。

- 特別支援教育に関する研修の実施やコーディネーターの配置などを行い、障害のある児童生徒の状況に応じた支援・指導を行うとともに、家庭、教育、福祉の連携による特性の共有を通じた一貫的な支援を進めます。
- 帰国児童生徒や外国人児童生徒等の日本語指導が必要な児童生徒に対し、子ども多文化共生サポーター等を派遣します。

主な取組：就学援助費等の支給、特別支援教育の推進、多文化共生教育の推進

市民に期待される役割

- 各家庭において、子どもが基本的な生活習慣や学習習慣などを身につけるようにします。
- 学校行事への参加や体験学習への協力などを通じて教育活動を支援します。

第2章

つながりによる安心とうるおいが 実感できるまち

政策 1 地域福祉を充実する

政策 2 地域医療を守る

政策 3 市立西脇病院の機能を強化する

政策 4 高齢者福祉を充実する

政策 5 障害者福祉を充実する

政策 6 社会保障制度を適正に運営する

政策 7 社会的な自立を支援する

政策 8 環境にやさしい市民生活を進める

政策 9 地域の防災力を高める

政策 10 犯罪・事故に遭わない地域をつくる

政策Ⅰ 地域福祉を充実する



目指す姿

- 多くの市民が思いやりの心を持って、積極的に地域福祉活動に参画することで、全ての市民が支え合い、助け合いながら安心して暮らしています。

現状と課題

- 急速な人口減少や人々の意識・ライフスタイルの多様化などを背景に、地域のつながりが弱まっており、また、核家族や単身世帯が増加したことで、生活上の課題に家族で対応する機能も低下しています。こうしたことを背景に、社会的孤立やダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり、セルフ・ネグレクトなど、課題の多様化・複雑化が進んでいます。
- そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできるような環境づくりとともに、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。
- 本市においては、西脇市社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人やNPO法人、地域団体等により様々な社会福祉活動が推進されています。市民アンケートによると「地域福祉活動に取り組んだことがある市民の割合」は35%前後で推移していますが、地域福祉の担い手の高齢化、高齢者や女性などの社会参加、就労が進む中で、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。また、地域福祉における中心的な役割を担う民生委員児童委員については、令和4（2022）年12月の一斉改選で1.5万人以上の欠員が生じるなど、全国的に担い手確保の課題が顕在化しており、本市においても近い将来、同様の問題が生じることが懸念されます。
- 地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたって持続的に行われるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進め、市民一人ひとりの関心を高めていくこととともに、ライフスタイルや興味・関心、得意分野を生かせる仕組みづくりや地域福祉の担い手の負担軽減なども求められています。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
住民がともに支え合い、助け合って暮らしていると感じる市民の割合	53.3%	↑	53.3%

施策の展開

施策1 地域福祉を支える人材を育成・確保します

- 広報紙等によるボランティア活動の啓発やボランティア団体の相互交流の場を確保し、地域福祉に関する市民意識の向上を図ります。
- 地域の見守りや身近な相談の役割を担う民生委員児童委員の活動を支援するとともに、活動の負担軽減等に取り組み、人材確保を進めます。
- 社会福祉法人等による福祉人材の確保に向けた取組を支援します。
- 社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座などを活用し、地域に潜在する人材の発掘や若い世代を含めた、多様な分野におけるボランティア人材の育成に努めます。

主な取組：福祉教育の推進、民生委員児童委員活動事業

施策2 市民主体の地域福祉活動を支援します

- 地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域福祉活動の拠点機能の強化を図ります。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターへのコーディネーターの配置などにより、気軽にボランティアに参加できる環境づくりを進めます。

主な取組：社会福祉協議会補助事業、ボランティア活動の支援

施策3 地域の安心ネットワークをつくります

- 地域の活動者間の情報共有や専門機関相互の連携を図り、地域課題や生活支援ニーズの把握と地域資源のネットワーク化を推進します。
- 高齢者、障害のある人、子どもなどの社会的な支援が必要な人について、地域や事業者等と連携した見守り体制を整備します。
- 関係団体の協働の促進や高齢者の社会参加、多様なサービスの充実等の推進を担う生活支援コーディネーターを養成・配置し、地域における支え合いを推進します。
- 複合的な課題を解決するため、多機関が協働する包括的な支援体制の確立を図ります。

主な取組：生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業、あんしんはーとねっと事業

市民に期待される役割

- 近隣の人との声掛けや見守り活動などの日常的な付き合いを通じて、顔の見える関係を築きます。
- 地域における支え合いの大切さへの理解を深め、近所同士の身近な支え合いやボランティア活動、講座などに参加、協力します。
- 高齢者や障害のある人、子どもなどが集える居場所や地域活動に参加しやすい地域をつくります。

政策 2 地域医療を守る



目指す姿

- 市民一人ひとりが地域医療を守る意識を共有し、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切で必要な医療を受けることができます。

現状と課題

- 厚生労働省の調査によると、令和 3（2021）年度の国民医療費は初めて 45 兆円を突破し、過去最高を更新しました。年齢別の人口 1 人当たり国民医療費を見ると、45 歳未満では 20 万円未満となっており、45～64 歳でも 30 万円を下回っていますが、65 歳以上では約 75 万円、75 歳以上では約 92 万円と、年齢を重ねるほどに高額になっています。
- 二次保健医療圏となる北播磨地域においては、65 歳以上人口は横ばいから減少に転じる見込みですが、75 歳以上人口は令和 22（2040）年まで増加が続く見通しです。令和 7（2025）年に全ての団塊の世代が後期高齢者となる中、社会保障費の増大や医療・介護などの人材不足が懸念されており、医療費の抑制や病病連携・病診連携、デジタル技術の活用に取り組むなど、持続可能な医療体制の確保に向けた総合的な対応が必要となります。
- 病床数や一般診療所数、医師・看護師数などを人口当たりで比較すると、本市の数値は、いずれも県平均を上回っており、西脇市立西脇病院を中心とした地域医療体制は比較的充実しています。一方、地域の医療従事者における高齢化の進行、看護師の有効求人倍率の高止まりなどに加えて、令和 6（2024）年度から医師を対象とした時間外・休日労働上限規制がスタートするなど、医療従事者を確保することがますます困難になっており、医療ニーズに対応した体制づくりが課題となっています。
- 本市における救急出動件数（急病）は、令和 5（2023）年に 1,581 件となっており、5 年前と比較して 19% 増加していますが、救急輸送人員に占める軽症者の割合は約 12 ポイント減少しました。救急出動件数は、後期高齢者人口の増加を背景に増加傾向が継続すると見込まれており、救急体制の確立とともに、適正な救急利用を進めることが求められます。また、救急車が到着するまでの救命処置は、命を救い、後遺症の軽減にもつながることから、市民一人ひとりが救命処置を実施できる環境を整備することも必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
安心できる医療の環境が整っているまちと 感じる市民の割合	63.2%	↗	60.0%

施策の展開

施策1 地域の医療体制を守ります

- 限りある地域の医療資源を有効に活用するため、かかりつけ医の普及・定着や公立・公的病院を中心とした病病連携・病診連携を推進するとともに、適正受診の促進に向けた普及啓発を図ります。
- 北播磨地域医療連携システム等の更なる活用やオンラインでの資格確認など、医療サービスにおける質の向上や効率化に向けたデジタル技術の活用を調査・研究します。
- 医療需要の変化に対応し、持続的な地域の医療体制を確保するため、市民主体の地域医療を守る活動を支援します。

主な取組：かかりつけ医の普及・定着の推進、医療費抑制に向けた取組

施策2 地域の医療従事者を育成・確保します

- 近隣市町と共同で開設する播磨看護専門学校で看護師を養成し、地域の医療人材の確保を図ります。
- 看護教育を行う大学等の実習受入れや看護職合同説明会等の開催を支援など、看護師の養成・確保に向けた教育・医療・行政等の関係機関の連携を進めます。

主な取組：播磨内陸医務事業組合負担金事業

施策3 救急医療の体制を充実します

- 多可町や西脇市多可郡医師会と連携して実施する休日急患センター事業や、私的二次救急医療機関への支援などを通じ、救急医療体制の持続的な確保を図ります。
- 救急需要の拡大・高度化に対応するため、救急車両の更新や救急救命士などの人材育成を図るとともに、適正な救急利用を啓発します。
- 自主防災組織等に対し、AEDの設置・適正管理を促進するとともに、救命知識・技術の普及のため、講習会などを実施します。

主な取組：休日急患センター事業、北はりま消防組合負担金事業、私的二次救急医療機関への支援

市民に期待される役割

- 地域医療を有効に活用するために、かかりつけ医を持つなど、緊急性や症状に応じた医療受診を心掛けます。
- 救急医療に関心を持ち、積極的に救命知識・技術の習得に努め、実際に活用します。

政策3 市立西脇病院の機能を強化する



目指す姿

- 質の高い医療サービスの提供と健全な病院経営により、市立西脇病院が北播磨圏域北部の拠点病院としての役割を果たしています。

現状と課題

- 市立西脇病院は、兵庫県保健医療計画（以下「県医療計画」といいます。）で示す4疾病（がん、脳卒中、糖尿病、精神疾患のうち認知症）と3事業（救急医療、災害医療、へき地医療）について指定を受けています。北播磨医療圏における専門医療の提供や診療拠点機能を担っており、高度な医療サービスの安定的な提供に向け、医療機能を強化するとともに、経営の健全化を進めていくことが求められます。
- 県医療計画によると、県全体では急性期病床が大きく過剰である一方で、回復期病床が不足しています。また、北播磨医療圏では急性期病床と慢性期病床が過剰、高度急性期病床と回復期病床が不足している状況にあるとされており、医療需要については今後減少が見込まれています。こうした現状と将来への見通しを踏まえ、圏域における連携体制の強化を図るとともに、バランスの取れた病床整備に向けて、必要な医療機能への転換など持続可能な医療のあり方を検討していくことが必要です。
- 市立西脇病院では、コロナ禍における様々な影響を受けて看護師が減少し、回復期リハビリテーション病棟の一部を休床している状況にあり、また、医師についても、都市部への偏在が進み、一部の診療科では常勤医が不在となる状況にあります。研修医や若手医師を確保・育成できる基盤や魅力の創出とともに、働きやすい職場環境の整備などを通じて、医療従事者を継続的に確保し、常勤医不在の診療科や休床の解消を図っていくことが必要です。
- 後期高齢者が増加していく中で、在宅医療や救急医療に対するニーズが高まると予想されています。地域医療支援病院として、開業医などとの病診連携や介護・福祉施設との連携を深め在宅医療を推進していくとともに、災害・救急時に備えて救急医療体制を充実していくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の対応では、発熱外来、検査体制を整備するとともに、既存病床を閉鎖して感染症専用病床を設置し、重点医療機関として入院患者の受入れを行いました。新型コロナウイルス感染症対応により蓄積されたノウハウや全体の医療提供体制等に影響が生じたことも踏まえ、地域の中核病院として新興感染症発生時への備えを進めていくことが必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
病院事業の経常収支比率	98.2%	↑	100%超

施策の展開

施策1 病院事業の経営基盤を強化します

- 新たな施設基準の取得や受診環境の改善、病診連携等の推進などにより入院・外来収益を確保するとともに、療養環境への影響を考慮しながら経常経費の削減や後発医薬品の採用などを進めます。
- 医療機器等の計画的な導入、効率的な運用に向けて医療機器整備計画を策定するとともに、電子カルテシステムの活用をはじめとした医療DXへの対応を進めます。

主な取組：経営基本計画の改定・推進、診療報酬改定への対応

施策2 診療体制を充実します

- がんや脳卒中、糖尿病、精神疾患などの治療体制を構築するとともに、多職種が連携するチーム医療を推進し、地域中核病院として急性期医療、回復期医療を提供します。

主な取組：県がん診療連携拠点病院の継続、チーム医療の推進、医療安全・感染対策

施策3 西脇病院の医療従事者を確保・育成します

- 職場環境の改善や医師事務作業補助者等の配置、修学資金の貸与などにより、医療従事者を確保するとともに、研修等の実施・支援により医療従事者の資質・意欲向上を図ります。
- 新興感染症の拡大に備え、感染症専門医、感染症認定看護師、感染制御専門薬剤師等の育成に努めます。

主な取組：医師事務作業補助者等の配置、専門医研修プログラム等の整備、修学資金の貸与

施策4 病病連携・病診連携を推進します

- 地域医療支援病院として、紹介や逆紹介の推進、情報交換等に積極的に取り組み、地域の医療機関との機能連携及び機能分担を進めます。
- 北播磨医療圏や隣接する丹波医療圏の拠点病院等との連携を推進するとともに、在宅支援を行う地域の福祉施設や医療機関との連携強化を図ります。

主な取組：開業医・近隣病院との連携強化、在宅医療への支援

施策5 災害時・救急時の医療体制を確保します

- 時間外での救急搬送患者の受入れがより円滑に行われるよう、医師を含めた職員配置体制を検討・整備します。
- 災害備蓄品の確保、DMATの充実などを進めるとともに、院外で実施される広域災害訓練への参画など、災害医療救急体制を整備します。

主な取組：救急医療・災害医療の提供体制の整備、DMATの派遣

市民に期待される役割

- 地域医療の重要性を伝える取組などに関心を持ち、市立西脇病院を含めた地域医療の現状への理解を深め、緊急性や症状に応じた医療受診を心掛けます。

政策4 高齢者福祉を充実する



目指す姿

- 高齢者が、住みたい地域でともに支え合いながら、自立して、自分らしく安心して暮らしています。

現状と課題

- 我が国の令和5（2023）年の65歳以上人口は3,622万人で前年から微減となりましたが、高齢化率は29.1%と増加し、世界で最も高くなっています。令和5（2023）年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」では、令和22（2040）年時点の65歳以上人口を3,928万人、高齢化率を34.8%と見込んでいます。医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者の増加が見込まれる一方で、現役世代の減少が顕著となり、財政的な負担の拡大に加えて、高齢者介護を支える人材の確保も大きな課題となります。
- 本市においては、令和6（2024）年4月現在の高齢者数は13,093人で、高齢化率は34.5%となっており、一部の地区では40%を超過している状況です。65歳以上人口は令和2（2020）年度をピークに減少傾向にあり、今後も減少していくと見込まれていますが、より医療・介護ニーズの高い75歳以上人口は令和7（2025）年ごろまで、85歳以上人口は令和17（2035）年ごろまで増加していくとされています。また、直近10年間で高齢者単身世帯は41%、高齢者夫婦のみ世帯は18%増加しており、今後も増加傾向が続くと見込まれるなど、高齢者を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 今後、地域医療構想に基づいて病床の削減や機能転換を進めることとされており、また「最期を自宅で迎える」ことを希望する人も多いことから、在宅で療養する高齢者が増加していくと見込まれています。高齢者の地域における生活を支えるために、地域共生社会の理念も踏まえながら地域全体で高齢者の生活を支える体制を整備していくとともに、多様化・複雑化する高齢者のニーズを踏まえながら、自立した生活を支援するサービスを持続的に提供できる体制を整えていく必要があります。
- 認知症の人の増加などを背景に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6（2024）年1月に施行されました。予備軍も含めた認知症の患者数は、令和12（2030）年に1,000万人を超え、高齢者の約30%が該当するとの推計も出されています。本市においても、要介護認定を受けた後期高齢者のうち22.3%が認知症、16.1%がアルツハイマーと診断されています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
高齢になっても安心して暮らし続けられるまちとを感じる市民の割合	36.5%	↑	40.0%

施策の展開

施策1 高齢者の生活を支援します

- 食事、ごみ出し等の生活支援や見守りなど地域での生活に必要なサービスについて、関係団体や地域等と連携した支援体制により提供します。
- 在宅介護用品の提供、介護者相互の交流機会の創出などにより、家族介護者等による在宅介護を支援します。
- 公共交通を利用することができない要介護高齢者に対し、外出・移動を支援します。

主な取組：生活支援体制整備事業、要介護認定者移動支援事業

施策2 介護サービスの利用基盤を整えます

- 中重度の要介護者や医療ニーズが高い人の在宅生活を支援するサービスを充実します。
- 在宅生活が困難な重度の要介護者や認知症の人が安心して暮らせるよう、施設・居住系サービスの提供基盤を確保します。
- 増大する介護ニーズに対応できる質の高い介護人材について、関係機関や事業所などが安定的に確保できるように支援します。

主な取組：地域密着型サービスの充実、介護分野資格取得の支援、老人保健施設の運営手法の検討

施策3 地域包括ケアシステムを推進します

- 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実、支援ニーズの複合化・複雑化に対応する多機関協働の推進などにより、地域包括ケアシステムを深化・推進します。
- 在宅医療と介護に関わる多職種連携を推進し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指した取組を進めます。

主な取組：地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携推進事業

施策4 認知症の人やその家族を支援します

- 認知症に関する正しい知識の普及・理解の促進に努めるとともに、認知症予防への取組、認知症の人の意向を尊重したサービス提供、社会参加支援等を推進します。
- 認知症患者の増加を踏まえ、高齢者の権利や尊厳を守り、住みたい地域で継続して暮らすための支援体制を確保します。

主な取組：認知症相談窓口の充実、認知症の早期発見・早期対応、権利擁護事業

市民に期待される役割

- 介護に対する理解を深め、一人ひとりが要介護者の支援をはじめとした地域福祉の担い手としての意識を持ちます。
- 制度やサービスについて、広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じて情報収集し、必要な情報が得られない場合には、関係機関や行政に積極的に相談します。

政策 5 障害者福祉を充実する



目指す姿

- 障害のあるなしにかかわらず、全ての人が互いに尊重し認め合いながら、住みたい地域の中で自分らしく、安心して暮らしています。

現状と課題

- 我が国では、平成 25（2013）年度に障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正されて以降、障害者の定義に難病等を追加したことをはじめ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための取組が進められています。また、医療的ケア児の生活を社会全体で支えることを目指す医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律や、障害者の地域生活や就労の支援強化等を図る改正障害者総合支援法が施行され、本市においても、令和 5（2023）年度に策定した障害者基本計画等に基づいて様々な施策を展開しています。
- 本市の障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、人口比ではほぼ横ばいで推移しています。令和 4（2022）年度に実施した障害者福祉に関するアンケート調査によると、将来への不安を感じながらも、多くの人々が自宅や地域での生活を希望しており、障害のある人が地域の中で安心して暮らせるように、重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実が求められています。
- 障害のある又はその可能性がある子どもの発達には、早期発見と適切な時期に十分な療育を受けることが重要となります。本市においては、療育を必要とする子どもは年々増加しており、保護者の将来への不安を軽減できるような相談・支援体制を確保していくこととともに、ライフステージにおける切れ目のない一貫した支援、子どもの成長段階や障害特性に応じた適切な療育を進めていく必要があります。
- 就労は、障害のある人が社会とつながりを持ちながら、経済的に安定した生活を送る上で重要なものです。アンケート調査等からは、就労継続支援や就労移行サービスへのニーズの高まりがみられ、また、教育・訓練施設の充実や就労できる会社等の増加が求められています。本市では、関係機関と連携し就労支援を進めていますが、障害のある人への理解の促進や、能力や適性に応じて安心して働ける多様な職場の創出が必要になります。
- 令和 6（2024）年 4 月に改正された障害者差別解消法では、合理的配慮の提供が民間事業者の努力義務から法的義務となるなど、より一層社会的な障壁を取り除くための法整備が進められました。また、令和 4（2022）年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障害者による情報の取得・利用及び意思疎通に係る施策を推進していくこととされています。障害に対する理解を深め、不当な差別を解消し、合理的配慮を促進することで、安心して暮らせる地域をつくる必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
障害のある人もない人も、互いに理解し、尊重し合っていると感じる市民の割合	40.0%	↑	43.0%

施策の展開

施策1 障害のある人の生活を支援します

- 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を確保するとともに、関係機関等と連携した相談支援ネットワークの充実を図ります。
- 個々のニーズと実態に応じた障害福祉サービス等の質的・量的充実を図るとともに、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点による支援の充実を図ります。
- 重度障害者等に対する医療費助成や各種手当の支給、障害年金の利用促進等により、障害のある人の経済的な安定に向けた支援を行います。
- 発達に課題がある子どもの早期発見・早期療育体制を確保し、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児等コーディネーターの育成や支援体制の整備に取り組みます。

主な取組：障害者相談支援事業、重度障害者等医療費助成事業

施策2 障害のある人の社会参加を支援します

- 障害者の社会参加や自立促進に向け、関係機関と連携し、職業訓練から就職・職場定着までの一貫した支援を行うほか、一般就労が困難な人には働く機会や場の提供、一般就労に向けた能力向上の支援を行います。
- 障害種別や状況に応じた情報発信・提供を進めるとともに、手話通訳・要約筆記者やICTを活用したコミュニケーション環境の充実を図ります。
- 障害のある人の多様な社会活動を促進するため、移動支援を行うとともに交流機会の拡充に取り組みます。

主な取組：就労移行支援・就労継続支援事業、障害者移動支援事業

施策3 障害への理解を広げます

- 相談支援事業所と連携し、虐待に対する相談支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利擁護と虐待防止に係る意識啓発に努めます。
- 市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領に基づいた合理的配慮等を行政として徹底するとともに、事業者等に対し不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供などの普及・啓発を行います。

主な取組：障害者差別解消に向けた啓発活動、虐待相談支援、手話言語条例の推進

市民に期待される役割

- 障害のある人自身が、必要なサービスを利用しながら、社会参加を行います。
- 障害のある人の人権を尊重し、障害があっても安心して暮らせる生活環境や地域活動の参加機会のある地域をつくります。
- 事業者は、障害のある人の雇用拡大や障害の特性に合った就労環境の整備などに努め、合理的配慮を提供します。

政策 6 社会保障制度を適正に運営する



目指す姿

- 社会全体で支え合う社会保障制度が適正に運営され、全ての市民が安心しながら安定した生活を送ることができています。

現状と課題

- 本市の生活保護受給者は、令和 5（2023）年度平均で173世帯（205人）となっています。このうち 65 歳以上の高齢者世帯は被保護世帯の約 65%を占めており、保護費の約 6 割を医療扶助費が占める要因の一つとなっています。支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方を維持しつつ、制度の安定的な運用に向けて、就労・自立支援の強化や医療扶助の適正化などが求められます。
- 本市の令和 5（2023）年度末現在の介護保険第 1 号被保険者は 13,116 人で、令和 2（2020）年度以降、減少傾向に転じていますが、要支援・要介護認定者は 2,761 人で介護保険制度の開始以降増加し続けています。また、それに伴って、保険給付費は増加傾向が続いており、制度を将来にわたって安定的に運用していくために、介護予防などの充実と合わせて、保険料収入の確保、給付の適正化などが必要です。
- 本市の令和 5（2023）年 4 月 1 日現在の国民健康保険被保険者数は 7,053 人で、このうち 65 歳以上の高齢者が約半数を占めています。保険税収入が減少する一方で 1 人当たりの医療費は増加傾向が続いており、制度を安定的に運営していくために、保険税収入を確保するとともに、医療費適正化などを推進することが求められています。また、国民健康保険制度の安定的な運営に向けて、平成 30（2018）年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、市町の標準保険料率への移行目安時期となる令和 9（2027）年度に向けて、保険料の統一や市町事務の標準化・共同化を進めていく必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、急激な高齢化の進行による被保険者の増加や医療の高度化などにより、医療費が年々増加しています。こうしたことを背景に、令和 6（2024）年度には、全ての国民が、年齢にかかわらず、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要として、保険料についての制度改正が行われたところです。運営主体である兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の趣旨、内容を正しく周知するとともに、持続可能で健全な運営に努めることが必要です。
- 国民年金事務は法定受託事務であり、近年は保険料の納付率は増加傾向にあります。無年金による将来的な生活困窮を防ぐため、日本年金機構との連携の下、国民年金制度の周知・啓発や保険料の納付督促を行っていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
社会保障制度の手続・相談の窓口を知っている市民の割合	61.9%	↑	65.0%

施策の展開

施策1 生活保護制度を適正に運営します

- 生活保護実施要領等に基づき生活保護制度を適正に運営し、相談・指導を適切に行うとともに、就労支援員やハローワークとの連携による自立に向けた支援を行います。
- 生活習慣病の予防や後発医薬品の利用促進などにより、医療扶助費の適正化を図ります。

主な取組：生活保護事業、医療扶助費の適正化の推進

施策2 介護保険制度を適正に運営します

- 介護保険制度を安定的に運営するため、介護保険料の収納率向上や制度の周知・啓発を行うとともに、介護給付の適正化及び介護サービス事業者への指導監督などを推進します。

主な取組：介護保険制度の周知・啓発、介護サービス事業者の指導・監督、介護給付の適正化の推進

施策3 国民健康保険制度を適正に運営します

- 国民健康保険制度を安定的に運営するため、国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上を図るとともに、レセプト点検や後発医薬品の利用促進など、保険給付や医療費の適正化を進めます。
- 令和9（2027）年度を目途に保険料水準の統一を図るとともに、市町事務の標準化と共同実施を進めます。

主な取組：保険給付事業、国民健康保険事業事務の広域化への対応

施策4 後期高齢者医療制度を適正に運営します

- 兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の安定運営に協力します。

主な取組：後期高齢者医療事業、保険料収納率の向上

施策5 国民年金制度を啓発・推進します

- 広報紙での啓発や相談業務などにより、国民年金制度に関する理解を促進するとともに、加入促進や保険料の納付督促を行い、国民年金制度の安定化を図ります。

主な取組：国民年金制度の啓発・相談事業

市民に期待される役割

- 相互に連帯して支え合うという社会保障制度に対する理解を深め、保険料などを適切に負担します。
- 社会保障制度に関心を持ち、必要が生じたときは、行政窓口などで相談し、各種制度を適切に活用します。

政策7 社会的な自立を支援する



目指す姿

- 支援を必要とするひとり親家庭や高齢者、生活困窮者などが、それぞれの状態に応じた支援によって、社会的に自立でき、安心して暮らしています。

現状と課題

- 国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要とされる中、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援することを目的とした生活困窮者自立支援法が平成 27（2015）年度に施行されました。生活困窮者の自立を支援するため、関係機関との連携の下で、生活困窮者を早期発見し、包括的な支援につなげていくことが求められており、当事者が抱える様々な問題や課題の解決を図りつつ、就労可能な生活困窮者に対しては、経済的、社会的な自立を目指して、それぞれの能力に応じた就労支援を積極的に行っていく必要があります。また、社会の変化により、個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻化しつつあるとされています。こうした中、令和 6（2024）年 4 月に孤独・孤立対策推進法が施行され、幅広い情報発信や相談体制の整備をはじめとした総合的な孤独・孤立対策を推進することとされています。
- 令和 5（2023）年度に実施したひとり親家庭アンケートでは、ひとり親の 9 割近くが就労していますが、正規雇用、パート・アルバイトがそれぞれ約 4 割となっており、物価高騰の影響なども合わさって経済的な不安を抱える方は 2 割を超えています。また、子どもに関して「教育・進路」「健康・発達」などの面で悩みを抱えているほか、仕事と子育ての両立などから家庭生活にストレスを抱えているケースもあります。収入面で厳しい状況に置かれているひとり親家庭に対して、経済的な支援を行うとともに、悩みや不安感、孤独感の軽減などの精神的な支援も求められます。
- 平成 28（2016）年に施行された成年後見制度利用促進法は、認知症や障害のある人に対して、財産管理や契約などの支援を行うものであり、自己決定権の尊重や身上保護を重視しています。今後も認知症患者の増加などが見込まれており、成年後見制度に対するニーズは高まっていくものと考えられますが、市民の認知度や関心は低い状況にとどまっています。本市では、令和 2（2020）年に西脇市成年後見制度利用促進基本計画を策定・推進し、成年後見支援センターの開設などに取り組んでいるところであり、今後も同計画に基づき、地域連携ネットワークなどを活用しながら、本制度の一層の周知と利用促進を進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
自立支援件数	40 件	↑	44 件

施策の展開

施策1 生活困窮者等の自立を支援します

- 相談支援員を配置して生活困窮者等からの相談に応じるとともに、家計改善や健康管理に向けた支援など、生活困窮者自立支援法等に基づく総合的な支援を行います。
- 生活困窮者等の経済的、社会的な自立に向け、ハローワークなどの関係機関と連携しながら就労等に向けた支援を行います。
- 外出しづらい等の状態にある人やその家族等の相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら社会復帰に向けた継続的な支援を行います。

主な取組：自立相談支援事業（相談支援・就労支援）、ひきこもり相談・支援

施策2 ひとり親家庭を支援します

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭などの包括的な相談と生活支援を実施するとともに、精神的な負担軽減に向けた当事者の相互交流を促進します。
- ひとり親家庭の生活基盤の安定等と経済的な自立に向け、児童扶養手当等の給付や医療費の助成、家庭の状況に応じた就学・就労支援などを行います。
- ひとり親家庭の生活の安定に向けて、関係機関と連携しながら養育費の確保に向けた相談・支援を行います。
- ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援や体験活動・学習の機会の創出を図ります。

主な取組：児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭自立支援給付金事業、養育費確保支援事業

施策3 成年後見制度の利用を促進します

- 成年後見支援センターを中心に、成年後見制度に対する理解を深めるための啓発や制度の利用促進を図るとともに、地域連携ネットワークの構築を進めます。
- 判断能力が十分でない人が地域で本人らしい生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続や金銭管理の援助等の支援を行います。
- 成年後見の申立てをする親族がいない人や費用負担が困難な人等に対し、必要に応じて市長による申立てや経済的な支援を行います。
- 市民目線で地域に密着した支援を行える市民後見人の育成に努めます。

主な取組：成年後見制度利用支援事業、地域連携ネットワークの構築

市民に期待される役割

- 自ら進んで自立を図り、生活の安定・向上に努めます。
- 様々な福祉制度に対して理解を深めるとともに、助けを求めることができない人を見つけた場合は、支援につなげる手助けをします。
- 事業者はひとり親や就労可能な生活困窮者などの雇用に努めます。

政策 8 環境にやさしい市民生活を進める



目指す姿

- 市民一人ひとりが環境への関心や理解を深め、環境負荷が少ない生活を送ることで、自立・循環型のまちになっています。

現状と課題

- 令和4（2022）年度の全国のごみ総排出量は約4,000万トン、1人1日当たりごみ排出量は880gとなっており、5年前と比較してそれぞれ6%、4%減少していますが、リサイクル率は微減、最終処分場残余容量は6%減と厳しい状況が続いています。本市においては、令和3（2021）年度の1人1日当たりのごみ排出量は806gと県内で低い水準を維持していますが、食べ残しや未利用食品などの食品ロスが多く発生しています。また、発生した廃棄物のうち、回収した資源量の割合となるリサイクル率は11.9%と県内35位にとどまっており、10年前と比較して8ポイント程度低下しています。更なるごみ排出量の減少と資源化を促進するため、ごみ分別の周知・徹底に関する普及啓発を進め、環境にやさしいライフスタイルへと行動変容を促すとともに、事業者との協働によって環境負荷が少ない取組を実施していくことも重要です。
- 近年、猛暑や大雨などの異常気象や干ばつ・洪水の発生など、地球温暖化による影響が全国各地で現れており、その対策は国内外を問わず喫緊の課題となっています。安全・安心な環境を次世代に引き継いでいくためにも、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）を実施するなど、地域全体で、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいくことが求められています。
- 本市では、温室効果ガスの削減に向け、創エネ・省エネ設備などの導入支援や市民一人ひとりの省エネ行動の促進などに努めていますが、こうした取組をさらに強化するとともに、市民や事業者、行政などが協働して、身近なことから地球温暖化対策を実践することが必要です。
- 市内では環境活動団体による啓発活動が精力的に行われていますが、人材の固定化など継続的な活動に向けた課題を抱えています。このため、関係機関とも連携しながら、新たな人材や組織の育成に努め、その活動を支援する必要があります。また、現在整備を進めている新たなごみ処理施設も活用しながら、市民の環境意識を高める取組を進め、ごみ問題やごみの減量に対する意識の高揚を図っていくことが求められます。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
日頃から節電・省エネに取り組んでいる市民の割合	66.7%	↑	70.0%
環境に配慮した製品を選んでいる市民の割合	43.1%	↑	50.0%

施策の展開

施策1 ごみの減量を進めます

- 買い物時のマイバッグ使用などによるごみの発生抑制（リデュース）とともに、不用品譲り合いなどの再利用（リユース）を進めます。
- 古紙等の回収やデジタル活用等によるごみ分別の徹底などを通じて、再生利用（リサイクル）を推進します。
- フードドライブやフードバンクの取組を通じて、食品ロスの削減を進めます。

主な取組：ごみ分別の普及・啓発、ごみ減量化・資源化推進事業

施策2 カーボンニュートラルに向けた取組を進めます

- 市が事業者として、創エネ・省エネ設備の導入、省エネ行動の実践に率先して取り組むなど、温室効果ガスの排出削減を進めます。
- 市民による家庭用創エネ・省エネ設備などの導入を支援するとともに、省エネや環境負荷の低減に向けた主体的な取組を促進します。
- 事業者による省エネ設備や再生可能エネルギーの導入等を支援するとともに、ひょうご産業SDGs推進宣言事業等への参画を促進します。
- 再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消などの導入を研究します。

主な取組：エネルギー有効活用促進事業、西脇市役所地球温暖化対策実行計画の改定・推進

施策3 環境を守る意識を高めます

- 学校における環境教育を進めるとともに、環境に関する情報を積極的に発信し、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会を提供します。
- 環境教育等の指導者の育成や発掘など、環境に関する知識を有する人材を確保します。
- 環境活動団体や地域による主体的な環境保全活動を支援するとともに、多様な主体の協働による事業展開を図ります。

主な取組：学校園、地域等における環境学習等の推進、環境活動団体等の支援

市民に期待される役割

- 分別などごみ搬出のルールを守り、家庭や事業所から発生するごみの減量に取り組みます。
- 環境問題に関心を持ち、省エネや省資源につながる行動を心掛け、環境にやさしいライフスタイルを実践するとともに、環境保全活動への参加に努めます。
- 事業者は、省エネ設備等の導入や3Rを意識した事業活動など、環境に配慮した持続可能な経営に努めます。

政策9 地域の防災力を高める



目指す姿

- 災害や不測の事態の発生時における見守りや声掛け、災害・危機対応など、多様な主体の連携により地域の防災力が高まることで、市民の生命や財産が守られています。

現状と課題

- 世界気象機関によると、気象災害の発生件数は50年間で5倍近くに増加しているとされており、我が国においても平成30(2018)年7月豪雨や令和2(2020)年7月豪雨など、毎年のように豪雨災害による被害が生じています。河川の合流部に位置している本市は、地形的に浸水被害を受けやすい状況にあり、また、南海トラフや御所谷断層帯、山崎断層帯を震源とした大地震の影響を受けることも想定されています。大規模災害の発生時には、行政だけの対応には限界があり、市民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、地域で防災活動に取り組むことにより、減災を進めることが必要です。
- 本市では、全ての自治会で自主防災組織が設立され、防災訓練や避難訓練が各地で実施されていますが、役員の交代や高齢化の進行、そしてコロナ禍の活動抑制などもあり、防災活動の継続性の確保やノウハウの継承などが課題となっています。一方、核家族化や高齢化の進行に伴って、災害弱者となる一人暮らし高齢者などの要援護者が増加していくと見込まれており、地域でのつながりの希薄化などが懸念される中、自主防災組織の役割はますます重要性が高まってきます。このため、関係機関や地域住民、事業者などが連携して自主防災組織の体制強化や防災活動の活性化に取り組み、地域全体で防災力を高めていくことが必要です。
- 消防団の初動体制や後方支援体制の確保を図るため導入した消防団機能別団員数は微増傾向にあるものの、人口減少や新入団員の減少、市外で就労する者の増加などにより団員数は減少しています。消防団は、地域防災の中核を担うものであり、地域コミュニティでも重要な役割を果たしている現状などを踏まえて、団員の処遇改善などに取り組んできたところですが、引き続き、消防団組織の充実を図るとともに、消防団活動の負担軽減、役割の明確化、地域の特性を考慮した消防団組織の再編などについて、地域とともに検討を進めていく必要があります。
- 近年、本市では大きな地震や水害などに被災していないこともあり、防災活動への参加や事前防災に取り組んでいる市民の割合が低下傾向にあるなど、防災意識の低下が懸念される状況にあります。市民の防災意識を高め、災害時に適切な行動がとれるよう、積極的な防災情報の発信や災害リスクの見える化を進めるとともに、増加する高齢者や外国人など、個々のニーズに合わせた情報提供に努めていくことが必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
自分たちの生命・財産は自分たちで守る という意識を持つ市民の割合	91.9%	↗	91.9%

施策の展開

施策1 自主防災組織の活動を支援します

- 自主防災組織が地区防災計画に基づいて実施する防災訓練や避難訓練等について、関係機関と連携して支援するとともに、県等の支援制度を活用しながら自主防災組織の機能強化を図ります。
- 民生委員児童委員や自治会などと協力・連携し、ひとり暮らし高齢者など災害時要援護者の把握や個別避難計画の作成を進めるとともに、当該計画に基づく自主防災組織による避難訓練の実施を支援します。

主な取組：自主防災組織の活動支援、災害時要援護者名簿の作成支援、個別避難計画の作成

施策2 消防団の活動を支援します

- 消防車両をはじめとした消防防災施設の整備を支援するとともに、社会情勢の変化に応じた消防資機材の整備を進めます。
- 消防団員の加入促進や団員が地域で活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、不在となる団員が多い昼間消防活動を中心に、消防団機能別団員制度の充実を図ります。
- 地域の防災力の確保を念頭に、社会情勢と地域特性を考慮した消防団組織の再編を自治会や消防団と連携して検討します。

主な取組：消防団車両・資機材等の整備、消防団組織の再編検討

施策3 市民の防災意識を高めます

- ハザードマップの作成・配布やマイタイムラインの作成支援などを通じて、市民の防災・減災意識の高揚を図り、災害時への備えを促進します。
- 災害時のライフラインや交通手段の遮断などに備え、乳幼児や障害のある人、高齢者、女性など、それぞれの特性を踏まえた物品の備蓄を促進します。
- 気象警報や火災情報などの緊急情報を配信するにしわき防災ネットの登録を促進するとともに、情報の受け手に応じた効果的な情報伝達手段の導入について検討を進めます。

主な取組：ハザードマップの更新・普及啓発、マイタイムラインの作成支援、災害時備蓄品の充実、にしわき防災ネットの登録推進・運用

市民に期待される役割

- 防災意識を高め、非常持ち出し品の準備や指定避難所の把握、マイタイムラインの作成など、災害に対する事前の備えを行うとともに、防災訓練などに参加します。
- 災害時には、ひとり暮らしの高齢者などを含め、地域の中で声掛けなどを行うとともに、避難所などに安全に避難・誘導します。
- 地域の消防団活動への理解を深めるとともに、積極的に参加・協力を行います。
- 事業者は、事業継続計画の作成や防災訓練等を実施するとともに、従業員の消防団活動に対して配慮に努めます。

政策 10 犯罪・事故に遭わない地域をつくる



目指す姿

- 市民一人ひとりの意識の向上と環境整備が図られることで交通事故や犯罪、消費者被害が減少し、市民が安心して生活しています。

現状と課題

- 全国の交通事故発生件数は減少傾向にあり、令和4（2022）年の交通事故発生件数及び負傷者数は18年連続で減少、交通事故死者数は過去最少を更新しましたが、アクセルやブレーキの踏み間違いによる死亡事故など、悲惨な交通事故は後を絶ちません。本市においては、交通事故件数（人身事故）及びそれに伴う傷者数は、平成27（2015）年以降、一時的な増加を除いて減少傾向が続いていますが、直近5年間で6人の方が亡くなっています。今後も交通事故の抑止及び交通事故死者ゼロの継続を目標に、自転車を含めた交通マナーの向上や交通ルールの徹底を図るなど、関係機関と連携し、市民一人ひとりの交通安全意識の向上に取り組む必要があります。
- 消費活動のグローバル化や情報通信社会の進展に伴い、消費者問題も多様化・複雑化しており、特に特殊詐欺やサイバー犯罪など、新たな形態の消費者被害やトラブルが大きな課題となっています。本市における消費者相談は、不審なメールや電話に関するものが多く、インターネット上での架空料金請求詐欺などの相談が増加傾向にあり、相談者の4割以上が高齢者となっています。一方、成年年齢の引下げに伴い、低年齢層における消費者トラブルの増加も懸念されることから、より幅広い年齢層に対して、消費生活センターの取組についての理解を広めていく必要があります。また、消費者被害の未然防止に向けて、消費者が正確な知識と的確な判断力を身につけられるよう、啓発などを充実していくことが求められます。
- 本市のアンケート調査によると「住んでいる地域は、治安が良く、安心して暮らせる」と回答する割合は県平均よりも高く、刑法犯認知件数（人口当たり）は県内でも比較的低い水準を維持しています。この要因として、犯罪抑止力の高い地域づくりが進んでいることが挙げられますが、引き続き、防犯グループをはじめとした地域の防犯活動を支援していくとともに、夜間の犯罪防止や登下校時の安全確保等に向けて、防犯カメラの設置や防犯灯の整備などを進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
治安が良く、安心して暮らせると感じる市民の割合	73.8%	↗	70.5%

施策の展開

施策1 交通安全を推進します

- 近年の交通事故の特性を踏まえ、高齢者や子ども、自転車利用者などを念頭に、交通安全教室や広報啓発などの交通安全対策を進め、交通安全意識と交通マナーの向上を図ります。
- 県の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例にのっとり、自転車損害賠償保険等の加入促進と、自転車の適正利用の普及啓発を行います。

主な取組：交通安全教室事業、自転車の適正利用の促進

施策2 消費者の生活を守ります

- 消費生活センターでの専門相談員による消費生活・多重債務相談の充実を図り、消費生活に関する被害救済や問題解決に向けた支援を行います。
- 消費者被害の未然防止に向けた情報提供や市民への出前講座などの消費者教育を進め、消費者の知識や判断力の向上を図ります。

主な取組：消費生活・多重債務相談事業、消費者教育・啓発の推進、特殊詐欺防止対策の推進

施策3 防犯対策を推進します

- 子どもの見守り活動など防犯グループが実施する地域に根ざした防犯活動を支援するとともに、当該活動への住民参加を促進します。
- 夜間の犯罪防止や通学時の安全確保のため、防犯カメラの設置を支援するとともに、防犯灯の整備や青色回転灯装着車などによる巡回を実施します。
- 犯罪被害者等が抱える様々な問題について総合的な相談や情報発信を行うとともに、平穏な生活の回復に向けた支援を行います。
- 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を目指す保護司会の活動を支援します。

主な取組：防犯グループの活動支援、防犯カメラの設置支援、防犯灯設置・更新の推進

市民に期待される役割

- 交通安全教室などに参加し、交通安全の意識を高め、交通ルールを遵守します。
- 消費生活に関する知識を習得し、自身を守る意識を高めるとともに、被害のおそれがある人への声掛けなどに努めます。
- 戸締りなど自らできる防犯対策を講じるとともに、地域のコミュニティを大切にし、地域における防犯活動への参加に努めます。

第3章

安全で快適な生活基盤が整うまち

政策1 防災基盤を整備する

政策2 道路を整備する

政策3 公共交通を守る

政策4 水道供給と汚水処理を行う

政策5 生活環境を守る

政策6 計画的な都市づくりを進める

政策7 快適な住まいづくりを進める

政策Ⅰ 防災基盤を整備する



目指す姿

- 市民の生命や財産を守る防災基盤が整うとともに、不測の事態に備える体制が整備され、安全・安心に暮らせるまちになっています。

現状と課題

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化している豪雨災害や、近い将来に発生する可能性が高いとされる南海トラフ地震など、日本各地で自然災害に対するリスクが高まっています。市民の生命や財産を守るため、頻発する自然災害への対策を強化するとともに、新たな感染症等に対しても、平時から備えておくなど、危機管理体制の強化が求められています。
- 本市においては、災害時に災害対策本部としての機能を担う市庁舎の整備が完了し、防災拠点としての機能が強化されましたが、大規模災害時を想定した行政運営のバックアップ体制やデジタル技術等を活用した被災現場との迅速な情報共有体制等を構築していく必要があります。また、避難所においては、感染症対策やプライバシーの確保、ペットとの避難など、避難者の様々な実情や特性に配慮した運営体制を整備するとともに、公共施設の適正化等を踏まえた再編なども検討していくことが必要です。
- 南海トラフ地震は、太平洋沿岸部を中心に幅広い地域で被害が想定されており、一自治体での対応には限界が生じることが予想されます。災害警戒時の相互情報提供や平時の防災訓練の連携など近隣市町との連携を強化するほか、民間事業者と災害協定を締結するなど、総合的な危機管理体制の強化に向けた取組を進める必要があります。
- 本市には、消防機関として北はりま消防組合西脇消防署と西脇北出張所があります。市内の年間火災発生件数は年々減少しており、近年は近隣市より少ない状況を維持していますが、たき火が原因となるその他火災などが多くなっています。市民の生命や財産を守るため、引き続き警防体制の維持・強化に向けた取組が必要です。また、高齢化の進行等に伴って救急車の救急出動件数が増加傾向にあり、令和5（2023）年の管内の出動件数の合計は約8,000件と組合発足以来最多となっており、発足当時と比較して約35%増加しています。輸送人員のうち40%以上が軽症者の搬送となっており、緊急時に必要な救急搬送が受けられるよう、救急車の適正利用を啓発・推進していく必要があります。
- 本市は、加古川・杉原川・野間川が合流する平坦地に市街地が形成されており、周囲を山地に囲まれていることから、大雨による浸水被害や土砂災害を受けやすい地形となっています。河川を管理する国や県などの関係機関とも連携しながら、浸水対策や土砂災害対策を進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
災害に強いまちになってきていると感じる市民の割合	32.3%	↑	44.3%

施策の展開

施策1 消防力を強化します

- 火災などの災害や救急需要の拡大・高度化に対応するため、北はりま消防組合における消防車両や高規格救急車、消防資機材の計画的な配備を行うとともに、消防職員の能力や技術の向上を図ります。

主な取組：北はりま消防組合負担金事業、消防車両・資機材等の更新・整備

施策2 防災拠点の機能を強化します

- 様々な自然災害の発生に備え、災害対策本部の災害対応力の向上を図るとともに、大規模災害時を想定したバックアップ体制を強化し、業務の継続化を図ります。
- 災害時に正確かつ迅速な情報共有を図るため、デジタル技術等を用いた情報収集体制について検討します。
- 避難者の様々な特性に配慮しながら避難所機能の拡充と受入体制の構築を図るとともに、公共施設の適正配置等に係る計画を踏まえ、指定避難所の配置を見直します。

主な取組：市庁舎災害対策本部機能の強化、避難所機能の拡充、指定避難所の見直し

施策3 危機管理体制を強化します

- 関係機関とも連携し、職員を対象とした実践的な訓練や研修を行い、災害対応力の向上を図ります。
- 災害などの緊急時に、迅速かつ的確な情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線及び全国瞬時警報システムを適切に運用します。
- 大規模災害や新興感染症、武力攻撃など、市民生活を脅かす様々な事態を想定した危機管理体制の強化を図ります。
- 災害時の物資確保や相互応援の円滑化に向けて、近隣自治体等や民間事業者との連携体制を構築・確立します。

主な取組：地域防災計画の推進・見直し、危機管理体制の強化、訓練・研修等の実施

施策4 浸水対策や土砂災害対策を進めます

- 県とも連携しながら、河川改修や内水対策などの浸水対策事業や砂防事業などの土砂災害対策などを進め、災害に強い基盤整備を推進します。
- 国の流域治水の考え方や県の総合治水条例に基づき、国や県、近隣自治体、地域などと連携しながら、浸水被害の発生防止と減災対策に取り組みます。

主な取組：河川改修事業（加古川、杉原川、野間川など）、浸水対策の推進、総合治水対策の推進、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業

市民に期待される役割

- 平時から、防災行政無線やマスメディア、インターネットなどによる情報収集に努め、緊急時には適切な行動をとるよう心掛けます。
- 防火意識を高め、自身や財産を守るとともに、予防救急や救急車の適正利用に努めます。

政策 2 道路を整備する



目指す姿

- 誰もが安全・快適に利用できる道路が整備され、円滑な道路交通が確保されたまちになっています。

現状と課題

- 道路は、自動車や人の交通を支えるだけでなく、水道などのライフラインの収容や災害時の延焼防止、沿道の植栽などによる良好な景観づくり、土地利用の誘導など、多面的な機能を有しており、市民生活や経済活動、地域間の交流・連携などを支える重要な社会基盤です。
- 本市の道路網は、国道 175 号、国道 427 号、県道上鴨川西脇線、県道西脇八千代線等が広域的な幹線道路として主要な都市間を結んでいるほか、これらを補完する県道や幹線市道が地域間を結び道路ネットワークを形成しています。また、市内各所をつなぐ生活に密着した道路も整備されています。
- 国道 175 号は、兵庫県において播磨・丹波・但馬を結ぶ南北軸として位置付けられる重要な基幹道路です。西脇北バイパスについては、令和 2（2020）年に一部区間が開通したところですが、広域的な道路ネットワークの強化・充実に向け、令和 8（2026）年春開通に向けた更なる整備促進を図るとともに、西脇北バイパス以北の早期実現に向けて、関係機関と連携した取組を進めていく必要があります。また、中心市街地の幹線道路となる（都）西脇上戸田線、和布郷瀬線、（主）西脇三田線においては、周辺の土地利用やにぎわいの創出、安全性の向上等を図るため、面的整備を含めた取組を着実に進めていくことが必要です。
- 道路の整備が進む一方で、交通量の変化に伴い、一部で渋滞が発生しているほか、狭い道路や歩道の未整備箇所があるなど、市民生活の利便性や安全面・交通面で課題が生じています。このため、危険箇所への交通安全施設の設置や歩行・自転車空間の形成など、人にやさしい道路空間の整備・管理を進めていく必要があります。
- 生活道路や橋りょうなどの道路施設の老朽化が進む中、道路施設の点検や補修等の維持管理費が増大しています。デジタル技術の活用等によって、効果的・効率的な維持管理・更新を行い、通行の安全性を確保していく必要があります。また、将来の交通需要や土地利用などを踏まえ、今後の道路計画のあり方についても検討を進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
市内の道路は安全・快適に通行できると感じる市民の割合	51.5%	↑	56.0%

施策の展開

施策1 広域・地域幹線道路を整備します

- 国・県等と連携して、国道175号や国道427号などの広域幹線道路の整備に取り組み、広域的な道路ネットワークの強化・充実に努めます。
- 広域幹線道路を補完する県道や市道などの地域幹線道路の渋滞緩和や利便性向上に向け、道路の拡幅や交差点改良などの整備を促進します。
- 市内各地から中心部へのアクセスを強化する(都)和布郷瀬線について、土地区画整理事業の事業化に向けた取組を地域と一体となって進めます。
- 道路ネットワークのあり方について方針等を定めるとともに、関係機関や地域と協議しながら、未整備の都市計画道路の整備又は廃止に向けた取組を進めます。

主な取組：国道175号・(都)西脇上戸田線等の整備促進、(都)和布郷瀬線の整備に向けた取組、都市計画道路の見直し

施策2 生活道路を整備します

- 災害発生時における道路の防災機能の確保と良好な住環境の形成などに向け、狭い道路の拡幅、老朽化した低利用道路の見直しなど、必要な生活道路の整備を行います。
- 歩行者や自転車などの通行空間の確保に向けた車道幅員の縮小など、地域と協議しながら生活道路の今後の整備方針について検討します。

主な取組：市単独道路改良・舗装事業、生活道路の今後の方針の検討

施策3 道路施設の長寿命化を進めます

- 橋りょうなど老朽化が進む道路施設については、点検や補修など適切かつ計画的な維持管理と長寿命化を図ります。
- 歩行者や自動車などが安全に通行できるよう、デジタル技術等を活用した効果的な管理手法などを検討しながら、道路の損傷箇所などの早期復旧に努めます。

主な取組：橋りょう維持事業（道路橋・横断歩道橋）、道路維持管理計画の策定

施策4 人にやさしい道路空間を整備します

- 安全な道路環境の整備のため、カーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに、通学路交通安全プログラムに基づく路肩カラー化等の対策を進めます。
- 歩行者や自転車が安心して道路を利用できるよう、歩道や防護柵を整備するほか、地域と協議しながら、自転車通行空間の確保や段差の解消などを推進します。

主な取組：交通安全施設設置事業、通学路安全確保事業

市民に期待される役割

- 道路の役割や道路整備の重要性について理解を深め、道路の適切な利用に努めるとともに、整備・維持管理に協力します。
- 道路や橋りょうの損傷状態や危険箇所などを市などの道路管理者へ通報します。

政策3 公共交通を守る



目指す姿

- 市民、行政、交通事業者等、関係者みんなの支え合いにより公共交通ネットワークが維持・確保されることで、全ての人が円滑に移動できるまちになっています。

現状と課題

- 地域の公共交通は、通勤、通学や通院、買い物など、市民の生活に必要な移動手段として不可欠であり、特に自家用車の利用が難しい学生や高齢者などの交通弱者にとっては、日常生活を支える重要な都市基盤です。少子高齢化や核家族化が進行する中、一人暮らし高齢者などの交通弱者は、今後も増加していくと見込まれることから、令和3（2021）年に公共交通を再編し、市内の公共交通機関としてJR加古川線、高速バス、路線バス、コミュニティバス、タクシー、デマンド型交通が運行しています。
- JR西日本が令和4（2022）年4月に公表した輸送密度（平均通過人員）2,000人/日未満の線区の中に加古川線（西脇市駅～谷川駅）が含まれており、同区間の輸送密度は直近の公表数値では275人/日（令和3（2021）年～令和5（2023）年）と近畿管内で最も低い状況です。同区間は、利用状況に応じて減便され、時間帯によっては2～3時間に1本の運行という状況にあることに加えて、ICカード決済が導入されておらず、利用者の利便性に課題を抱えています。同区間を今後も維持・存続させていくためには、利用促進を図り利用者数を増加させる必要があります。
- 路線バスについては、コミュニティバスと合わせて市内均一料金制度を導入しましたが、一部路線では利用者数が減少し、減便等の影響も出ています。また、バリアフリー未対応車両もあり、高齢者等が利用しづらいといった課題もあります。利用者数の減少による減便等が進めば、さらに利用者数が減少するという負のスパイラルにつながることから、効率的で効果的な運行と合わせて、利用しやすい料金体系の維持、ユニバーサルデザインの導入などにより、利便性の確保に取り組んでいく必要があります。
- JR加古川線とバスなどの連携交通の利用促進に向けて、公共交通機関相互の接続等の調整を図るとともに、ループバス「めぐリン」や乗合タクシー「おすブン」など、公共交通機関相互の利用を促進し、バランスよく公共交通ネットワークを維持していく必要があります。
- 高齢化の進行等に伴ってますます重要性が高まる公共交通を守るため、モビリティ・マネジメントなどに取り組み、公共交通をみんなで利用し支えるという意識の醸成を図っていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
買い物や通院・通学のための移動に困っている市民の割合	11.1%	↓	9.1%
市内運行公共交通の年間利用者数（市内利用）	247千人	↑	260千人

施策の展開

施策1 公共交通ネットワークを維持します

- JR加古川線と他の交通機関との連携強化に向けて、鉄道とバス相互のダイヤ調整や増便等について交通事業者に要望します。
- 近隣市町間を結ぶ路線バスについて、効率的で効果的な運行支援により維持を図ります。
- ループバス「めぐリン」の運行を継続し、市街地内の周遊性を維持します。
- 乗合タクシー「むすブン」及びコミュニティバス「おりひめバス」を運行し、地域間の移動を支えます。

主な取組：路線バス維持確保対策事業、乗合タクシー「むすブン」・コミュニティバスの運行

施策2 公共交通の利便性を高めます

- JR加古川線の西脇市駅から谷川駅間について、ICカード決済の導入など、利便性の向上に向けた取組を鉄道事業者へ要請します。
- バリアフリー対応車両の導入や待合環境の改善など、バス等の利用環境の改善を進めます。
- 市内均一料金制度を実施し、分かりやすく利用しやすい料金体系を維持するとともに、多頻度利用者割引などの支援を検討します。
- 様々な交通機関を乗り継いで移動するパーク（サイクル）＆ライド（バスライド）等を促進します。

主な取組：利用しやすい料金制度の維持、バス車両・待合環境等の改善

施策3 公共交通の利用を促進します

- 広域的な移動を支える鉄道について、兵庫県や関係自治体と連携して利用促進策を実施し、運行の維持を図ります。
- 鉄道事業者やバス事業者と連携し、市民に公共交通への理解や親しみを深めてもらうイベントの開催や、移動について考えてもらう取組を実施します。
- 地域の多様な主体が実施する駅周辺地域の活性化を図る事業と連携・協力し、公共交通の維持・確保につながる積極的な利用に向けた取組を推進します。

主な取組：モビリティ・マネジメントの実施、鉄道利用促進事業、駅周辺地域の活性化

市民に期待される役割

- 日常生活の移動手段として、鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。
- 市民や事業者、交通事業者などは、公共交通機関が安全・円滑に運行できるよう、連携・協力を努めます。
- 交通事業者は、安全・安心な運行サービスの提供と利便性の向上に取り組みます。

政策4 水道供給と汚水処理を行う



目指す姿

- 安全で良質な水道水が安定して供給され、安心して水道が利用できるとともに、下水道が適正に使用されることで、快適で衛生的な生活と公共用水域の水質が守られています。

現状と課題

- 市民意向調査によると、今後の重要度が高い政策分野として「上水道」や「下水道・生活排水」が挙げられており、生活に密接する重要なインフラとして、安定的な上下水道経営が求められています。
- 本市では、計画的に浄水場施設や管路の更新に取り組み、安全で良質な水道水を安定して供給してきましたが、給水人口の減少に伴い水需要の減少が見込まれる中、今後も老朽施設・設備の更新や管路の耐震化などに多額の費用を要することが見込まれており、中長期的な視点で健全な事業経営に取り組む必要があります。このため、施設・設備の長寿命化やデジタル技術の活用等による更なる経費削減・効率化に努めるとともに、大規模災害等に備え、近隣市町を含めた広域的な自治体間連携を推進し、相互の応援協力体制を構築していくことも必要です。
- 近年、自然界で分解されることがほとんどない有機フッ素化合物について、健康面への影響を懸念する報道がなされています。国土交通省と環境省が全国の水道事業等を対象に実施した「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査（水道事業及び水道用水供給事業）」では、令和2（2020）年時点で、全国の11事業が国の暫定目標値（1リットル当たり50ナノグラム）を超過していましたが、その後の調査では年々減少し、令和6（2024）年度には検査を実施した全ての事業で暫定目標値を下回っています。本市の水道水においても、令和6（2024）年度の水質検査で暫定目標値以下となっていますが、今後の国の動向等を注視し、法規制などにのっとった対応を進めていく必要があります。
- 本市では、地域の実情に応じて公共下水道及び農業集落排水により汚水を処理しています。生活排水処理の整備状況を示す生活排水処理率はほぼ100%となっていますが、水洗化率は令和5（2023）年度末で93.1%となっており、公衆衛生の向上を図るため、さらに水洗化を促進する必要があります。また、下水道事業においても人口減少に伴う使用料収入の減少などが見込まれることから、効率的な汚水処理を行うため、令和7（2025）年度末を目途に農業集落排水処理区を公共下水道処理区に接続し処理区の統廃合を進めるとともに、施設・設備の長寿命化、計画的な改築・更新、近隣市町との連携や民間活力の活用などを積極的に検討し、経営基盤を強化していく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
安全な水道水が安定供給され、安心して水道を利用できると感じる市民の割合	85.9%	↑	90.0%
水洗化率	93.0%	↑	95.7%

施策の展開

施策1 持続可能な上下水道経営を行います

- 上下水道施設の長寿命化などにより、費用の平準化を図るストックマネジメントを実施します。
- 事業運営の基本となる水道料金・下水道使用料の収納率向上を図ります。
- 上下水道経営の効率化を図るため、民間活力の有効活用や民間委託の拡大、デジタル技術を活用した検針・漏水調査などの導入を検討します。
- 兵庫県企業庁と連携し県営水道の有効活用を図るとともに、物品の共同購入や施設の維持管理業務の共同委託など、近隣市町との広域連携について協議・検討します。

主な取組：水道ビジョン・経営戦略の推進、下水道事業経営戦略の改定・推進、ストックマネジメント事業、水道料金等の収納率の向上

施策2 安全な水を安定供給します

- 紫外線処理や膜ろ過方式など安全性の高い浄水処理を行うとともに、西脇市水道水質検査計画に基づく水質管理を適正に行うことで、安全で良質な水道水を供給します。
- 破損事故や漏水の防止に向け、重要管路の耐震化や老朽管などの水道施設の更新を実施します。
- 災害時においては、配水池に設置している緊急遮断弁や耐震性貯水槽の活用、広域連携などにより、生活に必要な飲料水などの確保を図ります。

主な取組：水道施設の適正管理・更新、老朽管更新（耐震化）事業

施策3 汚水処理を行います

- 効率的な汚水処理を行うため、農業集落排水処理区の公共下水道処理区への統合を進めるとともに、引き続き特定環境保全公共下水道（黒田庄処理区）の加古川上流流域下水道への統合を研究します。
- 老朽化が進む下水道施設の計画的な維持管理や修繕により、長寿命化を図ります。
- 下水道に未接続の世帯や事業所などに対して接続啓発を行い、水洗化を促進します。

主な取組：汚水処理区の統廃合の推進、下水道施設の適正管理・更新、不明水対策事業

市民に期待される役割

- 水道水を限りある資源と認識し、日頃から無駄のない使用に努めます。
- 下水道未接続の世帯や事業所は、早期の水洗化に取り組みます。
- 下水道施設を市民共有の財産として認識し、適切な排水を心掛けます。
- 水道料金や下水道使用料を納付期限内に納付します。

政策5 生活環境を守る



目指す姿

- 廃棄物が適正に処理されるとともに、大気や水質など安全かつ良好な環境が守られ、清潔で衛生的なまちになっています。

現状と課題

- 本市におけるごみ処理業務は、西脇多可行政事務組合「みどり園」において実施していますが、施設の稼働から28年が経過し、老朽化が進んでいます。このため、西脇市と多可町では、令和8（2026）年度からの供用開始を目指し、新ごみ処理施設の整備を進めています。
- これまでもごみの減量と資源化を図るため、有料指定収集袋制度の導入など環境負荷を低減する取組を進めてきましたが、新たなごみ処理施設の整備やプラスチック資源循環促進法の施行などを踏まえ、ごみ処理の際に発生する熱の活用、更なるごみ減量・資源化の仕組みの検討・導入など、持続可能な地域社会につながる取組をさらに進めていく必要があります。
- 公害の発生防止と抑制に向け、市内の大気や水質などの監視測定を実施していますが、本市では環境基本法に規定する環境基準をおおむね満たしています。今後も監視測定を継続するとともに、関係機関との連携の下、適切な規制と指導を行いながら、良好な環境を維持していく必要があります。
- 騒音や不法投棄といった苦情は減少傾向にあるものの、ごみのポイ捨てや野焼きなど、身近な生活や近隣でのトラブルに関する相談は増加しています。これらは地域のコミュニティ意識の低下や個人のモラルの低下に起因するところも多く、地域の取組によってトラブルが解消される仕組みづくりが求められています。
- 市内の各地域では、自治会などが主体となった環境美化活動や緑化活動が進められていますが、高齢化や人口減少の進行などに伴って活動の持続性が危ぶまれている状況にあります。今後も市民との協働の下で住みよい環境づくりを維持していくため、社会の変化に即した環境美化活動等のあり方などについて検討を進める必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
空気や川の水がきれいだと感じる市民の割合	73.9%	↑	80.0%

施策の展開

施策1 ごみ処理施設の整備・運営を行います

- ごみ処理施設を適正に運営するとともに、新ごみ処理施設を多可町と共同で整備します。
- 新ごみ処理施設において、ごみ処理時に発生する熱エネルギーや処理水・雨水の活用を進めるとともに、災害廃棄物処理への対応を強化します。
- 新ごみ処理施設の稼働に向けて、運搬効率の高い収集体制を検討・構築します。
- 新ごみ処理施設において、環境学習や不用品の再利用につながる啓発施設を整備します。

主な取組：新ごみ処理施設の整備・運営、収集体制の整備

施策2 公害防止と廃棄物の適正処理を進めます

- 大気や水質などを監視し、公害発生の未然防止や苦情に対する指導を行うとともに、公害発生時には、県など関係機関と連携して速やかな情報収集・提供に努め、発生源となる事業者等に対し適切な指導や規制を行います。
- 廃棄物の不法投棄や野焼きなどの防止に向け、巡回や意識啓発などを行うとともに、不法行為の早期発見や早期通報に向け、地域と連携した体制づくりを検討します。

主な取組：大気汚染や水質汚濁の監視・指導、不法投棄等監視パトロールの実施

施策3 まちを衛生的にします

- 狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録や予防接種の推進を図るとともに、動物の愛護や適正飼育に関する知識の普及とマナーの啓発を進めます。
- し尿について適正な処理を行うとともに、下水道等の未接続世帯の接続を促進し、環境衛生の向上を図ります。
- 公営墓地と斎場について適正な管理運営を行うとともに、ライフスタイルや市民意識の変化を踏まえた施設のあり方について検討します。

主な取組：水洗化啓発の推進、高松霊園の維持運営

施策4 身近にあるきれいな環境を守ります

- 河川環境について、県や地域との連携の下で美化活動を行うなど良好な環境の保全に努めるとともに、大型草刈機の導入など負担軽減に向けた取組を検討します。
- 生活道路の植栽等について、市民との協働による効率的な維持管理を進めます。
- 地域が実施する環境美化活動を支援するとともに、ごみのポイ捨て行為などの防止に向けた意識啓発を進めます。

主な取組：地域の環境美化活動の支援、道路アドプトの推進

市民に期待される役割

- 家庭や事業所から発生するごみの減量に取り組み、分別などのルールを守ります。
- 不法投棄や野外焼却など、生活環境の悪化や近隣の迷惑となる行為をしません。また、そのような行為を発見した場合は速やかに関係機関に通報します。
- 地域のクリーン作戦などの環境美化活動や、自宅や地域での緑化活動などに参加します。

政策6 計画的な都市づくりを進める



目指す姿

- 計画的な土地利用により、コンパクトで利便性が高い中心部と自然と調和した田園集落が形成され、誰もが住みよさと安らぎを感じられる活力あるまちになっています。

現状と課題

- 本市では、河川沿いの平野部を中心に、播州織の興隆とともに市街地が形成されたことから、中心市街地においては住居系、商業系、工業系が混在した土地利用となっています。また、比較的コンパクトな市街地を形成しており、豊かな農村環境や自然に恵まれた市街化調整区域、都市計画区域外の区域が大部分を占めています。
- 本市では、産業誘導等への期待が高くなっていますが、可住地が少なく、市街化区域に一定規模の土地を確保することが難しくなっています。こうした状況を鑑み、現在、県が示している土地利用規制見直しの方向性などを踏まえながら、適正で計画的な土地利用の推進や開発手続等の緩和などに取り組むことで、良好な環境の保全と時機を捉えた地域活性化の両立を図っていくことが必要です。
- 人口減少の進行による都市の低密度化が進みつつある中、市街地の拡散を抑制しながら都市拠点等に適切な機能の誘導・集積を図るとともに、良好な歩行・通行環境を持った安全・安心な幹線道路を整備することで、コンパクトで利便性が高い持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。特に、密集した木造住宅や狭い道路など、景観面や防災面に課題を抱える中心市街地においては、西脇らしい地域資源を保全しながら面的な整備を推進し、更なる魅力向上を図っていくことが必要となります。
- 市街化調整区域等においては、豊かな自然に恵まれた農村集落が形成されており、農地や集落の住環境の保全を図る必要がある一方、市街化区域より人口減少率が大きくなっており、人口の流出や急激な高齢化の進行など、集落機能の維持が懸念される状況となっています。このため、良好な農村環境を保全しつつ、地域の実情に応じた土地利用を図るため、地域住民との協働によって、空家活用特区制度などを効果的に活用し、居住環境や地域の活力を維持していく必要があります。
- 公共的な空間や公園・緑地などは、多様な人々が利用し、集い交流する開かれた場であり、安全・安心で居心地の良さが感じられる環境づくりが求められます。このため、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりや良好な景観形成などに取り組んでいく必要があります。また、公園や緑地は、レクリエーションや憩いの場として活用されるだけでなく、都市景観の形成、生物多様性の確保、防災など様々な役割を担っており、計画的な整備と適切な維持管理を進め、人々に親しまれる公園等をつくっていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
市街化区域内に住んでいる市民の割合	50.2%	↑	53.2%
自然と調和したきれいな住環境が整っていると 感じる市民の割合	40.9%	↑	48.3%

施策の展開

施策1 効果的な土地利用を進めます

- 都市計画制度を見直し、新たな土地利用コントロールにより、都市と自然の調和を図りつつ、地域の実情に応じた土地利用を計画的に進めます。
- 地域の実情に応じた土地利用を図るため、地域住民との協働により空家活用特区制度の活用などを図るとともに、商業機能や交流機能など、地域における生活機能をどのように確保していくか、地域住民との連携・協働の下で検討を進めます。
- 地区計画制度等を活用し、民間活力を利用した新たな産業用地の確保・整備を進めるとともに、国道175号西脇北バイパス以北への延伸を見据え、産業誘導等に向けた効果的な土地利用を研究します。
- 土地に関する筆界等を明確にし、土地取引の活性化を図るため、地籍調査を推進します。

主な取組：計画的な土地利用の推進、空家活用特区制度の活用、地区計画の決定、地籍調査の推進

施策2 魅力ある市街地をつくります

- 立地適正化計画の下、中心市街地への都市機能及び居住の誘導・集約を図り、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めるとともに、まちなか居住の促進と歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- (都)和布郷瀬線沿道において、組合施行による土地区画整理の事業化に向けて取り組み、面的整備手法を活用したまちづくりを進めます。
- 歴史的な建築物など魅力ある地域資源を活用したにぎわいづくりを進めるため、まちづくり団体への活動支援を行うとともに、市民主体のイベントなどへの支援を行います。

主な取組：立地適正化計画の推進、空き家・空き店舗の利活用促進、西脇TMO運営支援事業、地域資源を生かしたイベントの開催支援

施策3 良好な公共空間を形成します

- まちなかの緑や歴史的な建築物など、本市の特徴ある景観の保全や屋外広告物などへの適切な規制を行い、魅力ある都市景観づくりを進めます。
- 公共空間のバリアフリー化などを推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めます。
- 都市公園等の各地域の公園や緑地について、身近な憩いの場や遊びの場としてその機能が適切に発揮されるよう、都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化や長寿命化事業を推進するとともに、市民との協働により、人々に親しまれる公園・緑地づくりを進めます。
- 市民や地域の主体的な緑化活動や組織づくりを支援するとともに、公共施設のほか、事業所や店舗などの民間施設においても緑化を促進します。

主な取組：屋外広告物の規制・指導、福祉のまちづくり条例の推進、公園施設長寿命化対策事業、緑化活動組織の育成・活動支援

市民に期待される役割

- 都市計画制度や規制・誘導など土地利用への理解を深め、秩序あるまちづくりに協力します。
- 良好な景観などを市民共有の財産と捉え、ルールに沿った手続や管理を行うなど適切な保全に努めます。
- 憩いや交流の場として身近な公園や緑地などに親しみ、大切に利用します。

政策7 快適な住まいづくりを進める



目指す姿

- 良好な住環境の中で多様な居住ニーズに応じた住まいが確保され、安全・安心で快適な住生活を送ることができています。

現状と課題

- 本市の持ち家比率は約 75%と県平均より 10 ポイント高く、一住宅（持ち家）当たりの延べ面積も県平均の約 1.3 倍となっており、比較的良好な住まいが確保されています。一方、平成 30（2018）年住宅・土地統計調査では、旧耐震基準の住宅が 35.7%と県平均 24.7%より 11 ポイント高く、簡易耐震診断を実施した建物の 9 割以上で耐震改修等が必要とされるなど、住まいの安全面で課題があり、耐震化をはじめ、建築物等の安全対策を推進していくことが求められています。
- 自然条件や地理的な条件は異なるものの、日本の住宅の寿命は欧米に比べて短く、短期間で取り壊されています。少子高齢化や地球環境問題の深刻化などが進む中、住宅を「つくっては壊す」従来のスタイルから持続可能性をより高めた姿へと転換していくことが求められており、耐震性に加え、劣化対策や高水準の省エネルギー性能など、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅を増やしていく必要があります。
- 本市の市営住宅は、昭和 30 年代から 40 年代にかけて積極的に整備してきたため、老朽化が進んでいる物件が多くなっています。人口減少などを踏まえた本市の適正な市営住宅戸数は現在の約 2 分の 1 程度であり、人口や世帯数の変動に対応した公営住宅ストックの再編を進めていく必要があります。
- 人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の変化や世帯数の減少などに伴い、空き家が増加傾向にあり、地域住民の生活環境や衛生面、景観や防災面など、様々な悪影響が懸念されています。本市の調査では約 900 件の空き家を把握しており、所有者等に対して空き家の適正管理や除却、利活用を促していますが、依然として空き家は増加傾向にあり、空き家の発生予防や流通促進に向けた取組が必要となっています。
- 本市では、若年層を中心に都市部などへの転出超過が続いており、人口減少の要因の一つとなっています。人口減少を抑制し、持続可能な地域社会を築いていくため、本市で生まれ育った若者の定住やUターンを促進するとともに、本市の豊かな自然環境や良好な子育て環境などを積極的に発信し、魅力ある住環境を提供していくことで、都市部からの移住などを進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
自分の住まいは快適で住みやすいと感じる市民の割合	74.1%	↑	75.0%

施策の展開

施策1 市営住宅を供給します

- 市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を進めるとともに、老朽化が進む住宅の取壊しや居住誘導区域内への再編を検討します。
- 指定管理者制度の導入や民間空き住宅の市営住宅化など、国などの動向も踏まえながら、今後の市営住宅のあり方について検討します。

主な取組：市営住宅長寿命化対策事業、市営住宅のあり方の検討

施策2 良質な住宅を増やします

- 快適な住環境の創出に向け、法令等に基づき適正な指導を行うとともに、開発の規制や誘導を適切に実施します。
- 安全・安心な住環境確保のため、既存住宅の耐震化や省エネ化、バリアフリー化を促進します。

主な取組：住宅耐震化・省エネ化の支援、住宅バリアフリー化の支援

施策3 空き家・空き地を適正に管理します

- 空家等対策計画に基づいて空き家の実態を把握し、空き家の発生予防、危険空き家の除却等の適切な措置を講じるとともに、管理者不在の空き家への対応を進めます。
- 空き家や空き地の適正管理について啓発するとともに、管理が不十分な危険空き家所有者に対する指導・勧告・命令等の必要な措置を講じます。
- 状態の良い空き家については、空き家バンクへの登録の促進や改修への支援を行うなど、利活用の促進を図ります。

主な取組：空き家等対策推進事業、空き家バンクの運営、空き家の利活用支援

施策4 移住・定住を支援します

- 本市での暮らしに関する各種情報の発信や移住希望者のニーズに対応する相談体制の充実を図るとともに、将来の移住等に向けた都市住民等との関係づくりを進めます。
- 本市への定住を促進するため、茜が丘宅地分譲を推進します。
- 新婚世帯や子育て世代など、若い世代を中心とした移住・定住の促進に向け、各種の支援策について検討を進めます。

主な取組：移住コーディネーターの配置、移住・定住特設サイト等での情報発信、
茜が丘宅地供給事業

市民に期待される役割

- 安全で快適な住まい確保のため、法令等を遵守するとともに、住宅の耐震化を行うなど適切な維持管理に努めます。
- 自らが管理する空き家や空き地については、安全面や衛生面で周辺に悪影響が及ばないよう適切な維持管理を行います。

第4章

地域特性を生かした産業とにぎわいがあふれるまち

政策1 地域に根ざした商工業を振興する

政策2 農林業の基盤を強化する

政策3 魅力ある農畜産物を生産する

政策4 観光・交流を振興する

政策5 新たな産業を創出する

政策6 就業環境を整える

政策Ⅰ 地域に根ざした商工業を振興する



目指す姿

- 関係団体や行政などによる商工業を支える環境が整い、地域に根ざした事業者によって活発な経済活動が行われています。

現状と課題

- 加古川水系の良質で豊富な水に恵まれた本市では、古くから繊維産業が発展し、その興隆を背景に都市機能が集積しました。市町合併後、市内最大の電子部品等製造事業所の閉鎖や大型商業施設の撤退などが続き地域経済は厳しさを増しましたが、金属製品製造業や食料品製造業などの地域資源を生かした新たな産業の誘導、医療・福祉などのサービス産業の拡大などにより、産業構造の転換が進んでいます。
- 本市の基幹産業・播州織の生産量は、ピーク時の30分の1を下回るなど大変厳しい状況にあります。市内最大級の雇用の受け皿となっており、依然として本市産業の中心的な存在です。平成27(2015)年度から西脇ファッション都市構想を推進し、人材育成を通じた付加価値の向上、産地での一貫的な生産体制の整備などに取り組みましたが、競争力の強化やブランド力の向上に向けて持続的な取組が必要です。播州織と双壁を成す地場産業・播州釣針については、10年前と比較して生産量は順調に増加しています。
- 我が国では、中小企業が企業数の99%、従業者数の69%を占めており、日本の社会経済の基盤を支えています。経営者の高齢化などが進行しており、廃業などに伴って雇用の喪失につながる懸念があります。近隣市と比べて小規模事業者が多い本市では、平成31(2019)年に西脇市中小企業・小規模企業振興条例を制定し、商工会議所などの関係機関との連携の下、地域に密着した中小企業の主体的・意欲的な取組を支援してきましたが、引き続き、経営基盤の強化や事業承継などの活動を支援していくことが求められます。また、長期に及んだ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢等を背景とした物価高騰の長期化にも留意する必要があります。
- 本市の小売業売り場面積(人口当たり)は北播磨トップクラスを維持しており、依然として商業機能の集積がみられます。しかしながら、人口減少に伴う個人消費の減退が予測されており、新しいサービスの提供や市内での消費活動の促進につながる取組、新たなにぎわいの創出など、地域商業の活性化に向けた施策の展開とともに、中心市街地等への集積を進めるなど、商業機能の維持・確保に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 生産年齢人口が大きく減少する中で、全国的に労働力不足が深刻化しており、機械設備等の導入が進む製造業はもちろんのこと、サービス業などにおいても労働生産性の向上が不可欠です。また、カーボンニュートラルの実現に向け、地域産業においても省エネルギー、廃棄物削減などの取組が求められており、意欲ある事業者による労働生産性や付加価値の向上に向けた取組を支援する必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
従業者数1人当たり工業製品年間出荷額	28.1百万円/人	↑	33.1百万円/人
市民1人当たり小売業年間商品販売額	92.4万円/人	↗	90万円/人

施策の展開

施策1 地場産業の競争力を強化します

- (公財)北播磨地場産業開発機構への支援などを通じて、地場産業の新商品開発や地域ブランドの普及、国外を含めた販路開拓などを促進します。
- 独自の技術・ノウハウ活用や染色から製織・縫製までを産地で担う一貫的な生産体制の構築により高付加価値化やブランド化を進めるとともに、産地を担う人材を確保・育成することで、播州織産地の維持と持続的な発展を図ります。
- 播州織や播州釣針の高い製造技術、伝統的工芸品である播州毛鉤の製造技法など、地場産業の技術や技能の伝承に努めます。

主な取組：(公財)北播磨地場産業開発機構への支援、地場産業の人材育成の支援

施策2 中小企業の経営を支援します

- 関係機関と連携し、資金調達や事業承継など、中小企業者が抱える多様な経営課題に対応できる相談体制を充実するとともに、課題解決に向けた伴走型の支援を行います。
- 新製品開発等の新たな事業展開に向けた学習機会の提供や支援機関との連携を促進します。

主な取組：中小企業・小規模企業振興条例の推進、商工業振興事業

施策3 商業のにぎわいをつくります

- 関係機関と連携し、空き店舗対策に取り組むとともに、イベント開催支援などを通じて消費者の購買意欲の促進とにぎわいの創出を図ります。
- 市内での消費活動の活性化に向けて、業務・交流の拠点機能を維持・確保するとともに、市内での消費行動を促進する仕組みを構築します。
- 多様な消費ニーズに対応するため、魅力ある商店づくりや情報発信を促進するとともに、買物弱者への対応や観光振興との連携など、新たな価値の創出に向けた取組を支援します。

主な取組：地域商業対策事業、地域商業活性化支援事業

施策4 商工業の生産性向上を図ります

- 先端設備等導入促進基本計画に基づき、生産性の高い設備投資に対する固定資産税の軽減措置等による支援を通じて、中小企業者の設備導入・更新を促進します。
- 取引の効率化や業務の可視化など、生産性の向上につながる支援を行うとともに、相談・支援体制を充実し、競争力の強化と利益率の向上を図ります。
- 省エネルギー化や廃棄物の削減など、環境と調和した事業展開を図ろうとする事業者を、県と連携して支援します。

主な取組：新商品開発・新設備導入等の支援、固定資産税の軽減措置の実施

市民に期待される役割

- 事業者は、支援制度なども積極的に活用しながら意欲を持って経営革新に努め、新たな商品・サービスの開発や販路開拓などに取り組めます。
- 市内の商店で商品やサービスを購入するように心掛けます。

政策 2 農林業の基盤を強化する



目指す姿

- 多様な担い手によって農業が持続的に営まれるとともに、良好な森林が保全され、豊かな農村環境が守られています。

現状と課題

- 本市では、近隣自治体と比較して平野部が少ないことから、経営耕地面積は 783ha と北播磨地域で最も小さく、経営規模の面でも家族経営体等の小規模農家が約 8 割を占めています。また、少子高齢化が進行する中、基幹的農業従事者の約 65% が 70 歳以上になっており、人材不足の深刻化と耕作放棄地の増加が懸念されます。
- 新規就農者の増加に向けて、本市では経験豊富な農家が就農希望者を研修生として受け入れる仕組みを整えています。更なる就農促進に向けて、受入れ先や就農希望者の多様化などに取り組んでいく必要があります。また、農業を次代に引き継いでいくためには、新規就農者を増やしていくことに加えて、将来の地域農業のあり方等を示す地域計画の策定を通じ、農地利用の集積・集約化や農業法人の設立・活用などを促進し、経営基盤を強化するとともに、スマート農業技術の活用などにより、生産性の向上や働きやすい環境づくりを進めていくことも重要となります。
- 本市では、農業生産基盤施設の計画的な整備を進めていますが、豪雨・増水などにより水利施設が損傷する事例が生じています。老朽化した用水路や井せき、ため池などについて、防災・減災機能などにも留意しながら、長寿命化に向けた計画的な改修や整備を進めていくことが必要です。また、依然として野生動物による農作物被害が続いており、営農意欲の低下から耕作放棄に至ることが懸念されます。侵入防護柵の整備や捕獲体制の強化などの総合的な被害防止対策とともに、有害鳥獣駆除従事者の高齢化などへの対応が求められています。
- 森林は、水資源のかん養だけでなく、土砂流出防止や地球温暖化防止などの公益的な機能を有しています。こうした多面的効果が発揮されるためには、適切な森林管理等が不可欠であり、その財源として、令和 6（2024）年度から森林環境税の賦課徴収がスタートしました。本市は市域面積の約 7 割が山林となっており、豊かな森林資源を次代に継承していくため、森林環境税を基に交付される森林環境譲与税を活用し、森林組合や民間企業などと連携しながら、森林の適正管理・保全を進めるとともに、担い手の確保や木材の利用促進、森林に親しむ機会づくりなどを進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
水稲作付面積	720ha	→	720ha

施策の展開

施策1 農業の担い手を育成します

- 就農に係る情報提供や相談窓口の設置、関係者と連携した研修体制の構築などにより新規就農者や農業後継者の確保を進めるとともに、農業改良普及センター、JA等と連携した指導・サポート体制の充実、若手農業者等の相互交流の機会づくりなどに取り組みます。
- 農業の経営基盤の強化に向けて、集落営農組織等の広域連携や再編に取り組むとともに、農業参入を目指す企業に対し、農地情報の提供や農地確保に向けた支援を行います。

主な取組：担い手育成対策支援事業、農業インターンシップ支援事業

施策2 農業の生産性向上を図ります

- 地域農業の将来図や目標を定める地域計画に基づく担い手への農地集約や作物による農地のゾーニングなど、有効な土地利用を進めます。
- 農業の生産性向上や省力化、栽培ノウハウの継承などにつながるスマート農業技術の実証、スマート農機具・施設の導入などについて、費用対効果を踏まえながら支援します。

主な取組：地域計画に基づく農地集約、スマート農業技術等の実証・導入支援

施策3 農業の生産基盤を整えます

- 農産物の安定供給のための農業用基盤である農道・用排水路・ため池・井せき等の整備を行うとともに、適切な維持管理と長寿命化を推進します。
- 農地の多面的機能の維持のため、地域による農地保全管理の取組を支援します。
- 有害鳥獣による農作物の被害を防ぐため、計画的な捕獲や侵入防護柵の設置を進めるとともに、捕獲鳥獣の有効活用を検討します。

主な取組：市単独土地改良事業、鳥獣被害防止総合対策事業

施策4 森林を保全・管理します

- 水資源のかん養や土砂流出の防止、地球温暖化の防止など様々な公益的機能を持つ森林づくりを推進します。
- 森林組合や県などの関係機関や民間企業と連携して間伐などに取り組み、森林の荒廃防止と適正な保全に努めます。
- 登山道整備や地域木材の活用など森林や木材に親しむ機会づくりを通じて、森林整備の必要性や木材利用の意義等を普及啓発します。

主な取組：森林整備活動等の支援、治山事業、住民参画型森林整備事業

市民に期待される役割

- 農業への理解を深め、地域計画の実現に協力します。
- 農地や農業用水などは地域共有の資源であることを理解して、その保全に努めます。

政策3 魅力ある農畜産物を生産する



目指す姿

- 黒田庄和牛を起点とした循環型農業をはじめ、地域特性を生かした農業が持続的に展開され、消費者にとって安全・安心で魅力ある農畜産物が生産されています。

現状と課題

- 本市では、地形的な制約があり農地面積が少ないことから、地理的条件や気象条件など、地域特性を生かした特色ある農業を進めています。主な農産物は、米（山田錦、主食用米）、肉用牛、黒大豆などになっており、近年はいちごやトマトなどのハウス栽培も増加しています。作付面積では水稻が約8割を占めていますが、生産額で見ると畜産が4割超、水稻が4割弱になっており、令和5（2023）年度の推計生産額は約24億円となっています。
- 農業の収益性を高め安定的な経営につなげていくために、全国からも評価が高い市内産農畜産物のブランド力をさらに高めていくことが必要です。そのため、高品質な市内産農畜産物について、生産・流通・加工を担う事業者相互のつながりを強化し、更なる連携を促進していくことが必要です。また、地域育成品種の生産を振興し、他産地との差別化を図るとともに、地球温暖化への対応など環境に配慮・適応した農業も研究していく必要があります。
- 環境に対する意識の高まりを受けて、農業が有する環境・持続可能性への負の影響に対しても関心が高まっています。国では、令和3（2021）年度に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和32（2050）年までに耕地面積に占める有機農業の取扱い面積の割合を25%に拡大するという戦略的な目標を掲げ、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における環境負荷の低減を目指しています。本市では、化学肥料や農薬の使用を削減した農産物を「西脇ファーマーズブランド」として認定する取組を先行して進めています。こうした取組の更なる普及拡大とともに、余剰農産物等の有効活用や有機農業に取り組む農業者等への支援など、環境負荷の低減に向けた総合的な取組が必要です。
- 世界人口の増加等に伴い食料需要が増大している一方で、気候変動や異常気象の頻発化等により食料の生産や供給が不安定化しており、また、フードマイレージ削減や安全・安心な農畜産物の供給という観点からも、国産食材の活用や地産地消の更なる拡大が求められています。本市においては、主食用米や野菜の多くが自家消費されているほか、北はりま農産物直売所を拠点とした市内での流通促進や学校給食での地元産米の活用などに取り組んでいますが、更なる地産地消の拡大とともに、6次産業化や農商工連携などを進め、付加価値を高めていくことも必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
ブランド農産物の栽培面積	496ha	↑	525ha

施策の展開

施策1 ブランド農畜産物を振興します

- 蔵元などへの情報発信や産地表示の推進、日本酒の消費拡大に向けた取組などを通じて、市内産山田錦のブランド力向上と生産拡大を図るとともに、需給ニーズに対応した生産振興を図ります。
- J Aや県と連携して黒田庄和牛の安定供給と品質向上に向けた取組を支援するとともに、飼料改善やI C Tの導入など環境負荷の低減手法を研究します。
- 飲食店と連携したご当地メニューの提供や共励会などへの参画により、黒田庄和牛の知名度向上を図ります。

主な取組：日本のへそ西脇地域食材でおもてなし支援事業、黒田庄和牛ブランド化支援事業

施策2 特色ある農産物の生産を進めます

- 牛ふん堆肥と稲わらの交換による地域内資源循環システムを推進するとともに、有機農業に取り組む農業者への栽培指導等に取り組み、自然にやさしい農業を促進します。
- 食品製造業や飲食店など他産業との連携による6次産業化や、規格外農産物を用いた商品開発等を支援し、地域食材の高付加価値化と食品ロスの削減に取り組みます。
- 他の産地との差別化、競争力の強化に向けて、地域育成品種の生産を振興します。

主な取組：自然にやさしい農業推進事業、西脇ファーマーズブランドの推進、スイーツファクトリー支援事業

施策3 農産物の地産地消を進めます

- 北はりま農産物直売所を核に多様な流通を推進するとともに、学校給食や病院等への食材供給を通じて、市内産農産物の市内消費の拡大を図ります。
- 市内飲食店等における市内産農産物の利用拡大やマーケットインの発想に基づく、農商工連携による商品開発を推進します。

主な取組：地産地消推進事業、学校給食事業

市民に期待される役割

- 地元の農畜産物を積極的に購入・消費し、地産地消の取組に協力します。
- 生産者は、地元で生産される畜産堆肥を積極的に活用し、農地の有機土壌化など、環境に配慮した農業を進め、質が高く、安全・安心な農産物の生産に努めます。

政策4 観光・交流を振興する



目指す姿

- 市外から多くの来訪者が訪れ、消費活動と市民交流が促進されることで、活気とにぎわいが創出されています。

現状と課題

- 地方都市では人口減少が深刻化しており、地域経済への影響が避けられない状況です。地域に商業機能を維持・確保していくためには、都市機能誘導区域等への誘導・集約や域内での経済循環の活性化に加えて、外部から人を呼び込み、市内での消費活動につなげていく観光交流の促進も必要となります。また、観光交流は、先人が築いてきた地域の資源・魅力の保全継承や都市住民との交流など、地域を活性化することにもつながります。
- 本市への年間観光入込客数は、令和元（2019）年度に 1,266 千人まで増加しましたが、令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により7割程度にまで減少し、令和4（2022）年度もコロナ禍以前の水準には回復していません。コロナ禍では、幅広い観光関連事業者に影響が生じた一方で、アウトドア施設や農産物直売所などでは集客が進みました。変化する観光ニーズに的確に対応するとともに、京阪神都市圏からのアクセシビリティや豊かな自然、多彩な食・文化など、本市が有する優位性や特色を踏まえた効果的なプロモーションを展開していくことで誘客につなげていくことが必要です。
- 大阪・夢洲で開催される2025年大阪・関西万博は、開催期間中に2,820万人（うち外国人は350万人）もの来場が期待されており、国内外から関西圏に注目が集まる好機となります。また、万博に向けて神戸空港の国際化が進められるなど、交通基盤の強化も図られています。これらと並行して、県が進めるひょうごフィールドパビリオンや広域連携の枠組みなども活用しながら、新たな周遊ルート・観光コンテンツの造成などに取り組み、万博の効果を兵庫県へ波及させていくこと、そして、万博後の持続可能な取組へとつなげていくことが必要です。
- 本市の観光交流の拠点となる道の駅やアウトドア施設は、住民主体のNPO法人が運営を担っていますが、一部で人材の固定化・高齢化などが進行しているほか、施設・設備の老朽化などの課題を抱えており、運営主体の機能強化や施設運営のあり方について検討していく必要があります。また、市内の公共交通網が不十分であることを踏まえて、自転車等を活用する新たな二次交通手段を確保していくことも必要です。
- 本市は、アメリカ・レントン市と姉妹都市提携を、北海道・富良野市と友好都市提携を結んでいます。また、「へそ」や「中心」などのつながりで全国各地の市町村と全国へそのまち協議会を設立し、相互の親善交流などを進めています。国内外の都市との幅広い交流を引き続き推進し、地域の活性化につなげていくことが必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
年間観光入込客数	1,004 千人	↑	1,270 千人

施策の展開

施策1 地域資源を生かした観光交流を進めます

- 観光物産協会等の関係団体や旅行者、市内観光関連事業者等と連携しながら、食や地場産業、文化などの多様な地域資源を生かした観光ルートの設定や誘客活動に取り組みます。
- 地域資源を活用して都市と農村の交流を推進する北はりま田園空間博物館などの活動を支援します。
- 日本のへそ西脇夏まつりなど、市民が主体となる観光交流イベントの開催を支援します。

主な取組：西脇市観光物産協会補助事業、観光交流活動創出支援事業

施策2 観光交流の基盤を整えます

- 国道175号西脇北バイパスの全線開通等を踏まえ、既存の観光施設の機能向上を図るとともに、運営主体の機能強化や見直し等を進めます。
- 観光資源の誘導・案内サインの整備やICTを活用した情報発信など、誘客や回遊性の向上に資する取組を進めるとともに、市内における移動手段を充実します。

主な取組：北はりま田園空間博物館運営事業、道の駅の機能強化等の検討

施策3 広域的・国際的な観光交流を進めます

- 定住自立圏や北播磨広域観光協議会などの関係団体と連携し、広域的な情報発信や誘客活動、観光資源の連係を進めるとともに、大阪・関西万博等で地域の魅力を発信します。
- 友好都市富良野市や全国へそのまち協議会加盟市町村と市民交流や経済交流を進めます。
- 外国人観光客に対する情報の発信・提供や受入体制の整備を進めるとともに、国際親善交流協会とも連携しながら、レントン市をはじめとした諸外国との国際交流を推進します。

主な取組：インバウンド市場の新規開拓の調査研究、友好都市・姉妹都市等との交流

施策4 戦略的に観光情報を発信します

- ホームページやSNS、マスメディアなどの様々な媒体を効果的に活用し、誘客につながる鮮度の高い観光情報を発信します。
- 効果的な誘客を図るため、観光需要調査の結果に基づき、本市への旅行が多く見込まれるターゲットエリアを選定し、ニーズに応じたプロモーション活動を展開します。

主な取組：観光物産協会による情報発信、データを活用したプロモーションの推進

市民に期待される役割

- 身近な地域資源の良さを見つめ直し、積極的にその魅力を発信するとともに、おもてなしの心を持って旅行者を温かく受け入れます。
- 事業者は、良質な商品やサービスを提供し、観光PR活動などに協力して取り組みます。

政策5 新たな産業を創出する



目指す姿

- 地域の特性を生かした新たな産業の創出や企業立地などが進み、地域経済の活力が維持・向上しています。

現状と課題

- 我が国では、工場の事業所敷地面積は緩やかに増加しており、令和2（2020）年以降、国内事業拠点に関する立地計画を持つ事業者が製造業・物流業で大きく増加するなど、国内回帰の流れが続いています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や地政学的リスクの顕在化が背景にあり、原材料等の安定的な調達や円安による輸入コストの増大などが要因となっています。
- 兵庫県は、製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の全国シェアが4～5%となっており、全国有数のものづくり県となっています。経済産業省が実施する工場立地動向調査（令和4（2022）年度）では、立地件数48件、立地面積58haといずれも全国5位となっており、県内への産業立地は順調に推移していましたが、近年は産業用地の不足や工業用地の地価の上昇などにより、立地の伸び悩みが見られます。直近5年間の県内における立地地域をみると北播磨地域が最も多く、山陽自動車道や中国自動車道などの高速道路沿いで多数の立地となっています。
- 本市では、近隣市と比較して平坦地が少なく開発可能なエリアは限定されていますが、国道175号西脇北バイパスや東播磨南北道路などの高規格道路の整備が進むなど、アクセス性の向上が期待できる状況にあり、また、岩盤が浅く、過去に大きな地震がないという地形的な強みも有しています。現在、本市が所有する産業用地はない状況ですが、地域経済の活性化や良好な雇用の確保に向けて、産業集積や地域特性を生かした企業立地や既存企業の市内留置と成長支援に取り組むとともに、民間事業者や地域と連携した新たな産業用地の開発に向けて検討を進めていく必要があります。
- 我が国では、主要先進国の中で開業率が低い水準にとどまっており、令和4（2022）年度は3.9%と近年は低下傾向にあります。国においては、産業競争力強化法を制定し、地方自治体と関係機関が連携して地域における創業の促進を図ることとしており、本市においても、創業支援等事業計画を策定し、商工会議所や地域金融機関と連携した取組を進めているところです。相談・支援体制の整備や資金面での後押しなど起業・創業しやすい環境づくりに加えて、起業後の経営段階に応じた伴走型の支援も進めていく必要があります。また、社会的な課題が多様化・複雑化する中で、事業性を確保しながら課題解決を目指すソーシャルビジネスなども注目されていることから、地域社会のニーズを取り込んだ産業を育成していくことが必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
企業立地・起業支援等による雇用創出数	12人	↑	72人

施策の展開

施策1 企業立地を推進します

- 地理的条件や地域資源、インフラ、地震リスクなど、本市の特色や強みを生かした企業誘致活動を展開します。
- 国道 175 号西脇北バイパス以北への延伸を見据え、広域道路ネットワークを生かした企業誘致を研究します。
- 企業の立地動向やニーズを踏まえた効果的な立地助成制度を整備するとともに、既存事業所の留置に対する相談体制の充実を図ります。
- 立地優遇措置等の支援を行い、地域未来投資促進法に基づく基本計画に定めた地域経済牽引事業の創出を図ります。
- 進出企業やハローワークなど関係機関と連携し、企業立地に伴う働き手の確保に努めます。

主な取組：企業誘致促進事業、企業への産業用地の紹介、立地企業奨励措置事業

施策2 産業用地の確保を進めます

- 高松町において、地域と一体となって、民間活力を利用した産業用地の確保を進めます。
- 国道 175 号西脇北バイパス周辺及び平野町旧河川敷等における産業用地の確保に向けた調査研究及び土地利用の具体化に向けた取組を進めます。
- より柔軟な土地利用に向けて、地区計画を活用するなど、各種法令の規制・制限等への効果的な対応手法を研究し、活用していきます。

主な取組：高松町における産業用地の確保、新たな産業用地の確保に向けた調査研究

施策3 起業・創業を支援します

- 起業・創業に関する相談・支援体制を整備し、必要な情報提供や起業意識の醸成等を行うとともに、国・関係機関等の支援制度の活用やふるさと納税等による資金調達を含めた資金面からの起業・創業支援を進めます。
- 創業支援等事業計画に基づき、創業希望者、創業準備者、創業者に対して、それぞれの段階に応じた伴走型支援を関係機関と連携して行います。

主な取組：創業支援等事業計画の推進、起業・創業促進支援事業

市民に期待される役割

- 企業立地に関して、行政などに情報提供を行うとともに、土地利用計画の策定などに協力します。
- 事業者は、様々な支援制度を活用しながら、地域資源の利活用や創意工夫による多様な事業活動を展開します。

政策6 就業環境を整える



目指す姿

- 多様な就労の機会が提供され、働きたい人が安心・安定して働けるとともに、地域産業に必要な人材が確保されています。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症により我が国の社会経済は大きな影響を受けましたが、令和4（2022）年以降の緩やかな景気回復や生産年齢人口の減少が進む中、雇用情勢は持ち直しつつあるとされています。一方、兵庫県においては、令和4（2022）年から令和5（2023）年にかけて、有効求人倍率はわずかに1を超える水準にとどまっており、ハローワーク西脇管内においても同様の状況にあります。また、県内では、一般事務従事者の有効求人倍率は大きく1を下回る一方で、サービス業や建設業を中心に人手不足感が強まっており、雇用のミスマッチが生じているといえます。地域産業の活力維持に向け、企業による人材確保の取組を支援するとともに、企業と求職者のマッチングの機会の創出などを進めていく必要があります。
- また、深刻化する人手不足に対応するために、平成30（2018）年に一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れる制度として、在留資格「特定技能」が創設され、令和6（2024）年には特定技能1号に繊維業等を追加することが決定されています。近年、本市においても外国人住民が増加し製造業などで幅広く活躍していますが、今後、繊維産業などでさらに登用が進むと見込まれており、外国人労働者にとって働きやすい職場環境づくりが重要となります。
- 人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、社会経済の活力を維持していくために、元気な高齢者や、出産や育児、介護などでやむなく就業を中断した方、更には定職を持たない若年層などが、その能力を十分に発揮できる環境を生み出していくことが必要です。国においては、高年齢者雇用安定法の施行、就職氷河期世代支援プログラムの展開、リスキリングに向けた支援など、様々な施策が展開されており、こうした制度の普及啓発を図るとともに、それぞれの特性やニーズに応じた就労支援を行うことで、安定した労働力を確保していくことが必要です。
- 我が国では、生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など働く方のニーズの多様化などの課題に直面しています。こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、育児や介護と仕事の両立、仕事と生活が調和するワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現など、持てる能力を発揮でき、就労しやすい社会環境をつくるのが重要な課題になっています。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
働く場は充実していると感じる市民の割合	26.1%	↑	29.1%

施策の展開

施策1 就業機会の拡大を図ります

- ハローワークなどの関係機関と連携し、世代や特性に応じた就労機会の情報提供や合同面接会の開催などの就職支援を行います。
- 高齢者が働くことを通じて生きがいを得られるよう、地域社会の活性化に貢献するシルバー人材センターの運営を支援するとともに、国の動向を踏まえた機能強化を図ります。
- 就業していない者に対し、専門機関などと連携した相談・自立支援等を実施するとともに、職業訓練や資格取得に向けた講座受講等を支援します。
- 企業立地や起業・創業の促進を通じて、新たな雇用の創出を図ります。

主な取組：就職支援事業、若者自立支援事業、シルバー人材センター運営事業

施策2 産業人材の確保・育成を支援します

- 中小企業の人材確保、若年者の市内就職・定着に向け、企業負担による従業員の奨学金返還制度を設ける企業を支援します。
- 市民を対象とした新たな雇用を創出する新規立地企業に対し、人材確保等の支援を行います。
- 外国人労働者等を対象とした日本語学習や住民交流等の機会創出に取り組み、就労継続や市内定着を促進するとともに、外国人労働者を雇用する事業者への支援施策を研究します。
- 就業者の職業能力等の開発・向上を図る北はりま地域職業訓練センターの運営を支援するとともに、施設運営のあり方について、ニーズの変化等を踏まえた検討を進めます。

主な取組：就業者の人材確保支援事業、外国人雇用促進施策の調査・研究

施策3 就労しやすい環境を整えます

- 労働者団体や関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を周知啓発し、働きやすい職場環境を普及するとともに、従業員等の健康増進を实践する健康経営の取組を促進します。
- 中小企業者の福利厚生充実に向け、勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するとともに、各種共済制度への加入促進を図ります。

主な取組：労働者福祉対策事業、技能功労者表彰事業

市民に期待される役割

- 知識や技術の習得、関係機関が実施する相談機会の活用など、就労活動に取り組みます。
- 希望するライフスタイルの実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- 事業者は、魅力ある働きやすい職場づくりを進めるとともに、意欲ある高齢者や外国人などを雇用します。

第5章

生涯活躍・共生社会の実現

政策1 健康づくり習慣の定着を進める

政策2 自然に健康になれる地域づくりを進める

政策3 生涯学習を充実する

政策4 文化芸術・スポーツを振興する

政策5 男女がともに輝く社会を実現する

政策6 人権文化を創造する

政策 1 健康づくり習慣の定着を進める



目指す姿

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識の下、生涯にわたって自分にあった健康づくりや健康管理を実践し、健やかで心豊かに暮らしています。

現状と課題

- 我が国では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指して、令和5（2023）年度に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を策定しました。現在、「21世紀における第三次国民健康づくり運動」が展開されており、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸等を目指した取組が進められています。
- 健康寿命の延伸に向けては、市民一人ひとりが行動変容に努め健康状態を改善していくことが必要であり、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・睡眠」「飲酒・喫煙」「歯・口腔の健康」をはじめとした生活習慣の改善に加え、生活習慣病の発症予防・重症化予防だけでなく生活機能の維持・向上の観点も踏まえた健康づくりが重要となります。
- 本市のアンケート調査によると、健康づくりに関心を持つ人の割合は85%と高い水準にあります。日頃から健康づくりに取り組んでいる人は63%、運動習慣のある人は36%にとどまっています。また、一定量以上の飲酒をする人、喫煙習慣のある人、食生活に課題を抱える人も一定数存在しており、それぞれの課題に応じた啓発・指導などを実施し、生活習慣の改善につなげていく必要があります。
- 本市では、過去1年間に健診を受けていない人の割合は35%となっています。日本人の死因の約5割ががんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病となっており、その早期発見や重症化予防のために、特定健診をはじめとする各種健診の受診勧奨や、特定保健指導等により継続的に生活習慣を改善していくことが必要です。
- 本市の年間自殺者数は、コロナ禍の令和2（2020）年を除いて10人前後で推移しています。健康問題や経済生活問題、家庭問題など、要因は多岐にわたりますが、コロナ禍での社会経済的な影響や人間関係の変化なども踏まえつつ、こころの健康づくりなど個人への対応とともに、地域社会全体での総合的な対策を進めていくことが必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
日頃から健康に暮らしていると感じる市民の割合	78.3%	↑	78.3%

施策の展開

施策1 健康的な生活習慣の定着を促進します

- 生活習慣病予防やフレイル予防に関する知識の普及を図るとともに、生活習慣病リスクが高い人などを対象に、生活習慣の改善などを啓発します。
- 科学的根拠に基づいた効果的な運動を促す仕組みを整備・活用し、主体的で継続的な運動習慣の定着を促進します。
- 喫煙者に対し禁煙に向けた取組を支援するとともに、県と連携しながら、受動喫煙防止の取組を促進します。

主な取組：高齢者の介護予防と保健事業の一体的事業、健康相談・出前講座等の開催

施策2 疾病の予防と早期発見を促進します

- 医療機関と連携し、特定健診や各種がん検診など健康診査の受診を勧奨するとともに、デジタル技術などを活用しながら受診しやすい体制づくりを進めます。
- 健康診査の受診結果を踏まえ、個人の状況に応じた効果的な保健指導や健康相談などを行います。
- 感染症の発生等を予防するため、定期予防接種の実施や任意予防接種の助成を行うとともに、感染症の予防啓発を行います。

主な取組：町ぐるみ健診・がん検診等の実施、特定健診の受診促進

施策3 食を通じた健康づくりを促進します

- 関係機関や民間事業者と連携した栄養教室の開催などを通じ、食育に関する正しい知識の普及と、減塩やバランスのとれた食生活の実践を支援します。
- 高齢者のフレイル予防に向け、低栄養対策などの食生活の改善を支援します。
- 歯と口腔の健康づくりを推進するため、歯及び口腔ケアに関する正しい知識の普及啓発と口腔機能の維持向上に取り組めます。

主な取組：通いの場におけるフレイル予防の推進、野菜摂取量の増加推進の取組

施策4 メンタルヘルスの向上を進めます

- 自殺者数の減少に向け、地域社会全体での見守り体制づくりを進めていくとともに、関係機関と連携した啓発や相談体制の充実を図ります。
- 睡眠・休息の必要性やアルコール・薬物に関する知識の普及啓発を行うとともに、産後うつや閉じこもりなど個人の状況に応じた支援を行います。

主な取組：こころの相談、こころの健康づくり講座の取組

市民に期待される役割

- 定期的に健診（検診）や予防接種を受け、疾病の予防や生活習慣の改善（健全な食生活、適度な運動、心身の休養など）などに取り組めます。
- 身近な人の悩みに気づき、相談窓口や医療機関などの支援につなげます。

政策2 自然に健康になれる地域づくりを進める



目指す姿

- 地域、医療機関、教育機関、行政など、健康に関わる様々な主体の連携の下、地域全体で健康づくりを支える環境づくりが展開され、自然に健康になれるまちになっています。

現状と課題

- 健康寿命の延伸には、自ら健康づくりに積極的に取り組む人だけではなく、健康への関心が低い人を含む、幅広い層に対してアプローチ（ポピュレーションアプローチ）を行うことが重要となります。そのため、市民一人ひとりが無理なく、自然に健康的な行動をとることができるような環境整備を行うことが求められています。また、高齢者を対象とした研究において、社会参加や就労が健康増進につながり、要介護リスク等も低下するといったことが示されており、就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加の促進に加えて、より緩やかな関係性も含んだつながりを持つことができる環境づくりを進めていくことが必要です。
- 本市では、介護予防いきいきサロンの開催やおりひめ体操自主グループの活動など、地域が中心となった通いの場づくりを進めており、また、高齢者等が互いに生活を支え合う仕組みづくりや生涯学習等の社会参加の機会の創出にも取り組んでいますが、参加者が伸び悩んでいる状況です。地域住民が主体となった活動を強化し、地域の中で誘い合い、支え合える環境づくりを進めていく中で、より多くの人が健康への関心を高め、楽しく健康づくりを継続できるように支援するとともに、就労や地域活動などの社会参加を促進していくことも重要です。
- ポピュレーションアプローチとしては、健幸運動教室や健幸ポイントなど、産学官連携による科学的根拠に基づいた健康増進事業を展開しており、事業参加者の健康寿命が6.6歳若返るなどの成果が上がっています。本事業は国の交付金を活用して実施しており、その終期が令和7（2025）年度に到来すること、また、社会保障費の抑制に向けて参加者の拡大を図る必要があることなどを踏まえ、事業評価手法や事業対象の検討、民間事業者等との連携の拡大など、自立的な事業へと展開を図っていく必要があります。
- 市民一人ひとりの意識と行動の変容に向けては、科学的根拠に基づく健康情報を入手・活用できる基盤構築に取り組むとともに、周知啓発の取組を進め、個々の主体的な取組を促進していくことが必要です。また、本市では、医師会等の医療関係団体、大学、企業などと連携して健康増進事業を展開していますが、市内で事業活動を行う企業の主体的な取組を促進するなど、民間活力の更なる活用により、取組の拡大を図っていくことが必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
過去1年間に、月1回以上、友人や仲間と一緒に健康づくりに取り組んだ市民の割合	25.6%	↑	33.0%

施策の展開

施策1 地域主体の健康づくりを推進します

- 地域が主体となる介護予防いきいきサロンの開催や住民によるおりひめ体操自主グループの活動などを支援し、地域での交流や介護予防活動の促進を図ります。
- 健幸アンバサダーや介護予防サポーターを育成し、地域における健康づくり・介護予防活動の普及拡大と仲間づくりを促進します。

主な取組：いきいきサロン事業の推進、おりひめ体操の普及拡大、健幸アンバサダー・介護予防サポーターの養成

施策2 高齢者の社会参加を促進します

- 高齢者が豊富な知識や経験を生かせるよう、地域活動やボランティアなどへの参加促進や就業機会の提供を行います。
- 高齢者のニーズに応じた学習活動や地域での交流活動を支援するとともに、リーダー等の人材の養成を進めます。

主な取組：老人クラブの運営支援、西脇シニアカレッジの運営、シルバー人材センター運営事業

施策3 健康づくりの支援環境を整えます

- 科学的根拠に基づいた健康情報を発信し、健康づくりに向けた意識の醸成と行動変容を促進します。
- 健康づくりのきっかけとなるイベントの開催や健康づくり行動へのポイント付与など、健康への関心が低い層なども参加したくなる仕掛けづくりを推進します。
- 市民交流施設を中心に健幸運動教室を開催するとともに、地域における健康関連事業者との連携を強化することで、気軽に運動できる環境づくりを進めます。
- 大学や医師会などと連携した専門的な知識・技術の活用や医療・健康情報の収集・分析などを通じて、効果的な健康づくり活動を促進します。

主な取組：健幸運動教室・健幸ポイント事業の実施

市民に期待される役割

- 健康情報を積極的に入手し、健康づくり活動を実践するとともに、友人・知人などに取組の輪を広げます。
- 地域の中に高齢者などが気軽に集える居場所をつくり、身近な人などと一緒に健康づくりや介護予防に取り組みます。
- 事業者は、長時間労働の是正や健康診断の実施など、従業員の健康管理に努めます。

政策3 生涯学習を充実する



目指す姿

- 市民一人ひとりが、市民ニーズに合った生涯学習環境の中で「いつでも、どこでも、だれでも」学習活動に取り組み、その学習成果を市民活動や地域社会に還元することで、心豊かに暮らしています。

現状と課題

- 生涯学習は、豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本に、生涯を通じて行うものです。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現にもつながる大切な取組です。子どもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、生涯学習を通じて自らの向上や社会への貢献の意欲を持ち、当事者として地域社会の担い手となる人を尊重する社会を築いていく必要があります。
- 本市においては、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境を整え、そこで得られた成果を地域づくりにつなげる生涯学習社会の実現を目指して取組を進めています。しかしながら、仕事や学業以外の学びや活動をしていない方が半数近くを占め、特に小さな子どもを抱える世代でその割合が高くなっています。コロナ禍で普及した新しい生活様式なども踏まえ、オンライン開催や託児サービスの実施など、利用者ニーズに沿った講座開催を検討し、参加者の拡大に努めていくことが必要です。
- 人生100年時代では、一人ひとりの学ぶ時期やキャリアの複線化が予測されていることに加え、社会の持続的な発展を支える人材を育成する観点からもリカレント教育の重要性が高まっています。人生の様々な場面において、地域社会の課題解決や生きがいづくりにつながる学びを行うことができ、得た知識等を生かして地域で活躍する好循環を創出していくため、多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境づくりなど、生涯学習の推進体制を確立していくことが必要です。
- 読書は生きる力を身につける上で重要なものであり、生涯学習社会の実現に欠かすことができないものです。本市では、平成27(2015)年度に図書館を移転・新築し蔵書の充実などに取り組んできましたが、その一方で、市図書館をほぼ利用しない人が6割を超えています。また、普段全く読書をしない児童生徒の割合は小学生31%、中学生46%となっており、いずれも国の平均より高くなっています。市図書館の利用促進につながる取組を進めるとともに、教育機関等とも連携しながら読書習慣の定着を図ることが必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
過去1年間に、生涯学習活動を行った市民の割合	26.3%	↑	40.0%

施策の展開

施策1 生涯学習事業を行います

- 現代的・社会的な課題に対応した学習や社会人のスキルアップ等に向けたリカレント教育、高齢者等の交流と生きがいづくりを目指すシニアカレッジなど、市民が生涯にわたって学習する機会を提供・創出します。
- オンライン講座やデジタル教材の活用など、社会教育施設における効果的なデジタル活用を図るとともに、デジタルリテラシーの向上に向けた講座等を開催します。
- 学びへの関心を高め、学習活動の実践へとつながるよう、生涯学習講座や活動団体に関する情報発信を行い、生涯学習のきっかけづくりを行います。

主な取組：公民館講座・デジタルリテラシー講座の開催、西脇シニアカレッジの運営

施策2 生涯学習の推進体制を確立します

- 様々な社会教育機関をはじめ、大学等の教育機関や民間企業、地域人材と連携して学習機会を提供します。
- 生涯学習施設について、施設の複合化や多様な資金調達など、民間のノウハウも活用した持続可能な運営に関する研究を行います。
- 学びを通じた人づくり、地域づくり等の中核的な役割を担う人材を育成・配置するとともに、学習成果の地域への還元を促進します。

主な取組：学習機会の提供、(公財)西脇市文化・スポーツ振興財団による指定管理事業、生涯学習施設の有効活用の検討、地域学校協働本部事業

施策3 図書館サービスを充実します

- 利用者のニーズに応じた図書を収集・提供するとともに、レファレンスサービスなどを通じ、市民の学習・余暇活動などを支援します。
- 図書館ボランティアなどと連携し、様々な図書館事業を行い、読書に親しむ機会づくりを進めます。
- 子どもの読書活動推進計画に基づき、学校園などと連携しながら、幼少期からの読書習慣の定着に向けた取組を進めます。

主な取組：図書資料等の充実、子どもの読書活動の促進、電子図書館の導入検討

市民に期待される役割

- 生涯学習の機会を活用し、意欲的に学習活動に取り組みます。
- 生涯学習で身につけた知識や経験などを、まちづくり活動やボランティア活動などを通じて地域社会に還元するように努めます。
- 図書館を活用して、必要な知識・情報を収集し、生涯学習などに生かします。

政策4 文化芸術・スポーツを振興する



目指す姿

- 多くの市民が、自発的に文化芸術の鑑賞や活動の機会を持つとともに、ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組むことで、心豊かで文化的・健康的な生活を送ることができています。

現状と課題

- 文化芸術は、創造性を育み、豊かな人間性をかん養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会をつくっていく力となるものであり、生活に彩りと潤いを与えてくれます。また、スポーツは、次代を担う青少年の体力向上や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。文化芸術・スポーツは、心豊かな生活と健康で活力に満ちた長寿社会の実現に必要なものです。
- 本市では、令和3（2021）年5月に市民交流施設オリナスホールをオープンし、文化芸術等の新たな発信拠点として、劇団四季ファミリーミュージカルを開催するとともに、アートサポーター等と連携した文化イベントなどを開催しました。また、オリンピック・パラリンピックを契機に総合市民センターの改築などにも取り組みましたが、コロナ禍での様々な制約を背景に、オーストラリア卓球チームの事前合宿は中止、またその他の一部の大会・イベントも中止・休止となりました。
- 西脇市文化連盟や西脇市スポーツ協会を中心に、様々な団体が文化芸術・スポーツ活動に活発に取り組んでいますが、少子化の進行や価値観・娯楽の多様化などにより、文化芸術やスポーツに自ら親しむ人の減少がみられます。また、指導者の高齢化・人材不足や社会教育施設の老朽化などが進んでおり、文化芸術・スポーツ活動の拡大・活性化を図るための基盤が揺らぎつつあります。一方で、生徒数の減少や教職員の長時間労働の是正などを背景に、学校部活動の地域展開が進められており、地域で子どもたちの文化芸術・スポーツ活動などを担っていくことが求められています。このため、新たな指導者等の人材の育成や気軽に文化芸術・スポーツを楽しめる環境の整備など、時代の変化に対応した推進体制を構築する必要があります。
- 人口減少や地域コミュニティの希薄化などに伴い、文化財や伝統文化などの保存・継承が危ぶまれています。こうした中、本市においては、西脇小学校（旧西脇尋常高等小学校）を保存改修し、令和3（2021）年度には国の重要文化財に指定されました。本市に豊富に存在する文化財は、長い歴史の中で培われ守られてきた地域の宝であり、市民の誇りにつながるものです。今後も文化財の適正な保存管理に努めるとともに、次代へと継承していくため、文化財への理解を深める機会を充実していくことが必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
過去1年間に、文化芸術活動をした市民の割合	38.8%	↑	50.0%
過去1年間に、週1回以上、スポーツ・レクリエーション活動をした市民の割合	28.2%	↑	35.0%

施策の展開

施策1 文化芸術活動を支援します

- 多様な文化芸術に触れ、活動成果を発表できる機会を創出するとともに、文化芸術を通じた交流を促進するため、関係団体と連携し魅力あるイベント等を開催します。
- 文化芸術活動を行う団体などの活動や団体相互の交流を支援するとともに、活動の活性化に向け、リーダーや後継者などの人材育成に向けた取組を支援します。
- 文化芸術事業の企画運営を担う団体・グループの活動を支援します。

主な取組：文化芸術事業の実施、文化団体の活動・人材育成支援

施策2 スポーツ活動を支援します

- 健康維持のためのスポーツ活動の重要性や必要性を周知するとともに、ライフステージに応じて誰もがいつでも気軽にスポーツ活動を親しむための機会づくりを推進します。
- ライフスタイルの多様化などを踏まえ、個々のニーズや心身の状態に応じて気軽に多様なスポーツを楽しめる機会を創出します。
- スポーツ関係団体の活動支援を行うとともに、指導者やボランティアの育成、スポーツ関係団体のネットワーク化などを進めます。

主な取組：各種スポーツ大会の開催支援、各種スポーツ団体の連携強化・組織再編

施策3 文化・スポーツを支える環境を整備します

- 指定管理者制度の活用などにより、効果的・効率的に文化・スポーツ施設を運営するとともに、活動拠点として計画的な整備改修・再編等を行います。
- (公財)西脇市文化・スポーツ振興財団の運営・活動を支援するとともに、地域の文化・スポーツの振興に向けて連携を強化します。
- 子どもたちが文化・スポーツに継続して親しみ、健やかな成長の機会を確保するため、学校・地域が連携・協働し、部活動の地域展開に向けた環境づくりを進めます。

主な取組：市民交流施設等の管理運営、文化・スポーツ施設の整備・機能充実、中学校部活動の地域展開

施策4 文化財の保存・活用を推進します

- 指定文化財等の保存管理を適切に行うとともに、観光資源や教育資料としての活用を図ります。
- 未指定文化財の調査等を実施するとともに、価値ある文化財の保存・活用を図ります。
- 郷土資料館で特別展や郷土史講座を開催し、地域の文化財や伝統文化を学ぶ機会を提供します。
- 文化財を保存・活用するための取組を計画的に進め、歴史文化を後世に伝え、文化財を生かしたまちづくりと地域活性化を図るため、文化財保存活用地域計画を策定します。

市民に期待される役割

- 文化芸術に関心を持ち、作品・芸能の鑑賞や創作活動に取り組みます。
- 気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや仲間づくりに取り組みます。
- 地域の様々なスポーツイベントに、選手・ボランティア・観客として積極的に参加します。
- 文化財や伝統文化への関心を深め、歴史的な価値を学ぶとともに、後世に受け継いでいきます。

政策5 男女がともに輝く社会を実現する



目指す姿

- 性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力が発揮され、お互いに支え合うことで、男女がともに輝く社会になっています。

現状と課題

- 我が国においては、男女共同参画・女性活躍の推進を政策の柱に据え、官民を挙げた取組が進められており、その結果、女性就業者数は増加し、いわゆる「M字カーブ」の問題は解消に向かいつつありますが、一方で出産を機に女性が非正規雇用化する「L字カーブ」の問題などは解消されていません。こうした現状の背景には、家事・育児等の無償労働時間の女性への偏りや長時間労働を前提とした労働慣行、固定的な性別役割分担意識といった、人々の日々の生活や意識に根差した構造的な問題があるとされています。
- 本市では、令和3（2021）年度に西脇市男女共同参画基本プランを改定し、一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝く社会の実現に向けて、男女共同参画の意識啓発等の様々な取組を展開していますが、固定的な性別役割分担意識は十分に払拭できていない現状にあります。また、「結婚や出産を機に仕事を辞めた経験」や「1日当たりの家事・育児に費やす時間」は女性が圧倒的に多いため、育児・介護休業などの制度整備に加えて、保育・介護サービスの社会的支援体制の充実や、家事・子育ての役割分担の促進などが必要とされています。
- 社会制度や慣行が男女のどちらか一方に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識や偏見、また過去の差別や経緯に起因して生じた男女の格差を解消していくためには、男女それぞれに与える影響を考慮した政策や方針を推進する必要があります。審議会等において女性の積極的な登用を図るなど、指導的立場や政策・方針決定の場への女性参画の機会を確保していくことが重要です。
- 支援を必要とする女性が抱える問題の多様化・複雑化を背景に、令和6（2024）年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など、困難な問題を抱える女性が、意思を尊重されながら、個々の事情に応じた最適な支援が受けられるよう、相談支援体制を整備する必要があります。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）やハラスメントは、個人の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。特にDVは、社会の構造的な問題を背景に、被害者の多くが女性となっています。国においては、令和5（2023）年度に配偶者暴力防止法を改正して支援強化を図っており、本市でも、DVの発生予防とともに、男性を含めた被害者の早期発見と安全確保に向けた取組が必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する市民の割合	78.1%	↑	83.0%

施策の展開

施策1 性別による固定的な役割分担意識を解消します

- 性別にかかわらず、互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合えるよう、男女共同参画意識を育む啓発や学習の充実を図ります。
- 男性が家事・子育て・介護等に積極的に参画できるよう、市民活動グループとの協働により、男性向けの講座やイベントを開催します。
- 地域や事業所等での女性登用拡大に向け、学習機会の提供や啓発活動を行います。

主な取組：女性リーダーの養成、自治会等への女性役員選出に向けた啓発

施策2 女性が活躍できる就業環境を整えます

- 経済団体などと連携し、男女の均等な雇用機会や待遇の確保、育児・介護休業制度の導入など、職場環境整備を促進します。
- 県や関係機関と連携して、女性管理職登用への取組を促進するとともに、ひょうご女性活躍推進企業（ミモザ企業）などの認定に向けた啓発・支援を行います。
- 女性の就労、起業・創業や女性起業家の成長・発展を促進するため、情報提供や相談窓口の設置、学習機会の充実に取り組みます。

主な取組：就労・起業相談等の実施、ミモザ企業等の認定に向けた啓発・支援

施策3 男女共同参画の推進体制を整えます

- 男女共同参画センターを中心に、多様な講座の開催や相談業務などを充実するとともに、啓発資料の収集・提供を行います。
- 政策形成過程における女性の意見反映を図るため、審議会等への女性の登用を推進します。

主な取組：男女共同参画センター事業の実施、政策形成過程への女性参画の促進

施策4 DV等の困難な問題を抱える女性を支援します

- DV等の人権侵害行為の根絶に向けた啓発活動を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関と連携して、DV被害者に対する相談・保護体制の充実と自立支援を進めます。
- 児童生徒に対して、デートDVに関する学習機会の提供や啓発を行います。
- 女性相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携により、支援を必要とする女性の早期把握・早期支援を行います。

主な取組：配偶者暴力相談支援センターの運営、デートDV等出張授業の実施、女性相談支援員の配置、女性相談の実施

市民に期待される役割

- 男女共同参画に関する理解を深め、性別にかかわらず、お互いの存在を尊重し合います。
- 性別にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- DV被害などを見過ごさず、思いやりの心を持って相談窓口や支援につながります。

政策6 人権文化を創造する



目指す姿

- 人権文化が日常生活の中で根付き、全ての市民の人権が尊重されています。

現状と課題

- 人権の尊重は、人間が人間らしく幸福に生きるために必要なことであり、誰もが社会の中で幸せに生きていくためには、お互いに人権を尊重し合い、それぞれの多様なあり方をお互いに認め合うことが重要です。
- 我が国では、平成 28（2016）年の障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の施行など、人権尊重社会の実現に向けた法整備が進められており、令和 5（2023）年には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されました。一方、働く人の人権問題やインターネット上での人権侵害など、社会環境の変化に伴って新たな課題も発生しており、その対応が求められています。
- 本市では、近年の人権をめぐる状況の変化による新たな課題の発生などを踏まえ、令和 4（2022）年度に人権教育及び啓発に関する総合推進指針を改定し、人権尊重のための教育及び啓発に関わる施策の総合的な推進を図っています。毎年 8 月を「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間と定め、市内各地区の講演会など様々な人権啓発活動を展開しているほか、人権教育・啓発の指導者の育成や人権感覚を磨くための体験活動などを実施しており、市民が主体となって人権意識の高揚を図っています。
- 市内の隣保館では、人権に関連する各種事業を実施しているほか、地域のコミュニティの拠点として地域住民の交流の場となっていますが、コロナ禍により減少した施設利用者数や教養講座受講者数の回復、施設・設備の老朽化などが課題となっています。人権に関連する新たな課題への対応、時代に応じた講座内容の検討・実施などを進めるほか、より幅広い世代の様々な活動の場として利用されるよう機能の充実を図る必要があります。
- 我が国は、第二次世界大戦という悲惨な経験を糧に戦争のない社会を創り上げてきました。一方、世界を見てみると、民族や宗教観での対立や偏見・差別が存在し、そのことが新たな紛争を引き起こしているという現状があり、戦争の悲惨さや平和の大切さを認識し、平和への意識を高めていく必要があります。また、日本には以前から外国人住民が生活していましたが、近年は深刻化している人手不足の解消に向けて外国人材の受入れ拡充が図られており、地域社会においても外国人住民との接点が増加傾向にあります。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員としてともに生きていこうとする多文化共生を進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
市内では、全ての人の人権が尊重されていると感じる市民の割合	30.0%	↑	42.0%

施策の展開

施策1 人権文化をすすめる市民運動を推進します

- 市民・地域を主体とした人権啓発活動を担う市人権教育協議会等の活動を支援します。
- 関係団体などと連携しながら、学校園・職場・地域など様々な場における学習会や研修会を開催するとともに、あらゆる世代が参加しやすい環境づくりを進めます。
- 人権感覚を磨き、人権問題を自分事として受け止めることができるよう、体験活動を取り入れた学習を推進します。
- 人権啓発・教育を進めるための効果的な指導方法について学習する場を設け、地域や職場などで人権啓発を担う人材の育成を図ります。

主な取組：市人権教育協議会等の活動支援、「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間講演会の開催、各種人権研修の実施、ジュニアじんけん教室の実施

施策2 身近な人権の理解を広げます

- 人権を身近に感じ、人権意識を高めていくために、市ホームページでの情報発信や親しみやすい啓発資料の作成・配布を進めます。
- インターネット上の人権侵害の早期発見・拡散防止に向けて、モニタリングを実施します。
- 県のパートナーシップ制度の趣旨や仕組みを周知するとともに、当事者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

主な取組：人権啓発資料の作成・配布、県パートナーシップ制度の周知・利用しやすい環境づくり

施策3 隣保館活動を充実します

- 各種講座や相談業務を行うとともに、地域に密着した人権啓発拠点及び住民交流・地域活動の中心となるコミュニティセンターとして、隣保館活動の充実を図ります。

主な取組：教養講座・相談事業等の実施、人権問題に関する啓発及び広報活動の実施

施策4 多文化共生と平和の意識を高めます

- 体験活動・交流会や講演会等を通じ、国際理解・異文化理解を深めます。
- 日本語学習の機会提供ややさしい日本語での情報提供など、外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます。
- 平和を愛する心を育み、その尊さを学ぶ機会を提供するなど、平和への意識の普及と高揚を図ります。

主な取組：異文化交流事業の実施、日本語教室の開催支援、平和展の開催

市民に期待される役割

- 人権に関する講演会や研修会に積極的に参加し、様々な人権課題に対する理解を深め、人権意識を高めます。
- 多文化共生社会を実現するため、国際理解や異文化理解を深めるよう努めます。
- 平和の大切さに対する意識を高め、次の世代にその意識を受け継いでいきます。

第6章

多様な主体による地域自治の確立

政策1 参画と協働のまちづくりを進める

政策2 持続可能なコミュニティをつくる

政策3 開かれた市政を行う

政策4 西脇への関心を高める

政策Ⅰ 参画と協働のまちづくりを進める



目指す姿

- 市民一人ひとりが、地域社会に関心を持ち、住んでいる地域の現状や課題への理解を深めながら、主体的にまちづくりに取り組んでいます。

現状と課題

- 我が国では、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加えて、高齢者単身世帯の増加などの世帯構成の変化、定年延長による就業期間の伸長、女性の社会進出の増加などにより、家庭環境や社会環境が大きく変化しています。こうしたことを背景にライフスタイルや価値観、市民ニーズが多様化・複雑化しており、市内においても市街地と農村地域では抱える課題が異なっているのが現状です。
- 行政資源が縮小する中、多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくためには、これまでの行政による均一のサービス提供では限界があり、補完性の原則に基づく地域の実情に応じたきめ細かな対応が必要になっています。公共的なことは行政に委ねるという考え方を見直し、市民、自治会、NPO法人、事業者など地域に関わる全ての主体が、担い手として積極的に地域社会に参画する必要があり、また、それぞれが役割と責任を果たすことにより、地域社会全体で公共・公益を担っていくこと、つまり「新しい公共」を広げていくことが求められています。このため、行政として、サービスの提供主体としての役割に加えて、「新しい公共」の担い手相互間の協力関係を構築するとともに、その活動の活性化・持続性確保に向けた支援や環境整備を行うことが求められています。
- 本市においては、平成17（2005）年の参画と協働のまちづくりガイドラインの策定、平成25（2013）年の自治基本条例の施行など、参画と協働のまちづくりを市政運営の柱に据えて取組を進めてきました。引き続き、こうした取組の必要性について市民に理解を広げていくとともに、情報公開・情報共有の推進と合わせて、政策形成過程などへの市民参画の機会を確保することにより、地域社会に関心を持ち、地域の将来を自分事（ワガコト）として感じられる人が地域に広がっていくことが期待されます。
- 若い世代の声を政治に反映していくため、平成27（2015）年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。令和3（2021）年度の第49回衆議院議員選挙では、全体の投票率が約56%であるのに対して、10歳代の投票率は約43%と、20歳代に次いで低い水準となっており、若い世代が政治に関心を持てるような取組を進めていく必要があります。また、過疎地域等で投票立会人の確保が難しくなっている現状から鳥取県が提案した「オンライン投票立会人」が一部容認されています。投票の公平性や信頼性の確保を前提としつつ、ICTの活用なども検討しながら、投票しやすい環境づくりと投開票事務の効率化を進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
住んでいる地域のことに関心がある市民の割合	54.0%	↑	66.0%

施策の展開

施策1 参画と協働の意識を高めます

- 自治基本条例や参画と協働のまちづくりガイドラインに基づき、市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します。
- 参画と協働の必要性などを普及啓発するため、まちづくりに関するセミナーや講座などを開催するとともに、市民・団体同士の交流とネットワーク化を促進します。
- 市職員の参画と協働への意識を高めるとともに、地域活動への参加を促進します。

主な取組：自治基本条例の啓発、まちづくり講座の開催、参画・協働研修の実施

施策2 市政への市民参画の機会を充実します

- 審議会等の委員公募やパブリック・コメント、アンケート調査の実施など、多くの市民が自主的・主体的に市政に関わる機会を創出します。
- 地域における課題などの認識共有を進めるため、まちかどミーティングなどの市民と行政の意見交換の機会をつくれます。

主な取組：審議会等の設置・運営、委員公募の実施、まちかどミーティングの開催

施策3 選挙制度への理解と関心を高めます

- 主権者意識の高揚を図るため、各種啓発活動を実施するとともに、SNSの活用や学校との連携など、若い世代の投票率の向上に向けた取組を進めます。
- 投票所におけるバリアフリー化、合理的配慮の推進とともに、ICTの活用や期日前投票所等の拡充に向けた研究などにより、誰もが投票しやすい環境づくりに努めます。

主な取組：若年層への啓発の実施、高等学校での選挙出前授業の実施

市民に期待される役割

- 地域社会の現状や課題などについて理解を深め、まちづくりや市政への関心を高めます。
- 市民意見を反映する機会や制度を活用し、自主的・主体的に市政に関わります。
- 選挙制度を正しく理解し、選挙に関心を持ち、投票を行います。

政策2 持続可能なコミュニティをつくる



目指す姿

- 地域自治組織をはじめとした多様な主体が連携・協働し、地域課題の解決に向けて、自主・自立のまちづくり活動が行われています。

現状と課題

- 本市では、各地区のまちづくり団体により地区まちづくり計画が策定され、様々な活動が展開されています。特に、市街化調整区域等の農村地域では、地域自治協議会の設立・運営が先行しており、地域課題の解決に向けた取組が進められています。また、市民のまちづくり活動への参加状況については、コロナ禍で一時的に停滞したものの、その後は回復傾向にあり、持続的な取組が進んでいます。一方で、まちづくり団体の中には、人材の不足や高齢化が進行しており、活動内容が固定化している状況も見受けられます。このため、新たな人材の育成・確保を進めるとともに、まちづくり団体において、それぞれの地域課題の共有を図った上で活動内容の見直しを進め、実践していくことが求められています。
- 本市には5つのコミュニティセンターがあり、まちづくり活動や住民交流の拠点施設として活用されています。しかしながら、一部の施設・設備では老朽化が進行していることから、長寿命化や改修などを進め、必要な機能の強化を図るとともに、公共施設の適正化の観点から将来を見通した議論を進め、他の交流施設・機能との整理統合等を行うことが必要です。
- 市民自らが地域や社会の課題に取り組み、解決しようとする活動が活発化しており、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野で展開されています。市民ニーズが多様化・複雑化する中で、特定の課題に対し高い専門性を発揮しながら活動する市民団体に対する期待は高まっており、各団体の自発性・自立性を尊重しつつ、課題解決のための様々な支援と、活動促進に向けた環境づくりを行うことが必要となります。
- また、地域が主体となったまちづくり活動や市民活動は各分野で活発に行われていますが、こうした取組が持続可能な形で展開されていくことが重要となります。そのためには、他の組織との交流やネットワーク化などを通じた活動の活性化や組織体制、財政面等の充実に向けて、サポート役となる中間支援組織の機能強化を図っていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
過去1年間に、地域でのまちづくり活動に参加した市民の割合	59.8%	↗	59.8%

施策の展開

施策1 地区からのまちづくりを推進します

- 地区まちづくり計画に基づく市民の主体的な活動を支援します。
- 地域のまちづくり活動を担う主体が結集する地域自治協議会の設立及び運営を支援します。
- コミュニティセンター等の地域交流拠点施設を地域団体等と連携して運営するとともに、交流機能の維持・確保に向けた整備を行います。

主な取組：地区まちづくり計画の推進・改定の支援、地区まちづくり実践補助事業、地域自治一括交付金の交付

施策2 公益的な市民活動を支援します

- 社会課題の解決に向けた公益的な活動を行う市民団体等に対して活動費を助成するとともに、当該活動を発信・周知します。
- 公益的な活動に係る相談や情報提供を行うとともに、法人化等の運営体制の強化に向けた取組を支援します。

主な取組：市民提案型まちづくり事業、NPO法人の設立支援

施策3 持続的なまちづくり活動を促進します

- まちづくり団体の体制整備や資金調達等の運営支援、当該団体相互の連携を促進する中間支援を実施します。
- ビジネス的な手法でまちづくり活動の自立性や持続性を高めるソーシャルビジネスやコミュニティビジネスへの展開を支援します。
- 市が実施する事業などについて協働型委託を推進することで、まちづくり団体の安定的な活動基盤の確立を支援します。
- まちづくり団体の持続的な活動を支えるため、リーダーなどの人材育成や若者・女性が参画しやすい環境づくりを支援します。

主な取組：まちづくり団体への支援体制の整備、市民団体・組織のネットワーク化の推進、まちづくり講座の開催

市民に期待される役割

- 日頃からの近所付き合いや地域での交流イベントなどへの参加を通じて、お互いの顔が分かる関係を築き、つながりや支え合いの気持ちを育みます。
- 地域におけるまちづくり活動やボランティア活動などに積極的に参加します。
- 地域の課題について関心を持ち、理解を深めることで、その解決に向けた取組を行います。
- 事業者は、ノウハウの提供や人的・資金支援などを通じてまちづくり活動に参加するとともに、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

政策3 開かれた市政を行う



目指す姿

- 市政情報が分かりやすく提供され市民と共有されるとともに、多様な意見を市政に反映する環境が整っています。

現状と課題

- 本市においては、市政運営の柱として位置付ける「参画と協働のまちづくり」の推進に向けた基本原則として「情報の共有」を掲げており、自治基本条例において「広報及び広聴の充実を図ることにより、市民が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供する」ことを定めています。市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めるためには、市政の情報や課題を共有しながら相互理解を深めることが重要であり、日頃から幅広い情報の提供に努め、事業進行と連動した適切なタイミングで積極的に情報を発信すること、そして、それに対する市民の意見を広く聴取し、事業に反映させていくことが必要となります。
- アンケート調査で行政情報の入手方法を質問したところ、広報紙（紙面）が86%と際立って高くなっており、次いで防災行政無線（64%）、公式ホームページ（30%）となっています。高齢層では、若年層と比べて積極的に行政情報を取得している様子が見て取れますが、インターネット上での情報取得が課題となっており、若年層については行政に関心を寄せてもらうこと自体が必要となっています。また、令和4（2022）年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたこと、市内に外国人住民が増加し、多国籍化が進んでいる現状なども踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが情報を取得しやすいような環境づくりを進めていく必要があります。
- 本市では、意見や要望、苦情等を広く受け付ける仕組みとして、市ホームページでの受付やご意見箱の設置など、複数の手段・手法を備えており、令和5（2023）年度には市民、地域団体などから約300件の要望や意見の提出がありました。いただいた内容は一元的に管理し、対応状況等を把握できる体制を整えており、数日以内での対応着手に努めているところです。引き続き、広聴の仕組みを確保するとともに、デジタル技術なども活用した効果的な運用について検討していく必要があります。
- 平成28（2016）年末に、情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量のデータを活用することで、新事業・新サービスの創出を目指す官民データ活用推進基本法が施行されました。本市においても、市民の利便性の向上や地域活性化に向けて、保有情報のオープンデータ化やデータの可視化などの取組を進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
市政情報が分かりやすく提供されていると感ずる市民の割合	46.9%	↑	50.0%

施策の展開

施策1 広報活動を推進します

- 広報紙やホームページ、防災行政無線など、それぞれの特性を踏まえた情報提供を進めるとともに、パブリシティ（報道機関への情報提供）を積極的に活用します。
- 多岐にわたる市政情報について、動画やSNSの活用など、発信内容の受け手を踏まえた広報手段により、市民にとって効果的で分かりやすい情報発信を行います。
- 分かりやすい日本語表現やデジタル技術の活用などにより、情報を受け取りにくい人に配慮した情報提供に努めます。

主な取組：広報紙の発行、ホームページ・SNS等での情報発信

施策2 広聴活動を推進します

- 多様な市民ニーズを的確に捉え、市政に反映するため、市民からの意見や要望を受け付け、対応していく広聴活動を推進します。
- 公開型地理情報システム（GIS）や位置情報を活用した要望等投稿システムを構築します。

主な取組：要望の受付・回答、公開型GISを活用した要望等投稿システムの構築

施策3 行政情報の公開を推進します

- 情報公開制度の適正運用などにより、行政情報の公開を進めます。
- 行政運営などに重要な役割を果たす各種の統計調査を適切に実施するとともに、国などを通じて調査成果を広く公開し、活用を促進します。
- 市民や大学、民間企業などと共有できる情報を集約し、誰もが手軽に入手し、利用できるよう、行政情報のオープン化や可視化ツールの導入を進めます。

主な取組：情報公開制度の適正運用、各種統計調査の実施、公開型GISの活用

市民に期待される役割

- 市民や地域、事業者など様々な主体は、多様な媒体や手段を活用して積極的に情報を受け取り、活用します。
- より質の高い行政サービスにつながる意見や要望などを行政に発信します。

政策4 西脇への関心を高める



目指す姿

- 多くの市民が本市に愛着を感じるとともに、市外の方にも良好な都市イメージが定着することにより、本市に好感を持って積極的に関わる人が増えています。

現状と課題

- 全国的に若年層を中心とした首都圏への人口集中が続いており、兵庫県においても大学進学期・就職期に当たる10歳代後半から20歳代前半の若者が、県外へ多数流出するなど、転出超過数は高水準で推移しています。一方、コロナ禍においては、首都圏周辺への人の流れが創出され、人口動態の改善が見られました。内閣府が実施した調査では、首都圏の若年層で地方移住に関心を示す割合が高い、といった結果も示されています。
- こうした意向を示す若者の多くは「人口密度が低く、自然が豊かな環境」に魅力を感じており、都市部に比較的近接していながら豊かな自然環境を持つという本市の地理的条件は地方移住を促進する上での強みにもなり得ます。都市から地方への新たな人の流れの創出に向けて、本市が有する地域資源などと合わせて良好な都市イメージを効果的に発信し、本市に関心を寄せる方を増やすとともに、都市住民等と地域住民の交流機会の創出、継続的な関係づくりなどにも取り組んでいくことが必要です。
- 一方、関西圏においては、コロナ禍を含めて大阪府への人口集中が続いており、本市においても若年層の転出超過が拡大傾向にあります。本市の魅力発信・移住促進などの取組と合わせて、本市で暮らし続けることを希望する若者、地元に戻ってきたいと考える人を増やしていくことも重要です。市民アンケートでは「住んでいる地域に愛着や誇りを感じる」と回答する割合は60%前後で推移しており、県の同種の調査における北播磨地域の実績値よりも高くなっていますが、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めながら、住みやすさが実感できるまちづくりを進めていくことが必要です。
- 本市には、市外からも多くの生徒を受け入れている特色ある3つの高等学校が立地しており、行政、教育機関、事業者など多様な主体と連携した取組が展開されています。また、市内には大学は立地していませんが、地方創生を契機に大学との連携授業などに取り組んでおり、県内の大学との結びつきが強まっています。高校や大学との連携は、市内で暮らす高校生はもちろんのこと、市外で暮らす若者との貴重な接点となるものであり、こうした取組を展開していくことで、若者の本市への関心を高めていくことが効果的です。また、今後も進行する少子化などを見据え、市内高等学校の活性化を支援するとともに、若者の視点や活力、大学等の専門的な知見を生かしたまちづくりを進めていくことも必要です。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
住んでいる地域に愛着や誇りを感じる市民の割合	58.1%	↑	64.1%

施策の展開

施策1 西脇プライドを醸成します

- 特色ある地域資源や市民が活躍する姿、市独自の施策などを映像化して分かりやすく発信することで、まちの魅力を再認識し、内外に広げる取組を促進します。
- 本市の特色・魅力を実感できるふるさと意識を育む教育や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を、発達段階を踏まえながら推進し、まちに対する誇りや愛郷心を高めていきます。
- ふるさとへの愛着をより高めるため、本市出身者のネットワークづくりや活動支援を進めます。

主な取組：動画を活用した市の魅力の発信、小中学校におけるふるさと教育の推進

施策2 良好な都市イメージを発信します

- 地域資源や子育て環境、住みやすさなど本市の多様な魅力に迫る映像コンテンツ等を制作し、SNSや特設サイトなどを活用して広く発信することで、本市に関心を持ち、移住・定住しようとする気持ちを醸成します。

主な取組：定住促進サイトやSNS等での情報発信、都市部でのPRイベントへの出展

施策3 高校・大学との連携を推進します

- 高等学校が主体的に進める魅力ある学校づくりや高大連携等の特色ある教育活動を支援するとともに、高校生による探究活動や地域活性化等に向けた取組を支援します。
- 大学等との連携授業を通じて本市の魅力を学生に発信し、本市への関心・興味を喚起するとともに、専門的な知見や外部の視点を生かした連携事業を推進します。

主な取組：高校生による地域活動の支援、官学連携の推進

市民に期待される役割

- 本市の多様な魅力を、身近な人や市内外の人に積極的に発信します。
- 各種のイベントや地域活動などに積極的に参加し、本市の魅力の再発見や新たな魅力づくりに取り組みます。

第7章

戦略的で持続可能な行政経営の推進

政策1 行政資源の有効活用を図る

政策2 持続可能な財政運営を行う

政策3 機能的な組織運営を行う

政策4 行政事務を適正に執行する

政策5 分かりやすく利便性の高い窓口業務を行う

政策Ⅰ 行政資源の有効活用を図る



目指す姿

- 変化の激しい時代に的確かつ柔軟に対応した行政経営が行われ、質の高い行政サービスが効果的・効率的に提供されています。

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化等に伴う人口構造の変化や社会保障費の増加、公共施設や社会基盤の老朽化、地域経済に影響を及ぼす新興感染症や物価高騰、近い将来発生が予見される大規模自然災害など、地方公共団体を取り巻く課題は厳しさを増しています。こうした中、本市が将来にわたって持続可能なまちとして発展し続けていくためには、PDCAサイクルによる施策・事業の見直しなどに継続的に取り組み、効果的・効率的な行財政運営を実現していく必要があります。また、社会経済情勢が大きく変化する中、新たな行政課題に対応するためには、事業の緊急性、必要性、優先順位などが高い分野に行政資源を重点的に配分するとともに、民間活力などを積極的に活用しながら、効率的な事務執行体制を構築していくことが必要です。
- 国では、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を定め、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指しています。また、地方自治体に対しては、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ることを求めています。本市においては、スマートフォンや活動量計を活用した健康増進の取組、RPAを活用した業務改善など、デジタル技術を活用した事業に取り組んでいますが、国の財政支援制度なども積極的に活用しながら、デジタル活用による行政サービスの向上、庁内業務の効率化などをさらに進めていくことが必要です。
- 道路網の整備や情報通信手段の急速な発展・普及によって、住民の日常生活圏は自治体の枠組みを越えて広がっています。また、厳しい行財政運営が続く中で、共通する行政課題に対して、広域化によるスケールメリットを生かした効率化を図っていくことが求められています。本市では、事務の共同処理を行う一部事務組合の設置や圏域全体で地域の生活を維持しようとする定住自立圏の形成など、近隣市町等と連携した取組を既に進めているところですが、県とも協調しながら、更なる広域連携について検討を進めていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
総合的に西脇市の行政サービスに満足している市民の割合	38.8%	↑	41.8%

施策の展開

施策1 効果的・効率的な行政経営を推進します

- 施策・事業の成果や費用対効果を客観的に把握できる行政評価の更なる推進など、より効果的な行政経営システムの構築を図ります。
- 官民の役割分担を適切に行い、民間委託を推進するとともに、民間の活力・ノウハウの活用など公民連携の手法などについて検討します。
- 統計データなどにより得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案を推進します。
- 多様化する地域課題に対応し、持続可能なまちづくりを展開するため、SDGs未来都市等の地域振興制度の積極的な活用を図ります。

主な取組：行政経営システムの推進、SDGs未来都市計画の推進

施策2 自治体DXを推進します

- デジタル技術やデータの活用、業務フローの見直しなどにより行政サービス等の高度化・効率化を推進し、市民の利便性向上を図ります。
- 標準仕様に基づく業務システムの導入やシステム全体の最適化を図るとともに、AIやRPAを活用した行政事務の効率化を進めます。
- 誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタル機器・サービス等に係る学習機会の提供など、デジタルデバイドの解消に向けた取組を進めます。

主な取組：業務システムの標準化・共通化対応、行政事務のデジタル化、AI・RPAの活用、地理情報システム（GIS）の活用

施策3 広域的な連携を推進します

- 消防救急業務やごみ処理業務など、近隣市町と一体的に取り組むことが効果的・効率的な事業について、引き続き一部事務組合等による共同処理を行います。
- 広域的な地域課題に対応するため、定住自立圏を形成する近隣市町や県などと連携を強化します。

主な取組：一部事務組合による共同処理、定住自立圏共生ビジョンの推進

市民に期待される役割

- ICTを活用した行政サービスの推進に対して理解を深め、できる範囲で利用促進に協力します。
- 広域連携によるまちづくりや事業に対して理解を深め、参加・協力します。

政策 2 持続可能な財政運営を行う



目指す姿

- 人口減少社会に対応し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営が行われています。

現状と課題

- 令和 5（2023）年度末の本市の主な財政指標は、基金残高 110 億円、地方債残高 205 億円、実質公債費比率 10.4%となっており、将来負担比率は発生していません。基金は市町合併後に一時的に減少しましたが、それ以後順調に積立てを行い、平成 28（2016）年度以降はおおむね 100 億円前後で推移しています。地方債残高は、新庁舎・市民交流施設の整備等により令和 2（2020）年度に大きく増加しましたが、地方交付税による財政支援措置のある合併特例債や臨時財政対策債などの占める割合が大きく、健全な財政運営を維持しています。
- 地方税については、令和 5（2023）年度決算額は 49.6 億円となっています。5 年前と比較すると約 1.9 億円増加していますが、合併当時と比較すると、地域経済の低迷や地価下落などを背景に法人市民税や固定資産税が減少しており、財政力指数は低下傾向にあります。
- 今後、団塊の世代の全てが後期高齢者となり社会保障費の増大等が見込まれるほか、中心市街地における基盤整備や教育施設の整備・更新などの大型事業が控えていることから、限られた財源を有効に活用するため、事業の緊急性、必要性、優先順位などを十分検討し、施策・事業の選択と集中を徹底していくことが求められています。また、財政基盤の強化に向け、市税収入や国庫支出金等を積極的に確保し、収入を基本とした予算編成を可能とする財政健全化を推進する必要があります。
- 市政運営の財源として存在感が高まるふるさと納税については、個人版・企業版ともに令和 5（2023）年度に過去最高を更新し、様々な事業の財源として活用しています。しかしながら、個人版については、ポイント付与が規制されるなど、国の判断で制度変更が生じるリスクがあり、税額控除の特例が時限措置となっている企業版には、恒久性に課題があります。ふるさと納税について、制度変更などに的確に対応するとともに、寄附受入れの拡大に向けて、引き続き全庁一体となって取組を進めていく必要があります。
- 高度経済成長期等に整備された多くの公共施設や社会基盤が、今後一斉に老朽化の時期を迎えることを踏まえ、総合的なマネジメントを推進し、財政負担の軽減・平準化を図っていくことが必要です。公共施設については、真に必要な機能を維持しつつ総量（面積）を縮減するとともに、保有すべき施設は集約化や計画的な維持管理、耐震化などを進めます。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
財政調整基金残高	51.8 億円	↑	30 億円

施策の展開

施策1 健全な財政運営を行います

- 財政基盤の強化に向け、収入を基本とした予算編成に取り組みます。
- 新地方公会計制度に基づく財務書類や分かりやすい予算説明書等を作成・公開し、財政運営の透明性を高めます。
- 施設等の管理コストを適切に把握し、使用料・手数料の見直しを行うことで、負担の公平化を図ります。

主な取組：行政評価と予算編成との連動の推進、使用料・手数料の見直し

施策2 税収を確保します

- 課税客体の的確な把握及び適正公平な賦課を行うとともに、納期限内納付の推進と滞納処分の強化を行い、収納率の向上と収納未済額の縮減を図ります。
- 課税業務や納付手続のデジタル活用を推進し、納税者等の利便性向上と税務業務の効率化を図ります。

主な取組：地方税制改正の対応、課税客体の把握の推進、未収金対策の強化

施策3 有利な財源を獲得・活用します

- 個人版・企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の受入れを促進し、財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。
- 財政措置が有利な起債や補助金などを活用し、財政負担の軽減を図ります。

主な取組：ふるさと納税の寄附の受入れ促進、国庫支出金等の活用・確保

施策4 公共施設マネジメントを推進します

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統廃合や複合化、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、耐震化の推進など、公共施設の総合的なマネジメントを推進します。
- 処分可能な市有財産について、売却又は新たな活用方法を検討します。

主な取組：公共施設等総合管理計画アクションプランの改定・推進、個別施設計画の策定・推進、旧庁舎等跡地・廃校の活用・処分の検討

市民に期待される役割

- 市の財政状況に関心を持ち、税金の使い道について理解を深めます。
- 税金や受益者負担の必要性について理解を深め、税金や使用料を納付します。

政策3 機能的な組織運営を行う



目指す姿

- 職員の能力が最大限に発揮される機能的な組織が確立され、職員一人ひとりが市民から信頼を得られています。

現状と課題

- 本市では、市町合併後に策定した定員適正化計画等に基づき、計画的な職員数の削減・適正化を推進し、令和5（2023）年度の職員数は717人と、合併時と比較して14人減少しました。看護師など病院事業部門の職員数は増加する一方、普通会計部門の職員数は合併時の337人から228人と約32%減少しており、全国的にも少ない職員数となっています。
- グローバル化やデジタル技術の進展など、社会情勢が急速に変化しており、また、行政サービスに対する市民ニーズの多様化・複雑化も進んでいます。変化が激しく、将来を見通すことが困難な社会が到来しており、社会環境や行政課題の変化に応じて、組織体制をより柔軟に運用していくことが求められています。また、若年人口の減少や人材の流動化などを背景に、地方公務員の受験者数が年々減少するなど、民間部門との人材獲得競争が激化しつつあります。様々な経験や専門性を有する人材の積極的な活用、定年引上げも踏まえた高齢期職員の活躍推進、障害の特性などに応じて能力を発揮できるような障害者雇用の推進など、多様な人材の確保とともに、その定着を図ることが必要です。
- 人口減少・少子高齢化の進行などを背景に社会が急速に変化しており、地方公共団体の職員に求められる能力や資質も変化しています。そのような中、DX（デジタル・トランスフォーメーション）や多様化・複雑化する行政課題に対応し、行政サービスの向上を図っていくためには、新たに必要とされる知識・技能を職員がリスクリングできる環境や、現在求められている役割の中でスキルアップできる環境を整えることが必要です。
- 近年、職場に求められる価値観が「仕事のやりがい」「組織への貢献」「自己成長」などに変化しており、地方自治体においても、職員の学びの機会の確保や知識を生かせる配置などを進め、エンゲージメント向上の取組を進めていく必要があります。さらに、平成30（2018）年の働き方改革関連法により、地方公務員においてもワーク・ライフ・バランスを保ちながら職務に従事できる環境整備が求められており、デジタル技術を活用した業務改革や、多様な働き方の推進、職場環境の充実などに取り組むことが必要です。
- 公務員は全体の奉仕者として、市民の信託を得て公務に従事することを踏まえ、法令等を遵守し、市民から信頼される職員であることが求められます。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
市職員は熱心に仕事に取り組んでおり、信頼できると感じる市民の割合	51.0%	↑	55.0%

施策の展開

施策1 機能的な組織を確立します

- 社会情勢や行政需要の変化を踏まえ、適時適切に組織機構を見直すとともに、部局横断的なプロジェクトチームの設置など柔軟で機動性のある組織体制を進めます。
- 定員管理計画に基づき、計画的な職員採用を行い、職員数の適正管理を図るとともに、専門性等を有する外部人材の活用を検討します。
- 新たに策定する人材確保に係る指針に基づき、公務の魅力発信や採用方法の見直しなどに取り組み、登用人材の多様化や専門職・技術職等の確保を図ります。

主な取組：職員定員の適正管理、行政課題に対応した組織整備、定年引上げへの対応

施策2 組織を支える人材を育成します

- 求められる職員像や人材育成方策等を示す人材育成の基本方針を策定するとともに、職員の能力・資質の向上に向け、多様な研修機会を創出します。
- 人事評価制度や自己申告書などを活用し、職員の能力や適性を的確に把握し、能力が最大限に発揮できる人事管理に努めます。
- 女性職員のキャリア形成等を支援し、管理監督職への登用や幅広い部門・職種への配置を積極的に進めます。
- 市民から信頼される職員となるため、職員一人ひとりが公務員としてふさわしい倫理観を高く保つための取組を行います。

主な取組：職員研修の充実、OJT研修の実施、人事評価制度の適正な運用、コンプライアンス研修の実施、公益通報制度の適正な運用

施策3 働きやすい職場環境を整えます

- 職員一人ひとりが行政課題の発見や職務改善に意欲的に取り組み、やりがいを持っていきいきと働くことができる職場環境を整備します。
- デジタル活用による業務効率化や業務量の平準化などを推進することにより、時間外勤務の適正化や年次休暇の取得促進に取り組みます。
- 男性職員等の育児休業の取得や柔軟な働き方の促進により、育児等と仕事の両立を支援します。
- 職場におけるハラスメントを未然に防止するとともに、当該行為の解消に向けた体制を整備することで、安心して働ける職場づくりを進めます。

主な取組：働き方改革の推進、育児休業の取得促進、ハラスメント防止対策の推進

市民に期待される役割

- 全体の奉仕者としての公務員の役割や業務を理解し、地域社会をより良くするための助言を行います。

政策4 行政事務を適正に執行する



目指す姿

- 法令等に基づいて透明で公正な行政事務が執行されているとともに、行政情報が適切に管理されています。

現状と課題

- 本市では、令和5（2023）年4月に改正された個人情報の保護に関する法律に基づいて、個人情報の適正かつ厳正な運用を行っています。また、情報セキュリティ対策についても、令和4（2022）年度に更なる強靱化を図り、サイバー攻撃などに備えたネットワークの監視強化を進めています。市が保有する個人情報について、より適正に取り扱い、また、自己に関する個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障することによって、個人の権利利益の保護を図る必要があります。
- 一般競争入札を基本に、公正で透明性の高い入札業務を行うとともに、統括検査官を配置し、公共工事等の検査・検収等を実施しています。また、令和4（2022）年から入札参加資格審査申請のオンライン化や電子入札を開始し、事務の効率化、事業者の負担軽減等に取り組んでいます。引き続き、公正で透明性の高い入札を実施するとともに、公共工事等の品質確保に向けた検査等を適切に行う必要があります。
- 地方分権の進展や行政サービスの拡大などに伴う会計業務の増加に加えて、公金収納のデジタル化や小切手の電子化、金利政策の変更など、自治体会計を取り巻く環境が変化しています。地方公共団体として、公金を適正に取り扱うことは基本であり、社会経済の変化に適切に対応するとともに、職員一人ひとりが会計業務に係る知識を習得し、適正に事務処理を進めていくことが必要です。
- 法令及び市監査基準等に基づいて、監査委員による定期監査、決算審査、例月出納検査などを実施しています。地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などについて監査し、これらの事務等の適法性・能率性の確保を図ることにより、行財政運営の健全性や透明性を高めていくことが必要です。
- 多様化・高度化する行政課題に対して質の高い行政サービスが求められている状況や人事評価制度の導入・運用などを踏まえ、職員が職務に専念し、その能力を十分に発揮できるよう、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講じる職場環境を整備する必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
懲戒処分件数	0件	→	0件

施策の展開

施策1 行政情報の適切な管理を行います

- 個人情報や行政情報の適切な取扱いを徹底するため、必要なシステムの導入・運用や情報セキュリティポリシーの見直しなどを行うとともに、職員の情報管理能力の向上と意識改革を図ります。

主な取組：個人情報保護制度の適切な運用、情報セキュリティ対策の推進

施策2 公正で透明性の高い契約事務を行います

- 公正で透明性の高い入札を行うとともに、電子入札の実施や入札参加資格審査申請の事務負担軽減などにより、入札に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 関係部署と連携し、契約内容等に基づいた正確な検査事務を推進し、公共工事などの品質の確保を図ります。

主な取組：公正で透明性の高い入札の執行、公共工事検査等の適正実施

施策3 適正な会計処理を行います

- 法令等に基づき適正な出納事務を執行するとともに、職員に正確な会計知識を普及します。
- 金利政策に注視しながら、安全性、流動性、収益性を確保した資金運用を行います。

主な取組：会計業務の適正実施、基金の適正運用

施策4 監査業務を行います

- 法令等に基づき、行政運営の合規性を基本に、効率性・有効性も重視した的確な監査業務を行います。

主な取組：監査業務の的確な実施

施策5 公平審査事務を行います

- 職員の職務遂行に当たって、職員の権利を保障し、勤務条件の適正化を図るため、公正・中立な立場から公平審査事務を行います。

主な取組：公平審査事務の的確な実施

市民に期待される役割

- 公共の利益の増進を目指す全体の奉仕者として、適法性や公平性が求められる公務員の職責に対して理解を深めます。
- 行政事務の執行に当たって不正が疑われる場合は、速やかに市などに連絡します。

政策5 分かりやすく利便性の高い窓口業務を行う



目指す姿

- 正確で丁寧な対応と分かりやすく利用しやすい窓口サービスが提供されています。

現状と課題

- 本市では、令和3（2021）年度の新庁舎・市民交流施設の整備に合わせ、バリアフリー環境の整備、子育て関係窓口の集約化、証明書発行コーナーの設置など、年齢や障害の有無などにかかわらず、来庁者にとって使いやすく、分かりやすい環境づくりを進めてきました。また、亡くなられた方に関する行政手続をワンストップで対応する「おくやみコーナー」や、子ども連れの家族や妊産婦を優先する「こどもファスト・トラック優先窓口」の開設など、来庁者に寄り添った取組を進めています。
- 個人情報への意識の高まりや社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入・普及などにより、窓口での手続が複雑・高度化していることに加えて、日本語での意思疎通が困難な人の手続が増加しており、来庁者への対応・事務処理に要する時間は増加する傾向にあります。
- 今後も多くの地方公共団体において、人口減少・少子高齢化が進み労働力不足が深刻化すると見込まれており、地方自治体のサービス水準を従来どおりのやり方で維持することには限界があるとされています。こうした中、限られた行政資源で住民の生活スタイルやニーズの多様化に対応していくためには、デジタル化を通じて住民との接点の多様化・充実を図る自治体フロントヤード改革を推進していくことが必要です。
- 本市では、オンラインでの手続が可能な業務の拡大やコンビニエンスストアでの証明書発行の充実、書かない窓口の導入などのデジタル活用を進めていますが、こうした取組の更なる拡大・推進とともに、行政サービスの提供方法や内部業務のプロセスを根本から見直し、最適化することを目指すBPRに並行して取り組むことで、住民サービスの利便性向上と業務効率化を進め、更なるサービスの充実や人的資源のシフトにつなげていくことが期待されます。
- 少子高齢化や核家族化の進行など市民生活を取り巻く社会環境が変化する中で、日常生活の中で抱える問題や悩み事などが多様化・複雑化しています。安心を実感できる暮らしを支えるため、時代に対応した相談機能の充実を図っていく必要があります。

まちづくり指標	基準値	方向	目標値
市役所の窓口サービスは利用しやすいと感じる市民の割合	61.4%	↑	64.0%

施策の展開

施策1 窓口サービスを充実します

- 証明書発行コーナーの設置やコンシェルジュの配置などにより、効率的で丁寧な窓口サービスを実施します。
- ライフイベントに係る行政手続の集約化や休日窓口サービスの開設などにより、窓口サービスの利便性を高めます。
- 多言語翻訳や手話への対応など、意思疎通支援機器・サービス等を導入・活用し、包摂的な窓口サービスを提供します。

主な取組：休日窓口サービスの実施、行政手続の集約化

施策2 窓口サービスのデジタル活用を推進します

- オンライン申請や手数料の電子決済など、行政手続におけるデジタル活用を推進することで、来庁機会の削減等の利便性の向上と業務負担の軽減を図ります。
- 来庁者の行政手続の負担軽減に向けて、デジタル技術を活用した申請支援サービスの導入を拡大します。

主な取組：書かない窓口・オンライン申請の対象業務の拡大

施策3 安心できる相談業務を行います

- 市民が抱えている日常生活の様々な問題や不安を解消するために、各種相談業務を実施します。
- 相談業務に係る広報啓発を行うとともに、プライバシーに配慮した利用しやすい相談環境を確保します。
- 来庁や意思疎通が困難な人などを対象に、デジタル技術を活用した相談対応に取り組みます。

主な取組：法律相談、行政相談の実施

市民に期待される役割

- 自ら相談を申し出ることができない人を見つけた場合は、市の相談窓口を紹介するなどの手助けをします。
- マイナンバーカードの活用やコンビニエンスストアでの証明書の交付など、新しいサービス提供方法に対する理解を深め、必要に応じて利用します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略

IV

まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1節 策定の経緯

1 我が国における地方創生の取組

日本の総人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）（出生中位（死亡中位）推計）」によると、令和38（2056）年に1億人を割り込むと見込まれています。

人口減少や少子高齢化の進行が予想される中、人口減少社会に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるため、平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

これを機に全国各地で様々な地方創生の取組が進められ、コロナ禍においては東京圏周辺地域で地方回帰の動きが見られました。しかしながら、現在、再び東京圏への人口集中が進行しており、出生数についても平成27（2015）年の約100万人から20%以上減少し、令和5（2023）年には約72.7万人にまで減少しています。

こうした中、国では、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」が掲げられました。同構想では、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化していくこととしており、その実現に向けて、令和4（2022）年12月に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「国総合戦略」といいます。）」を策定しました。

国総合戦略においては、これまでのまち・ひと・しごと創生総合戦略を継承する形で、「地方に仕事をつくる」「ひとの流れをつくる」「結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」「魅力的な地域をつくる」を基本目標として位置付けるとともに、地方のデジタル実装の前提となるデジタル実装の基礎的条件整備として、デジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保などを推進することとしています。

2 本市における地方創生の取組

まち・ひと・しごと創生法では、地方公共団体に対して、国総合戦略等を勘案して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国との適切な役割分担の下で、地域の実情に応じた施策を展開することを求めています。

本市においては、国の地方創生における基本的な考え方を踏まえつつ、本市が将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目指して、「西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（平成28（2016）年3月）し、国の財政支援措置なども活用しながら、西脇ファッション都市構想をはじめとした地域産業の振興、移住・定住の促進などに取り組んできました。

また、令和2（2020）年3月には、東京一極集中の更なる進行、出生数の減少など、厳しさを増す社会情勢を踏まえて「第2期西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、

これまでの地方創生の取組を継続して推進するとともに、健康寿命の延伸や公共交通の再編など、人口構造の変化を前提とした持続可能なまちづくりを展開することとしました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下におけるデジタル活用の進展、新型コロナ収束後の東京圏への人口集中の再加速などを背景に、令和4（2022）年に国総合戦略が策定され、地方においても、新たなまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、デジタル技術などを活用した地方創生の更なる推進が求められています。

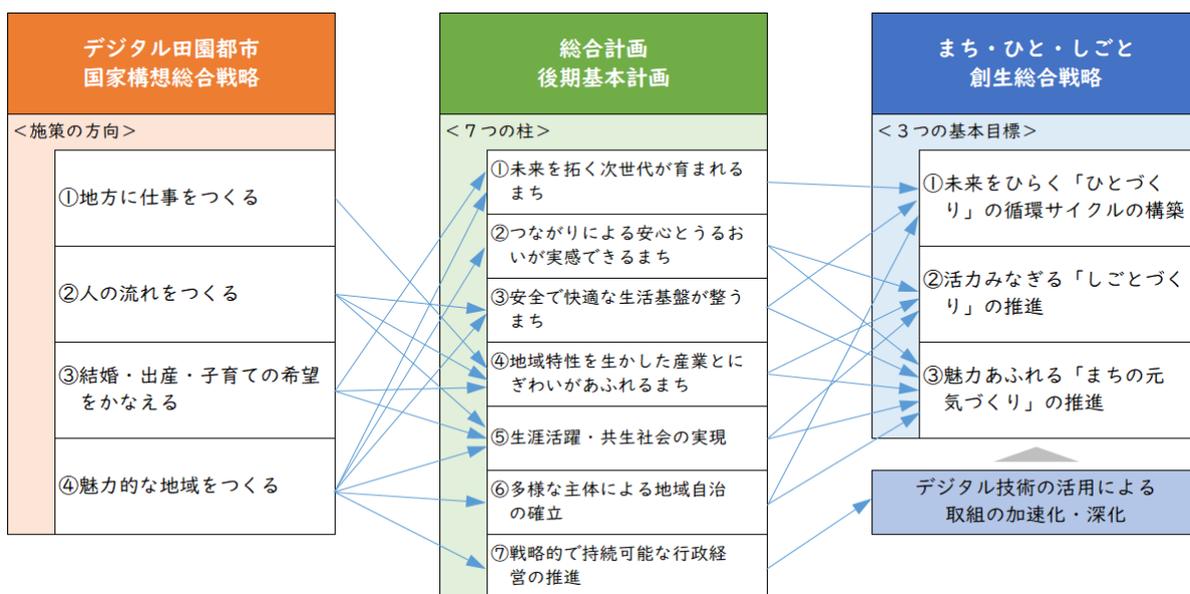
こうした状況を踏まえ、国総合戦略等を踏まえつつ、西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」といいます。）を改定し、デジタル技術を活用しながら、地方創生の取組を継続的に推進していきます。

3 総合計画・後期基本計画との一体的な策定

人口減少・少子高齢化に対応し、暮らしやすく活力ある地域づくりを目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本市の最上位計画として総合的かつ体系的に市政運営の方向性を示す「総合計画」に包含されるものであり、基本的な考え方や政策・施策の方向性は一致します。また、時を同じくして、令和6（2024）年度末に総合計画・前期基本計画と第2期西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略が終期を迎えることも考え合わせ、総合計画・後期基本計画と市総合戦略を一体的に策定することとします。

市総合戦略で定める基本目標や取組方針については、総合計画の基本政策・推進方策等と整合を図るとともに、具体的な施策については、取組方針ごとに総合計画の施策を関連付けることにより、総合計画と一体的かつ効果的・効率的に推進します。また、KPI（重要業績評価指標）は、総合計画におけるまちづくり指標と統一して運用することにより、PDCAサイクルを効率的に進めます。

< 3つの計画の関係性 >



第2節 総合戦略の概要

市総合戦略の概要については、次のとおりです。

1 名称

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた「西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

2 位置付け

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき策定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略です。

3 計画期間

総合計画・後期基本計画の計画期間を踏まえ、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までとします。

4 ビジョン

市総合戦略における地域が目指す姿（ビジョン）は、総合計画に定める将来像と共有し、「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」とします。

5 基本目標

国総合戦略における施策の方向が国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標を継承していること、東京一極集中の是正や出生率の向上などの目標への取組が途上であること等を踏まえ、本市においても第2期西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指す方向性を継承し、市総合戦略の基本目標を次のとおり定めます。

なお、国の総合戦略において、デジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく、との方針が示されていることを踏まえ、本市においてもデジタル技術の活用に留意の上、各基本目標の実現に向けた取組を進めます。

1) 未来をひらく「ひとづくり」の循環サイクルの構築

2) 活きみなぎる「しごとづくり」の推進

3) 魅力あふれる「まちの元気づくり」の推進

第3節 総合戦略の基本目標と取組方針

基本目標1 未来をひらく「ひとづくり」の循環サイクルの構築

<取組方針>

1 結婚・出産・子育ての希望の実現を支援します

結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえることができるよう、出会いの機会づくりなどの結婚に向けた支援を行うとともに、出産や子育てへの経済的支援や切れ目のない伴走型相談支援、地域全体で子育てを応援する社会づくりなど、子どもたちが健やかに育まれる地域づくりを進めます。

2 魅力ある教育環境をつくります

本市で生まれ育つ子どもたちが、主体的に学ぶ力を身につけ未来を切り拓いていけるよう、英語教育やICT教育をはじめとした質の高い教育を進めるとともに、地域とともに安全・安心して質の高い学びの環境づくりを進めます。

3 移住・定住につながる良好な都市イメージを発信します

良好な都市イメージが浸透し移住・定住の促進につながるよう、寄り添い型の子育て支援の取組や自然に恵まれた住環境、魅力ある地域資源などを内外に発信するとともに、移住相談や空き家バンクによる住まいのマッチング支援など、移住・定住に向けたサポートを行います。

<数値目標>

数値目標	単位	区分	基準	基準値	目標値
合計特殊出生率	—	単年	R5年	1.17	1.35
子どもたちが学習する教育環境が整っていると感じる市民の割合	%	単年	R6年度	58.2	60
移住・定住者数（市支援分）	人	累計	R3-R5年度 平均	45.7	300

基本目標2 活きみなぎる「しごとづくり」の推進

<取組方針>

4 地域産業の活性化と新たな産業の創出を進めます

若者や女性などが地域産業に魅力や働きがいを感じ、就労につなげられるよう、意欲ある事業者・生産者による生産性向上や新たな価値の創造に向けた取組を支援するとともに、新たな産業の創出に向けて、起業・創業支援や企業誘致などに取り組みます。

5 地域産業を支える人材を確保・育成します

地域産業が必要とする人材を持続的に確保できるよう、就業や人材育成に向けた取組を支援するとともに、若者や女性をはじめ、誰もが働きやすい環境づくりを促進します。

6 地域資源を生かした観光交流を進めます

観光交流を通じた地域経済の活性化や関係人口の創出につながるよう、自然や食、文化、地場産業など、本市が有する地域資源を生かした観光交流やにぎわいづくりを進めます。

<数値目標>

数値目標	単位	区分	基準	基準値	目標値
従業者数1人当たり 工業製品年間出荷額	百万円 /人	単年	R2年	28.1	33.1
仕事と自分の生活が 両立できている市民の割合	%	単年	R6年度	75.9	78.6
年間観光入込客数	千人	単年	R5年度	1,004	1,270

基本目標3 魅力あふれる「まちの元気づくり」の推進

<取組方針>

7 ひとの元気づくりを進めます

生涯にわたって誰もが健やかでいきいきと暮らし続けられるよう、健康寿命の延伸に向けた取組や西脇市立西脇病院を中心とした地域医療体制づくりを進めるとともに、生涯学習や文化芸術・スポーツの振興など、健やかで心豊かな生活につながる環境づくりを進めます。

8 活力生み出す基盤づくりを進めます

将来にわたって活力あるまちを築けるよう、中心市街地等での道路整備や公共交通の維持・確保など交流促進等に向けた基盤整備を進めるとともに、空家活用特区制度の活用など地域の実情に応じた土地利用を進めます。

9 持続可能な地域づくりを進めます

先人たちが築いてきたふるさとを次代へと継承できるよう、地域自治組織等による地域課題の解決に向けた地域活動の促進や多様な人が互いに支え合う地域福祉の充実に取り組むとともに、豊かな自然の中で安全・安心に暮らせる地域づくりを進めます。

<数値目標>

数値目標	単位	区分	基準	基準値	目標値
日頃から健康に暮らしていると感じる市民の割合	%	単年	R6年度	78.3	78.3
市街化区域内に住んでいる市民の割合	%	時点	R6.4	50.2	53.2
過去1年間に、地域でのまちづくり活動に参加した市民の割合	%	単年	R6年度	59.8	59.8

第4節 総合戦略の具体的な施策

市総合戦略の具体的な施策及びKPI（重要業績評価指標）は、取組方針ごとに総合計画・後期基本計画の施策及びまちづくり指標と関連付けて定めることにより、総合計画との一体的な推進を図ります。

基本目標1 未来をひらく「ひとづくり」の循環サイクルの構築

<具体的な施策>

取組方針	後期基本計画における関連施策	ページ
1 結婚・出産・子育ての希望の実現を支援します	010101 結婚の希望の実現を支援します	45
	010102 妊娠と出産を支援します	45
	010103 家庭や命の大切さを伝えます	45
	010201 子どもの健やかな成長を支援します	47
	010202 支援が必要な子どもをサポートします	47
	010203 孤立しない子育て環境をつくります	47
	010204 子育ての経済的な負担を軽減します	47
	010303 子どもの貧困対策を進めます	49
	010304 犯罪や事故から守ります	49
	010305 子どもの権利・意見を大切にします	49
2 魅力ある教育環境をつくり ます	010302 いじめ・不登校対策を進めます	49
	010401 就学前教育・保育の質を高めます	53
	010402 就学前教育・保育施設の運営を支援します	53
	010403 放課後の居場所をつくります	53
	010501 確かな学力を育みます	55
	010502 豊かな心と健やかな体を育みます	55
	010503 教職員の資質向上・働き方改革を進めます	55
	010601 学習環境規模の適正化を進めます	57
	010602 安全・安心で質の高い教育環境を整備します	57
	010603 安全・安心でおいしい学校給食を提供します	57
3 移住・定住につながる良好な都市イメージを発信します	060401 西脇プライドを醸成します	137
	060402 良好な都市イメージを発信します	137
	060403 高校・大学との連携を推進します	137
	030703 空き家・空き地を適正に管理します	97
	030704 移住・定住を支援します	97
	060401 西脇プライドを醸成します	137

基本目標2 活力みなぎる「しごとづくり」の推進

<具体的な施策>

取組方針	後期基本計画における関連施策	ページ
4 地域産業の活性化と新たな産業の創出を進めます	040101 地場産業の競争力を強化します	101
	040102 中小企業の経営を支援します	101
	040104 商工業の生産性向上を図ります	101
	040202 農業の生産性向上を図ります	103
	040301 ブランド農畜産物を振興します	105
	040302 特色ある農産物の生産を進めます	105
	040303 農産物の地産地消を進めます	105
	040501 企業立地を推進します	109
	040502 産業用地の確保を進めます	109
	040503 起業・創業を支援します	109
5 地域産業を支える人材を確保・育成します	020101 地域福祉を支える人材を育成・確保します	61
	020202 地域の医療従事者を育成・確保します	63
	040201 農業の担い手を育成します	103
	040601 就業機会の拡大を図ります	111
	040602 産業人材の確保・育成を支援します	111
	040603 就労しやすい環境を整えます	111
	050501 性別による固定的な役割分担意識を解消します	125
	050502 女性が活躍できる就業環境を整えます	125
6 地域資源を生かした観光交流を進めます	040103 商業のにぎわいをつくります	101
	040401 地域資源を生かした観光交流を進めます	107
	040402 観光交流の基盤を整えます	107
	040403 広域的・国際的な観光交流を進めます	107
	040404 戦略的に観光情報を発信します	107

基本目標3 魅力あふれる「まちの元気づくり」の推進

<具体的な施策>

取組方針	後期基本計画における関連施策	ページ
7 ひとの元気づくりを進めます	020201 地域の医療体制を守ります	63
	020301 病院事業の経営基盤を強化します	65
	020303 西脇病院の医療従事者を確保・育成します	65
	050101 健康的な生活習慣の定着を促進します	115
	050102 疾病の予防と早期発見を促進します	115
	050103 食を通じた健康づくりを促進します	115
	050201 地域主体の健康づくりを推進します	117
	050202 高齢者の社会参加を促進します	117
	050203 健康づくりの支援環境を整えます	117
	050301 生涯学習事業を行います	119
	050302 生涯学習の推進体制を確立します	119
	050303 図書館サービスを充実します	119
	050401 文化芸術活動を支援します	121
	050402 スポーツ活動を支援します	121
	050403 文化・スポーツを支える環境を整備します	121
	050601 人権文化をすすめる市民運動を推進します	127
8 活力生み出す基盤づくりを進めます	030301 公共交通ネットワークを維持します	87
	030302 公共交通の利便性を高めます	87
	030303 公共交通の利用を促進します	87
	030601 効果的な土地利用を進めます	93
	030602 魅力ある市街地をつくります	93
	030603 良好な公共空間を形成します	93
9 持続可能な地域づくりを進めます	020401 高齢者の生活を支援します	67
	020404 認知症の人やその家族を支援します	67
	020501 障害のある人の生活を支援します	69
	020502 障害のある人の社会参加を支援します	69
	020801 ごみの減量を進めます	75
	020802 カーボンニュートラルに向けた取組を進めます	75
	020901 自主防災組織の活動を支援します	77
	030102 防災拠点の機能を強化します	83
	030504 身近にあるきれいな環境を守ります	91
	040204 森林を保全・管理します	103
	060201 地区からのまちづくりを推進します	133
	060202 公益的な市民活動を支援します	133
	060303 持続的なまちづくり活動を促進します	133
	070102 自治体DXを推進します	141
	070204 公共施設マネジメントを推進します	143

計画の推進

第1章 財政推計

第2章 分野別計画

第3章 進行管理



第1章 財政推計

本市では、平成 28（2016）年度に西脇市行政改革大綱を策定し、財政面においては「持続可能な財政運営」を基本方針に、収入を基本とした財政健全化及び自主財源の確保に取り組むこととしています。令和 3（2021）年度から 5 年間の行政改革大綱アクションプランに定めた具体的な数値目標については、令和 5（2023）年度決算において全て達成しており、健全な財政運営を維持しています。

■西脇市行政改革大綱アクションプランにおける目標値と令和 5（2023）年度実績

	財政調整基金	実質公債費比率	将来負担比率
目標値	30 億円以上	15%以下	70%以下
実績値	約 52 億円	10.4%	—

※将来負担比率は発生していないため「—」としています。

しかしながら、本市では、新ごみ処理施設の建設や学校の統廃合などの大型事業が控えており、公共施設やインフラの老朽化による修繕・更新費用についても増加していくものと考えられます。また、今後も少子化による生産年齢人口の減少や、都市部への人口流出により市税等の収入の増加は期待しづらいことから、財政調整基金の取崩しが必要となり、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと考えられます。

したがって、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を実現するため、財政基盤の強化に向けた取組を進めるとともに、「選択と集中」の考え方にに基づき、事業の緊急性や必要性、優先順位等を十分に検討していく必要があります。

■ 財政運営方針

- ① 事業の選択と集中による予算配分の重点化・効率化
- ② 公共施設等長寿命化対策による投資的経費の平準化
- ③ 交付税措置のある有利な起債、国庫補助事業等の活用
- ④ 補助金や使用料等の見直しによる受益者負担の適正化

■ 財政の見通し（普通会計一般財源ベース）

（単位：百万円）

区分		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
歳入	市税	4,834	4,858	4,860	4,779	4,767	4,756	4,672
	地方交付税	6,665	6,737	6,279	6,117	6,095	6,078	5,921
	その他	1,814	1,860	1,678	1,675	1,690	1,698	1,669
	歳入計	13,313	13,455	12,817	12,571	12,552	12,532	12,262
歳出	義務的経費	5,350	5,406	5,463	5,435	5,492	5,416	5,490
	うち人件費	2,371	2,455	2,529	2,559	2,605	2,636	2,688
	うち扶助費	1,054	1,107	1,089	1,074	1,074	1,057	1,041
	うち公債費	1,925	1,844	1,845	1,802	1,813	1,723	1,761
	投資的経費	110	104	124	134	344	535	113
	補助費等	3,629	3,521	3,395	3,548	3,561	3,649	3,648
	うち病院事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	うち下水道事業	546	484	450	579	553	533	519
	繰出金	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586
	その他	2,229	2,291	2,162	1,988	1,892	1,771	1,664
	歳出計	12,904	12,908	12,730	12,691	12,875	12,957	12,501
収支	歳入歳出差引(A)	409	547	87	△120	△323	△425	△239
	基金取崩額(B)	0	0	0	200	400	500	300
	再差引(A+B)	409	547	87	80	77	76	61
	基金残高	10,653	10,195	9,845	9,615	9,138	8,459	7,998

試算方法

令和6（2024）年度当初予算を基に、令和5（2023）年度決算額及び決算額の推移を参考にするとともに、昨今の社会経済情勢を踏まえ、人件費や物価が年率1%ずつ上昇すると想定し、将来の歳入・歳出を推計しています。地方交付税や社会保障制度は、今後大幅な制度改正の可能性があります。現時点では現行制度が継続するものとして見込んでいます。

歳入の見通し

市税については、人口の減少などにより大幅な増加は見込めず、今後減少していく見込みです。地方交付税については、税収減に対する補てんとして一定程度確保されると想定する一方で、人口の減少などにより基準財政需要額の減少が見込まれるため、全体として減少する見込みです。

歳出の見通し

人件費については、通常の退職者見込数に対し、現在の定員数を維持するために職員を採用するものとして見込んでいます。扶助費については、高齢化が増加要因となるものの、人口の減少によりおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。補助費等のうち、病院事業及び下水道事業については、各企業会計で作成した事業計画に基づき見込んでいます。投資的経費については、学校等の整備や道路等のインフラ整備に係る費用を見込んでいます。

第2章 分野別計画

総合計画と整合を図りながら推進していく主な行政計画・指針等は、次のとおりです。

基本政策及び推進方策の分野（内容が複数の分野にわたる計画等については、主に関係する分野）ごとに位置付けて掲載します。

第1章 未来を拓く次世代が育まれるまち

- 西脇市こども計画
- 西脇市教育大綱
- 西脇市教育振興基本計画
- 西脇市いじめ防止基本方針
- 西脇市学校情報化推進計画
- 西脇市子どもの読書活動推進計画
- 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画
- 西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画

第2章 つながりによる安心とうるおいが実感できるまち

- 西脇市地域福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画
- 西脇市重層的支援体制整備事業実施計画
- 西脇市立西脇病院経営基本計画
- 西脇市高齢者安心プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）
- 西脇市認知症施策推進計画（予定）
- 西脇市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 西脇市環境基本計画
- 西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 西脇市役所地球温暖化対策実行計画
- 西脇市交通安全計画

第3章 安全で快適な生活基盤が整うまち

- 西脇市強靱化計画
- 西脇市地域防災計画・水防計画・国民保護計画
- 西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 西脇市橋梁長寿命化修繕計画
- 西脇市通学路交通安全プログラム
- 西脇市地域公共交通計画
- 西脇市水道ビジョン・経営戦略
- 西脇市下水道事業経営戦略
- 生活排水処理計画
- 西脇市都市計画マスタープラン
- 西脇市立地適正化計画
- 西脇市まちなか（中心市街地）活性化計画
- 西脇市緑の基本計画
- 西脇市住生活基本計画
- 西脇市営住宅長寿命化計画
- 西脇市耐震改修促進計画
- 西脇市空家等対策計画

第4章 地域特性を生かした産業とにぎわいがあふれるまち

- 西脇市経済振興アクションプラン
- 地域の未来投資促進法に基づく基本計画
- 日本のへそ西脇農業ビジョン
- 西脇市創業支援等事業計画
- 西脇市観光交流推進ビジョン

第5章 生涯活躍・共生社会の実現

- にしわき健康プラン（健康増進計画・食育推進行動計画・自殺対策計画）
- 男女共同参画西脇市率先行動計画・特定事業主行動計画
- 西脇市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画
- 西脇市困難な問題を抱える女性支援基本計画（予定）
- 西脇市文化財保存活用地域計画（予定）
- 西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針
- 西脇市男女共同参画基本プラン・女性活躍推進計画・配偶者等暴力（DV）対策基本計画

第6章 多様な主体による地域自治の確立

- 西脇市参画と協働のまちづくりガイドライン
- 地区まちづくり計画

第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進

- 西脇市行政改革大綱
- 西脇市公共施設等総合管理計画
- 西脇市DX推進計画（予定）
- 西脇市定員管理計画
- 北はりま定住自立圏共生ビジョン
- 西脇市人材育成・確保基本方針（予定）
- 北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

※本計画の計画期間中に、新規策定を見込む計画には「（予定）」と付記しています。

第3章 進行管理

基本計画の推進に当たっては、進捗状況及び推進上の課題の把握に努めるとともに、行政内部における評価に加えて、市民アンケート調査や附属機関等の活用など、外部の視点を生かした評価を実施することにより、効果的なPDCAサイクルを行います。

■ PDCAサイクルの各過程における取組

● P (Plan=計画) 総合計画・行動計画を策定する

- 総合計画審議会を設置し、基本構想及び基本計画を策定するとともに、各年度において別に行動計画を策定し、具体的な取組や事業を示します。

● D (Do=実行) 取組・事業を市民・行政の協働で実行する

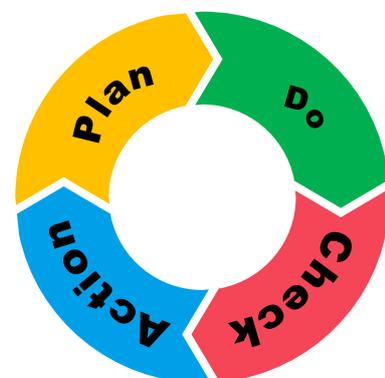
- 行政は、基本構想の将来像や基本計画における目指す姿の実現に向けて取組・事業を実行するとともに、市民や地域、関係団体、事業者、外部関係者など、まちづくりに関わるあらゆる主体が連携し、それぞれの役割を担うことで、協働して取組・事業を実行します。

● C (Check=確認) 客観的で効率的な行政評価を行う

- 実施した取組・事業について、行政内部で評価を行います。また、まちづくりに対する満足度や市民の意識・行動の変化を把握するアンケート調査の実施や附属機関における審議・意見聴取などにより、多様な視点・立場から計画の進捗状況や効果を測ります。

● A (Action/Act=改善) 次年度の取組・事業や実施方法を改善する

- 政策・施策の達成状況や取組・事業の進捗状況、新たに顕在化した課題、アンケート調査や附属機関等における市民意向等を踏まえ、次年度における行動計画の策定や施策の実施方法の見直しを図ります。



資料編

- ・ 後期基本計画の政策とSDGsの関係
- ・ 用語説明



後期基本計画の政策とSDGsの関係

【基本政策1】 未来を拓く次世代が 育まれるまち	政策1	結婚・妊娠・出産の希望の実現を支援する		2	3	4		
	政策2	子育てにやさしい環境をつくる	1		3	4		
	政策3	地域とともに子どもを守る	1	2	3	4		
	政策4	就学前教育と保育を充実する				4		
	政策5	学校教育を充実する				4		
	政策6	教育を支える環境を整える		2		4		
【基本政策2】 つながりによる安心と うるおいが実感できるまち	政策1	地域福祉を充実する	1	2	3			
	政策2	地域医療を守る			3	4		
	政策3	市立西脇病院の機能を強化する			3	4		
	政策4	高齢者福祉を充実する			3			
	政策5	障害者福祉を充実する			3	4		
	政策6	社会保障制度を適正に運営する	1		3			
	政策7	社会的な自立を支援する	1		3			
	政策8	環境にやさしい市民生活を進める				4		
	政策9	地域の防災力を高める				4		
	政策10	犯罪・事故に遭わない地域をつくる				4		
【基本政策3】 安全で快適な 生活基盤が整うまち	政策1	防災基盤を整備する			3			
	政策2	道路を整備する						
	政策3	公共交通を守る						
	政策4	水道供給と汚水処理を行う						
	政策5	生活環境を守る			3	4		
	政策6	計画的な都市づくりを進める						
	政策7	快適な住まいづくりを進める						

												17	政策1	【基本政策1】
												17	政策2	
				10						16		17	政策3	
		8		10								17	政策4	
		8		10								17	政策5	
				10		12				16		17	政策6	
												17	政策1	【基本政策2】
												17	政策2	
		8										17	政策3	
				10		11				16		17	政策4	
		8		10		11				16		17	政策5	
				10		11						17	政策6	
				10		11				16		17	政策7	
	7				11	12	13	14				17	政策8	
					11		13					17	政策9	
					11	12				16		17	政策10	
					11		13					17	政策1	【基本政策3】
			9		11							17	政策2	
					11							17	政策3	
6			9		11	12		14				17	政策4	
6					11	12		14				17	政策5	
			9		11				15			17	政策6	
					11							17	政策7	

【基本政策4】 地域特性を生かした産業と にぎわいがあふれるまち	政策1	地域に根ざした商工業を振興する					
	政策2	農林業の基盤を強化する		2		4	
	政策3	魅力ある農畜産物を生産する		2			
	政策4	観光・交流を振興する					
	政策5	新たな産業を創出する				4	
	政策6	就業環境を整える				4	
【推進方策1】 生涯活躍・共生社会 の実現	政策1	健康づくり習慣の定着を進める			3		
	政策2	自然に健康になれる地域づくりを進める			3	4	
	政策3	生涯学習を充実する				4	
	政策4	文化芸術・スポーツを振興する			3	4	
	政策5	男女がともに輝く社会を実現する				4	5
	政策6	人権文化を創造する				4	
【推進方策2】 多様な主体による 地域自治の確立	政策1	参画と協働のまちづくりを進める					
	政策2	持続可能なコミュニティをつくる					
	政策3	開かれた市政を行う					
	政策4	西脇への関心を高める				4	
【推進方策3】 戦略的で持続可能な 行政経営の推進	政策1	行政資源の有効活用を図る				4	
	政策2	持続可能な財政運営を行う					
	政策3	機能的な組織運営を行う				4	5
	政策4	行政事務を適正に執行する					
	政策5	分かりやすく利便性の高い 窓口業務を行う					

		8	9		11	12				17	政策1	【基本政策4】
6		8							15	17	政策2	
6		8				12			15	17	政策3	
		8	9		11					17	政策4	
		8	9		11					17	政策5	
		8		10						17	政策6	
										17	政策1	【推進方策1】
										17	政策2	
										17	政策3	
		8			11					17	政策4	
		8		10					16	17	政策5	
				10					16	17	政策6	
									16	17	政策1	【推進方策2】
		8							16	17	政策2	
									16	17	政策3	
									17	17	政策4	
									16	17	政策1	【推進方策3】
					11				16	17	政策2	
		8							16		政策3	
						12			16		政策4	
				10					16		政策5	

用語説明

ア行	
青色回転灯装着車	自主防犯パトロールを行う目的で、一定の条件を満たし、青色回転灯の装着が認められた車両。青色回転灯を使用したパトロールにより、事故や犯罪の抑止効果が期待されている。
空家活用特区制度	空家等の活用を特に促進する必要がある区域を定める兵庫県の制度。特区内の空家の所有者は、市に空家に関する情報を届け出る必要があり、市と県はこの届出情報を基に、流通促進や規制の合理化、活用支援等の空き家の活用を促進する。
空き家バンク	移住・定住の促進や空き家の有効活用を図るため、不動産の賃貸や売買についての情報提供を自治体ホームページなどを通じて行うもの
アクティブ・ラーニング	伝統的な教職員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。問題解決学習、調査学習などが含まれる。
新しい公共	行政だけでなく、市民の参加と選択の下で、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、環境などの身近な分野において共助の精神で行う仕組、体制、活動等のこと。
生きる力	変化の激しい社会の中で、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決するといった全人的な資質や能力をいう。平成8（1996）年の中央教育審議会の答申で使われた言葉
いじめの重大事態	「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」のこと。いじめ防止対策推進法第28条において規定
一部事務組合	複数の地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織
インバウンド	inbound。本来「外から中へ入る」という意味であるが、一般的に外国人の訪日旅行の意味で使用されることが多い。
インフラ	インフラストラクチャー（Infrastructure）の略。産業や社会生活の基盤となる社会資本
ウェルビーイング	身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味する概念。文部科学省では、身体的・精神的・社会的に良い状態にあること、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと、と定義している。
エンゲージメント	engagement。「契約」「約束」「誓約」などを意味する言葉。本計画では、働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念として使用
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう、一定のルール・形式の下で公開されたデータのこと。
おりひめ体操	足腰の筋力アップと口腔の健康を保つために、医師や歯科医師をはじめ、多くの専門家とともに考案した西脇市オリジナルの体操
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタンなど6種類のガスがあり、地球温暖化の主な原因とされている。

カ行

カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
開業率	「①当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数」の「②前年度末の雇用保険適用事業所数」に対する割合であり、①/②により算出する。
外国人指導助手（ALT）	Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。英語等の授業で日本人教師を補佐し、生きた英語等を子どもたちに伝える。
回復期病床	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する病床のこと。
書かない窓口	職員が、申請内容を来庁者と一緒に確認しながら、本人確認書類をもとに申請書の作成を支援するサービス。来庁者は、申請書に住所・氏名・生年月日などを手書きする必要がなく、申請書を確認して署名をすることで申請手が完了する。
可住地面積	総土地面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた面積
合併特例債	合併した市町村が、新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として「新市建設計画」に基づき借入することができる地方債のこと。事業費の95%まで起債でき、毎年度返済する元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるため、有利な財源とされる。
カリキュラム・マネジメント	各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づいて、どのような教育課程（カリキュラム）を編成し、それをどのように実施・評価し、改善していくかというサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
官民データ活用推進基本法	国、自治体、独立行政法人、民間事業者などが管理するデータの活用推進について、基本理念や国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにした法律。データを活用した新ビジネスの創出や、データに基づく行政、医療介護、教育などの効率化が期待される。
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、普段、仕事として主に農業に従事している者
企業版ふるさと納税	国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み
北播磨地場産業開発機構	北播磨地域に集積する「播州織」や「播州釣針」などの地場産業の育成・支援を行い地域経済の活性化を図ることを目的として、西脇市、加西市、加東市、丹波市、多可町の4市1町と「播州織」「播州釣針」の業界団体によって構成された団体
北播磨地域医療連携システム	患者の同意に基づき、北播磨地域の複数の医療機関で医療情報を共有することにより、緊密な医療連携を行うことを目的とした仕組み
急性期病床	急性期（病状が急に現れる時期、病気になり始めの時期）の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する病床のこと。
旧西脇尋常高等小学校	西脇市立西脇小学校の旧名称。同校舎は、昭和初期の木造学校建築の典型的な姿を良好に維持する現役の校舎として、令和3（2021）年に国の重要文化財（建造物）に指定された。
黒田庄和牛	兵庫県内で生まれた血統書付きの但馬牛を、黒田庄町内の畜産農家が肥育した未經産牛又は去勢牛のこと。多くが神戸ビーフとして認定される。
健康経営	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されている。

健康寿命	世界保健機関が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。兵庫県では要介護2～5を不健康な状態としその期間を差し引いて算定している。
権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
公益通報	労働者等が不正目的でなく、その労務提供先で、通報対象となる法律に違反する犯罪行為又は最終的に刑事罰につながる行為が生じていることなどを、処分又は勧告等の権限を有する行政機関に対して通報すること。公益通報者保護法では、公益通報者に対する解雇の無効・その他の不利益な取扱いの禁止、公益通報を受けた事業者や行政機関の取るべき措置などについて定めている。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産む子どもの人数を推計したもの
行動変容	従来の生活パターンから自発的に行動パターンを変えること。環境に与える影響や自身の健康状態などを自らコントロールするためのプロセス
高度急性期病床	状態が不安定で、症状の観察などの医学的管理や傷の処置などの治療を必要とする急性期の患者に対し、その患者の状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供する病床のこと。
高年齢者雇用安定法	高年齢者等の職業の安定や社会経済の発展を目的とした法律。令和3（2021）年4月1日から施行された改正法では、70歳までの定年の引上げなどが定められた。
後発医薬品	最初につくられた薬（先発医薬品・新薬）の特許期間終了後に、有効成分や用法、効能・効果が同等の医薬品として申請され、厚生労働省の承認を得て製造・販売される、新薬より安価な薬のこと。「ジェネリック医薬品」とも称される。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。
子育てコンシェルジュ	コンシェルジュは、本来、ホテルなどで様々な相談や要望に応じる係のこと。子育てコンシェルジュは、子育て中の保護者をサポートするために、茜が丘複合施設 Miraie（みらいえ）やはびいくサポートセンターなどに配置している。
子ども多文化共生サポーター	日本語指導が必要な外国人児童生徒等が学校生活に早期に適応できるように県や市が派遣するサポーター（支援者）のこと。児童生徒の母語を話す。
こども誰でも通園制度	全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、保護者の就労有無や理由を問わず、3歳未満の未就園児が月一定時間までの利用可能枠の中で保育施設を利用できる新たな通園制度。令和8（2026）年度から本格実施される。
こどもの笑顔をはぐくむ条例	安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会を実現することを目的に、令和2（2020）年に西脇市が定めた条例
子どもの権利条約	18歳未満の全ての児童の権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を図り、その健やかな成長や幸せを保障するために定められた条約。日本は平成6（1994）年に批准した。
子どもの最善の利益	「子どもの権利条約」の4つの原則の1つ。「子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えて、その子どもに関することが決められ、行われること。
コミュニティ・スクール	保護者代表者や地域住民などで構成する学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営等に参画できる仕組みのこと。
コミュニティビジネス	地域住民が主体となり、地域の労働力・原材料・ノウハウ・技術などの経営資源を活用し、ビジネスの手法を用いて地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向けて行う事業活動のこと。
コンプライアンス	要求や命令に従うこと。特に、企業が法令や社会規範・企業倫理を守ること。法令順守

サ行

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値
ジェンダーアイデンティティ	理解増進法において「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義。その性質は、本人のその時々主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指す。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域のこと（都市計画法第7条）。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと（都市計画法第7条）。
紫外線処理	クリプトスポリジウムなどの耐塩素性病原生物に対する処理を行うため、紫外線を照射し、細菌を不活化させる浄水処理方法
事業承継	現在の経営者から後継者へ事業を引き継ぐこと。引継先によって、①親族内承継、②役員・従業員承継、③第三者承継（M&A等）の3類型に区分できる。
自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できたり、自らの価値や存在意義を肯定的に捉えることができる心の状態、感覚
自治体フロントヤード改革	地方公共団体における住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めること。デジタル化やDXを推進することで、住民利便性の向上と業務効率化を図ることを目的とする。
実質公債費比率	地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを表す指標で、資金繰りの程度を示す。18%以上で一定の制限がある。
私的二次救急医療機関	二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。
シニアカレッジ	本市の高齢者向けの生涯学習事業の名称。本市及び多可町に在住するおおむね60歳以上の人を対象に、様々な学習の場を提供する。いきがい・健康づくりの支援、地域社会で指導的役割を果たす高齢者の育成を目指す。
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）	マイナンバーは、住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であり、行政機関等の間での情報連携により、各種の行政手続における添付書類の省略などが可能となる。
集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。共同購入した機械の共同利用、中心的な担い手に主な作業を委託し、生産から販売まで共同化するなど、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様
受動喫煙	副流煙と呼出煙とが拡散して混ざった煙を吸わされてしまう、あるいは吸わせてしまうこと。たばこを吸わない人でも、継続的な受動喫煙により健康影響が発生する。
小1の壁	共働き家庭やひとり親家庭などで、子どもが小学校に通い始めたときに、保育園の預かり時間と小学校の登校時間のギャップにより、仕事と子育ての両立が難しくなることを指す言葉
障害者基幹相談支援センター	障害のある人やその家族の相談窓口として、傷害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。

障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目指した法律。平成 28 (2016) 年に施行された。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の略称。全ての障害者があらゆる分野の活動に参加できるよう、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを定めた法律。令和 4 (2022) 年に施行された。
情報セキュリティポリシー	情報資産を人的脅威や災害、事故等様々な脅威から防御し、市民の財産、プライバシー等を守るため、また、継続的かつ安全・安定的な行政サービスの実施を確保するために、情報セキュリティ対策や行動指針を取りまとめたもの
消防団機能別団員	能力や事情に応じて特定の活動のみに従事する消防団員のこと。活動内容を限定することで、消防団員の担い手の拡大を図ろうとするもので、本市では分団管轄区域内における消火活動や災害時における警戒及び防除活動などを行う。
将来負担比率	地方債や将来支払っていく可能性のある負担金等の現時点での残高を表す指標で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。350%以上で早期健全化基準に該当する。
食品ロス	売れ残りや食べ残し、野菜の皮の過剰除去など、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のこと。
新興感染症	最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。重症急性呼吸器症候群 (SARS)、鳥インフルエンザ、エボラ出血熱など。
人生 100 年時代	多くの人が 100 年の人生を生きることが当たり前になる時代が到来するということ。生涯にわたる学習の重要性が高まり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会の実現が期待される。
森林環境譲与税	平成 30 (2018) 年度税制改正の大綱において、森林環境税とともに創設が決まった税制。森林整備等のために必要な費用を国民一人ひとりが負担して森林を支えようとする仕組み。国に集められた税の全額を、間伐などを行う市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与 (配分) する。
森林環境税	森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 (2019) 年の法整備により森林環境税が創設。令和 6 (2024) 年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収する。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識を有する者。公認心理士、臨床心理士、精神科医など。教育相談に当たり、児童生徒、保護者、教職員を援助するとともに、外部機関と連携する。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者。社会福祉士、精神保健福祉士など。教育相談に当たり、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働き掛けを行うことが求められる。
ストックマネジメント	既存の建築物 (ストック) を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法
スマート農業	ロボット、AI (人工知能)、IoT (モノのインターネット) などの先端技術や農業データを活用する農業のこと。
生活習慣病	食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などによる生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物 (がん) などが代表的な生活習慣病とされる。

性的指向	理解増進法において「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義。例えば、男性が好き、女性が好き、男性も女性も好き、男性も女性も好きではない、などのこと。
性的マイノリティ	生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）が、同性や両性（男女両方）に向いている人たちのこと。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBT」がある。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分でない人が、不利益な被害を受けることがないように、後见人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度
成年年齢の引下げ	令和4（2022）年4月に「民法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこと。
セルフ・ネグレクト	介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態のこと。
全国へそのまちな協議会	平成9（1997）年にへそ・中心・重心などの個性的な地域資源を持つ市町村によって設立。北海道富良野市をはじめ全国9市町村が加盟。協議会では、加盟市町村相互の親善・交流と魅力ある地域づくりに取り組んでいる。
先端設備等導入促進基本計画	中小企業者による設備投資を促進して労働生産性の向上を図るための計画。市区町村が国から計画の同意を受けている場合、認定された中小企業者は固定資産税の特例措置や国補助金の優先採択等を受けることが可能となる。
創業支援等事業計画	地域の創業を促進させるため、市区町村が民間事業者等と連携した創業支援の取組を定める計画。産業競争力強化法に基づいて国が認定し、同計画に基づく市区町村の取組を支援する。
ソーシャルビジネス	ビジネスの手法を用い、事業性を確保しながら、社会的課題の解決に向けて行う行動のこと。環境や教育など幅広い分野における、地域を越えた社会的課題の解決に向けた事業であり、一定の地域との結びつきが強いコミュニティビジネスとは区別される。

夕行

耐震基準	建築物や土木構造物を設計する際に、構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準のこと。昭和56（1981）年に建築基準法施行令が改正され、この改正以前を旧耐震基準、以降を新耐震基準と呼ぶ。
耐震性貯水槽	地震対策として応急給水を確実に実施するために、地震時の外圧などに対し、十分な耐震、耐圧設計によって築造された飲料水を貯留する施設
ダブルケア	育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれる。
多文化共生	国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていくこと。
多面的機能	限定的な機能ではなく多様な機能を併せ持つこと。例えば、農地については、食物生産の場だけでなく、生物生息空間、景観形成、ヒートアイランド現象の緩和、雨水の一時貯留、伝統文化、コミュニティ形成などの役割・機能も有しているとされる。
地域共生社会	制度、分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域経済牽引事業	地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業。地域未来投資促進法は、当該事業の促進を目指している。
地域自治協議会	西脇市自治基本条例第14条の規定に基づき設置することができるもので、地域においてそれぞれの地域課題を解決するための組織。区長会を中心に、まちづくり協議会や各種団体、地区内の個人や法人等を構成員とする。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域において、継続して住み続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供していく仕組み
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として設置された機関
地域未来投資促進法に基づく基本計画	地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援する計画。市町村等の基本計画に国が同意すると、国が地方公共団体とともに事業者を支援する仕組みとなっている。
地政学的リスク	特定地域が抱える政治的・軍事的・社会的な緊張の高まりが、地理的な位置関係によって、その地域や関連地域の経済、世界経済全体の先行きを不透明にしたり、特定の商品の価格を変動させたりするリスクのこと。
中間支援組織	まちづくり活動を行う個人や団体、地域と行政の間に立ち、中立的な立場から様々な活動支援や団体間の連携を促進する組織のこと。
地理情報システム（GIS）	Geographic Information Systemの略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術
通学路交通安全プログラム	地域ごとの通学路の交通安全の確保に向けた基本的方針と、基本的方針に基づく取組を継続して推進するための推進体制（関係者で構成した協議会の定期的な開催など）の構築を定めたプログラム
定住自立圏	昼間人口が多い都市が「中心市」となって近隣市町村と協定を締結し、圏域全体で生活機能を確保していく取組。本市においては、多可町と形成する「北はりま定住自立圏」と、加西市、加東市、多可町と形成する「北播磨広域定住自立圏」がある。
デートDV	結婚していない恋人同士の間で起きるDV（ドメスティック・バイオレンス）のこと。身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅すといった精神的な暴力や「費用を全て出させる」などの経済的暴力、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為も含まれる。
デコ活	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。二酸化炭素（CO2）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉
デジタルデバイド	情報格差（digital divide）。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差
デジタルリテラシー	デジタル技術を理解して適切に活用できる能力
デマンド型交通	利用したい時間や行きたい場所を、事前に電話で予約することで、自宅付近まで車両が迎えに来て、あらかじめ設定した目的地まで送迎するサービス。バスのように複数人で同じ車両に乗り合って、各利用者の目的地まで移動する。
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺いてだまし、指定した預貯金口座への振込やその他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る詐欺のこと。

特定技能	人材の確保が困難な一部の産業分野等における人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有する外国人材を労働者として受け入れる新たな在留資格のこと。平成 30 (2018) 年に成立した改正出入国管理法で創設され、平成 31 (2019) 年 4 月から受入れが可能となった。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により、予防効果が大きく期待できる人に対して、生活習慣の改善をサポートすること。専門家が働き掛けやアドバイスを行う。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や駅などを含む拠点エリアに誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図っていく区域のこと。立地適正化計画において定める。

ナ行

南海トラフ地震	静岡県の駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝で、おおむね 100~150 年間で繰り返し発生してきた M8~M9 クラスの地震。この中でも、最大クラス (M9 クラス) のものを南海トラフ巨大地震と呼ぶ。
二次交通手段	拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通手段のこと、あるいは、地域の拠点となる鉄道駅等から地域内の観光地などへ赴く交通手段のこと。本計画では、後段の意味で用いている。
二次保健医療圏 (北播磨医療圏)	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町の 5 市 1 町で構成する二次保健医療圏のこと。日常生活に密着した保健医療を提供する一次保健医療圏に対し、比較的専門性がある入院を含む医療を圏域で提供することが求められる。
西脇市自治基本条例	西脇市において、市民が主役になってまちづくりを進めるための基本的な考え方やルールを定めるもので、市民参画によって策定した条例。平成 25 (2013) 年 4 月施行
西脇市文化・スポーツ振興財団	西脇市岡之山美術館や天神池スポーツセンターなど、西脇市の文化・スポーツ施設を管理運営する公益財団法人。スポーツと芸術文化を通じた市民文化の創造を目的とする。
西脇ファーマーズブランド	環境に優しい循環型社会の構築と安全・安心で高品質な農産物の生産拡大を図るための西脇市独自の制度。有機質資材による土づくりの実践や、化学合成農薬等の使用を削減した栽培方法に取り組む農業者を「西脇ファーマー」として認定
西脇プライド	市に対する市民の誇りや、本市で暮らし、まちの一員として本市をよりよくするために自分が関わることに對する喜びなどを指す、いわゆる「シビックプライド」のこと。本市では「西脇プライド」と呼称している。出身地に根差した「郷土愛」より広い概念
にしわき防災ネット	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、あらかじめ登録した方に、気象警報や地震情報、緊急情報などを配信するシステム
農業集落排水処理区	農村地域の健全な水循環の確立と生活環境の向上を図るために、農業集落において、し尿や生活雑排水などの汚水を処理する区域

ハ行

パーク (サイクル) & ライド (バスライド)	鉄道駅やバスターミナル付近に設置された駐車場・駐輪場まで自家用車や自転車で向かい、そこからは鉄道やバスを利用して目的地へ向かうこと。
パートナーシップ制度	法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルなどの日常生活の困りごとや不安を解消するため、自治体独自に「パートナーシップ関係にある」とする証明書を発行し、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりにつなげるための制度

ハザードマップ	洪水や土砂災害などによる危険範囲や避難所等を地図上に示した資料のこと。
8050 問題	ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することによる。
発達障害	乳幼児から幼児期にかけて、発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害で、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、その他これらに類する脳機能障害のこと。
パブリック・コメント	行政機関の意思決定過程において、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見や情報を考慮して最終的な意思決定を行う制度
ハラスメント	相手に対する発言や行動によって、不快な気持ちにさせたり、脅威に感じさせたりすること。職場などの上下関係を背景に嫌がらせを行うパワーハラスメントや男女問わず性的な嫌がらせを行うセクシャル・ハラスメントなど、様々な種類がある。
播磨看護専門学校	北播磨地域の医療・看護の充実と質の向上を目的に、3市1町（西脇市・加西市・加東市・多可町）が共同で設置している看護師の養成機関
東播磨南北道路	国道2号加古川バイパス（加古川市）と国道175号（小野市）を結ぶ延長約12.1kmの地域高規格道路。令和7（2025）年の全線供用に向けて、八幡稲美ランプ～国道175号間（東播磨道北工区）の整備が進められている。
非認知能力	主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素（①自分の目標を目指して粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う。）からなる能力
ひょうご女性活躍推進企業	兵庫県内企業の女性活躍を促進するための制度として、兵庫県と神戸市が共同で令和4（2022）年に創設。企業が自己診断により、現状を数値化・見える化し、課題や今後の取り組むべき方向性等を確認することができ、一定の基準に達した企業を兵庫県・神戸市が認定する。通称「ミモザ企業」
ひょうごフィールドパビリオン	2025年大阪・関西万博の開催を機に県全体を展示館（パビリオン）に見立て、地域のSDGsを体現する活動の現場（フィールド）を地域の人々が主体となって発信し、多くの人が見て、学んで、体験するプログラム
標準保険料率	「同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば、同じ保険料（同一所得・同一保険料）」という保険制度の理想を目指し、分かりやすい保険料体系であることや国民健康保険財政運営の安定化を図ることを目的として、県が統一の算定方法により算出し、市町ごとに設定する標準的な保険料率のこと。
病診連携	地域医療などにおいて、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。必要に応じ、患者を診療所から専門医や医療設備の充実した核となる病院を紹介し、高度な検査や治療を提供するとともに、快方に向かった患者は元の診療所で診療を継続する仕組み
病病連携	医療機関の機能分化を図り、患者が症状に適した医療機関で適切な医療を受けられるよう、病院と病院が機能・役割を分担し、相互の連携を図ること。
フードドライブ	家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄附する活動のこと。
フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などの寄附を受け、福祉施設等へ無料で提供する活動及びその活動を行う団体のこと。
複線化	複線は、二本以上並行している線のこと。本計画では、人生のあり様を比喩的に表現。今後、「学び・仕事・引退」という単線型の人生から、働きながら学ぶ、仕事を中断して学ぶ、仕事と社会貢献活動を両立する、などのマルチステージの人生が求められるということ。

普通会計	地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査の上で便宜的に用いられる会計区分のこと。
負のスパイラル	連鎖的に悪循環が生じること。
部落差別解消推進法	「部落差別の解消の推進に関する法律」の略称。現在でも部落差別が存在することを明記し、それを解消するため、相談体制の充実や教育及び啓発等、必要な施策を講じるように定めた法律。平成 28（2016）年に施行された。
プラスチック資源循環促進法	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の略称。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ法律。令和 4（2022）年に施行された。
ふるさと納税	平成 20（2008）年に開始された個人が行う地方公共団体への寄附制度の通称。寄附金額は、一定の上限まで所得税・住民税が控除される。
フレイル	加齢に伴い筋力の低下や心身の活力が低下し、健康障害を起こしやすい状態で、介護が必要となる前段階のこと。虚弱。食の改善や運動等の適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態とされる。
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げることが期待されている。
ヘイトスピーチ解消法	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の略称。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を定め、こうした不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、国民はこうした差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるよう努めることを基本理念として定めた法律。平成 28（2016）年に施行された。
包摂	ほうせつ。ある事柄を一定の範囲の中に包み込むこと。本計画では、社会的弱者を含め全ての人を、排除されることなく、地域社会の構成員として取り込まれ、支え合っている状態のこと。
法定受託事務	地方公共団体が処理する事務のうち、国又は都道府県から法令によって委託される事務
補完性の原則	我が国の地方分権の推進に当たっての基本的な考え方で、地域の問題はより身近なところで解決されるべき（小さな単位で対応できることはそこで対応し、そこで対応できないことや対応すると効率的でないことのみをより大きな単位で対応していくべき）とする考え方。自助・共助・公助。欧州統合に際してEUと各国政府の関係整理のために用いられた。
ポピュレーションアプローチ	対象者を一部に限定せず、集団全体へアプローチし、全体としてリスクを下げていく手法。一方で、ハイリスクアプローチは、高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく手法

マ行

マーケットイン	市場を意識し、消費者の需要に応じて生産・供給すること。
マイタイムライン	住民一人ひとりの防災行動計画のこと。台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの
膜ろ過方式	クリプトスポリジウムなどの耐塩素性病原生物に対する処理を行うため、膜を通して細菌や濁りを除去する浄水処理方法

慢性期病床	長期にわたり療養が必要な患者や重度の障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等が入院する病床のこと。
みどりの食料システム戦略	国内農林水産業の生産力強化や持続可能性の向上を目指し、令和3（2021）年5月に農林水産省が策定した食料生産の方針。農林水産業に伴う温室効果ガスの放出や化石燃料由来の肥料の使用量を減らすといった環境負荷の低減策が中心となる。
民生委員児童委員	民生委員法に基づき、各市町村に置かれている民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。保護を要する人に対して適切な保護指導や、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務としており、児童福祉法による児童委員を兼務している。
モビリティ・マネジメント	渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼るライフスタイルから、適切に公共交通や自動車を「かしこく」使うライフスタイルへの転換を促す、一般の人を対象としたコミュニケーションを中心とした交通政策

ヤ行

やさしい日本語	難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの
山崎断層帯	岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯。今後30年間に地震が発生する確率が他の断層と比較して高いことが指摘されており、本市においては最大震度6弱の地震の発生が予想されている。
山田錦	大正12（1923）年に兵庫県立農業試験場で産まれた、日本を代表する最良の酒米品種。酒造家が最高の酒を造るための原料として使われ、その多くが兵庫県産である。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。
有機フッ素化合物	炭素（有機物）とフッ素が結合した化合物の総称。主なものにPFOSやPFOAがある。健康への影響を示唆する報告があり、国で科学的根拠に基づく総合的な対応を検討している。
ユニバーサルデザイン	バリアフリーが主に障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で用いられるのに対し、ユニバーサルデザインは、設計段階から全ての人が共通して利用できるようにデザインする考え方
幼児教育センター	就学前教育・保育の質の向上を図るため、平成29（2017）年度に市が設置。幼児教育アドバイザーを配置し、一人ひとりの子どもを大切にされた質の高い教育・保育が提供できるよう園のニーズに応じた現場訪問や研修等を実施する。

ラ行

ライフサイクルコスト	公共施設や橋などの構造物を計画・設計・工事し、その構造物を維持管理して、最後に取り壊し・廃棄するまでの、構造物の全生涯に要する費用の総額のこと。
ライフデザイン	人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね、自分の人生を設計・デザインすること。
リカレント教育	経済協力開発機構（OECD）が提唱した生涯教育の一つ。社会人になった後の学び直し、就労や余暇などの他の諸活動と教育を交互に行う、といった循環・反復型の教育システムのこと。
リスキリング	新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する（獲得させる）こと。

利他	自分を犠牲にして他人に利益を与えること。他人の幸福を願うこと。
臨時財政対策債	地方債の一種。国において地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして地方公共団体に地方債を発行させる制度。償還に要する費用は後年度に地方交付税で措置される。
類似団体	市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型。大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもの
レファレンスサービス	図書館利用者が学習や調査のため情報や資料を求めた場合に、図書館員が必要な図書や情報を提供するサービスのこと。
6次産業化	農業などの第1次産業とこれに関連する加工・販売等の第2次・第3次産業の事業の融合等により、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活が調和した状態のこと。
--------------	---

A～Z行

AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。コンピューターを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術
BPR	ビジネス・プロセス・リエンジニアリング。既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、住民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組
DMAT (ディーマット)	Disaster Medical Assistance Team (災害派遣医療チーム) の略。災害急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのこと。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力(身体的・精神的・性的など)をいう。
DX (デジタル・トランスフォーメーション)	Digital Transformation の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術、サービス等の総称
L字カーブ	女性の正規雇用比率を年代別にグラフにすると、日本では30代以降に低下(出産を契機に非正規雇用化)し、アルファベットの「L」に似た形状を描くことから名付けられた言葉
M字カーブ	女性の労働力率を年代別にグラフにすると、日本では20歳代後半から30代にかけてくぼみ、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことから名付けられた言葉
NPO法人	Non Profit Organization の略。NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織(法人)のこと。
OJT研修	On the Job Training。実際の職務現場において、業務を通して上司や先輩職員が部下の指導を行う、主に新人職員育成のための研修訓練のこと。
PDCAサイクル	Plan-Do-Check-Act cycle。計画(Plan)、実行(Do)、確認(Check)、改善(Action/Act)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

PTCA活動	学校ごとに組織された保護者と教職員による教育団体であるPTAに地域社会（Community）を加えた組織であるPTCAが、健全な校外活動、非行防止、家庭教育、児童虐待やいじめなどの防止に向けて行う活動
RPA	Robotic Process Automation（ロボットによる業務自動化）の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化（オートメーション化）する取組
SDGs	持続可能な開発目標（エスディーゼーズ：Sustainable Development Goals）。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境などの広範な課題に統合的に取り組もうとするもの
SDGs未来都市	SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高いものとして国から選定される。
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなどがある。
Society 5.0	ソサエティ 5.0。第5期科学技術基本計画において提唱される。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新しい社会を指す。

西脇市総合計画 －後期基本計画－

令和 年 月 策定

発行者：西脇市

編集：市長公室政策推進課

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1

TEL：0795-22-3111(代) FAX：0795-22-1014

URL：<https://www.city.nishiwaki.lg.jp/>